

令和5年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年6月14日（水）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	6月14日 午前9時00分宣告（第2日）			
応 招 議 員	1番	多 田 陽 子	2番	加 藤 裕 子
	3番	志 治 市 義	4番	石 原 裕 介
	5番	山 岸 美 登 利	6番	飯 田 雅 広
	7番	板 倉 浩 幸	8番	三 浦 知 将
	9番	吉 田 正 昭	10番	富 田 さ と み
	11番	伊 藤 俊 一	12番	水 野 智 見
	13番	安 藤 洋 一	14番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	加藤 正人
	政 推 進 策 室	室 長	小島 昌己	政 策 推 進 課 長	丹羽 修治
		ふるさと 振興課長	太田 圭介		
	総 務 部	部 長	鈴木 敬	安 心 安 全 課 長	綾部 健
		総務課長	藤下 真人		
	民 生 部	部 長	不破 生美	住 民 課 長	戸谷 政司
		健康推進 課長	小澤 有加	介 護 支 援 課 長	松井智恵子
		子 ど も 課 長	飯田 陽亮		
	産 建 設 業 部	部 長	肥尾建一郎	次 長 兼 ま ち づ く り 推 進 課 長	福谷 光芳
		土 木 農 政 課 長	東方 俊樹		
	上下水道部	部 長	伊藤 和光		
	消防本部	消 防 長	高塚 克己		
教 育 委 員 局 会 事 務	教 育 長	服部 英生	次 長 兼 教 育 課 長	舘林 久美	
	給食セン ター所長	浅井 修	生 涯 学 習 課 長	佐々木淑江	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 務 会 局	局 長	萩野 み代	書 記	荒木 慎介
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	山岸美登利	保育事業の充実について……………	66
2	多田陽子	学童保育について……………	75
3	飯田雅広	高齢者の徘徊対策への支援について、現在の取り組み状況 と今後の方向性は……………	86
4	伊藤俊一	J R 東郊線危険踏切の拡幅を急げ……………	94
5	石原裕介	事故のないまちを目指せ……………	101
6	三浦知将	公園を活かしたまちづくりを……………	109
7	板倉浩幸	①学校給食の無償化について…………… ②第9期の介護保険料について……………	120 131
8	加藤裕子	①身近な移動手段の確保について…………… ②ホッとやすらぐまちづくりにおいて……………	141 146
9	富田さとみ	コロナ禍を振り返って！！……………	151

○議長 水野智見君

皆さん、おはようございます。

令和5年第2回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきました。ありがとうございます。

議会広報編集委員長から、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中に本会議場にて写真撮影を行いますのでご協力をお願いします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社から、本日及び明日の撮影、放映許可願いの届け出がありましたので、議会傍聴規則第4条の規定により許可いたしました。

議員の皆さんにお願いがあります。

本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。

議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか設定をマナーモードにさせていただきますよう、ご協力をお願いします。

議員のタブレット及び理事者の皆様のお手元に、多田陽子さん、伊藤俊一君、石原裕介君から提出されました、本日の一般質問の際の参考資料を配付してありますのでお願いいたします。

一般質問される議員の皆さん、答弁される理事者の皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成に協力いただきますようお願いいたします。

また、議場内にモニターを設置させていただいております。議場内の方はもとより、自宅にてケーブルテレビにより議会を傍聴される方々にも、質問時に提示される資料などをできるだけ分かりやすくご覧いただけるようにいたしました。議員、理事者の皆様にも積極的に機器を活用していただき、より開かれた議会を目指していただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可します。

質問1番 山岸美登利さんの「保育事業の充実について」を許可します。

山岸美登利さん、質問席へお着きください。

○5番 山岸美登利君

おはようございます。

5番 公明党 山岸美登利でございます。

改選後初の一般質問トップバッターを務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、保育事業の充実について質問をさせていただきます。

まず初めに、幼児教育・保育の無償化の現状についてお伺いいたします。

少子化が進む様々な要因がある中で、多くの方が教育費の負担軽減を望んでおられます。公明党が2006年発表した少子社会トータルプラン以来、その必要性を強く訴えてきた幼児教育・保育の無償化が令和元年10月より始まり、喜びの声が多数寄せられた一方で、保育の質や保育士不足などの課題も指摘されました。

そこで、全国の公明党議員で実施後の評価や課題を探るため、同年末までに幼児教育・保育の無償化に関する実態調査を聞き取り方式で、利用者1万8,922名、事業者8,502名、合わせて2万7,424名の方から直接お声を聞かせていただき、さらには、1万1,254名の方から自由回答欄にご意見をご記入いただきました。

この幼児教育・保育の無償化の目的として、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性の2点が示されています。

実態調査の最終報告では、利用者の約9割の方が、幼児教育・保育の無償化を評価すると回答をし、利用者の経済的負担に関しても、負担が減ったと回答した人が65.5%となっていました。

経済的負担の軽減が子育て支援策として重要であることが、改めて示されたのではないのでしょうか。

利用者からの、今後取り組んでほしい政策については、保育の質の向上が50.1%と最も多く、次に、ゼロ歳から2歳児の無償化の対象拡大が38.8%、待機児童対策が36.6%と続きました。

保育の質の向上については、保育の質を担保する人材の確保が何より重要であり、調査においても、事業所からは幼稚園教諭、保育士の人材の育成・確保の支援を求める声が圧倒的に多く、調査票の自由回答欄には、若手の定着率が低いとの声が多数上げられました。

また、事業者に、保育の質の向上のために必要な政策を聞いたところ、処遇改善がトップで83.9%、次に、スキルアップが74.1%と続いています。

この実態調査から、ゼロ歳から2歳児の無償化の対象拡大や待機児童対策の要望が多かったことから、その実現のために受け皿整備は取り組むべき重要な課題となっています。

これからますます増えるであろう多様な保育ニーズに応え、質の高い保育の確保を図るため、さらなる取り組みが必要であると考え、以下、2点伺います。

1点目に、幼児教育・保育の無償化がスタートしてから、この過去4年間の保育入所申し込みの状況についてお伺いをいたします。

2点目に、幼児教育・保育の無償化の影響による潜在的待機児童（利用保留児童）を含む待機児童数及び保育の受け皿整備の状況についてお聞かせください。

○子ども課長 飯田陽亮君

質問のありました幼児教育・保育の無償化に伴う状況についてお答えいたします。

1点目の、幼保無償化開始から過去4年間の保育所の入所申込状況につきましては、新規申し込み及び転園の申し込みとしまして、令和2年度は273名、令和3年度は225名、令和4年度からは須成東幼稚園が認定こども園へ移行し、ゼロ・1・2歳児の入所申請が始まりましたが、入所申込者数は合計で205名となっており、令和5年度につきましては計184名と、令和2年度から比べると入所申込数は減少傾向となっております。

2点目の幼保無償化の影響による待機児童数及び受け皿整備の状況につきましては、幼保無償化の対象児は3歳未満児については住民税非課税世帯のみとなりますので、主な無償化の対象児としましては満3歳以上児となり、蟹江町では満3歳以上児の入所希望者で保育施設に案内ができていない児童はいませんので、幼保無償化の影響による潜在的待機児童は現在いません。

3歳未満児につきましては、令和4年度より須成東幼稚園が認定こども園へ移行したことにより3歳未満児の受け皿が拡大し、現在、ゼロ歳児、2歳児に関しましては潜在的待機児童はいません。1歳児につきましては、希望の保育所のみでお待ちいただいている児童は若干名いますが、今後、退所や転出等で空きが出た際は順次案内させていただき予定としております。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

保育所の入所状況は減少傾向であること、また、待機児童は現在なく、潜在的待機児童についても順次ご案内ができていたことが分かりました。

コロナ禍での、お子さまや保護者らが頻繁に出入りする保育所等のコロナ対策では、国のガイドラインに沿って消毒作業などが日々繰り返され、ただでさえ多忙な職員の負担が一段と重く、感染リスクなどストレスの要因として挙げられていました。

現在、社会経済活動の回復とともに、子どもたちを安心して預けられる保育所といたしまして、人員拡充も急務な中、退職者など潜在的人材の活用を一層進めることが重要とも言われています。

保育所等における保育の質の向上を目指し、業務の効率化の取り組みとして、労働環境の整備・改善のため、ICTシステムの導入などについては、業務の生産性の向上、負担軽減が期待され、事務作業や保育士の業務負担の削減に役立つのではないのでしょうか。働きやす

い環境づくりは、保育に専念できる時間が増えるなど、様々な視点から考えることが重要と思います。

そこで、本町では、保育の質の向上を図るため、どのような取り組みを実施されているのかお聞かせください。併せて、ICTシステムの導入について見解をお伺いいたします。

○子ども課長 飯田陽亮君

質問のありました保育所における労働環境の整備・改善、業務効率化等についてお答えします。

公立の保育所につきましては、施設の老朽化等に伴い、各種修繕・改修工事を行い、それに併せて労働環境の改善にも努めております。

業務効率化及び保育士の負担軽減という点におきましては、令和4年度におもちゃ殺菌庫を各保育所に1台ずつ設置することで、保育士がおもちゃを手作業で消毒する必要がなくなりました。

また、今年度からは使用済み紙おむつの持ち帰りをやめ、業者において回収・処分することとし、園児ごとに管理、消毒等を行っていたおむつ保管用のボックスにかかる手作業が不要となったことで、さらに負担軽減が図られたと現場の保育士からも聞いております。

ICTの導入につきましては、実際に使用する保育士の意見を聞きながら、導入にかかる費用対効果を含め、今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

保育の質の向上の取り組みといたしましては、老朽化した室内等施設の改善・改修整備、また、各保育所におもちゃの殺菌庫の設置や、乳児クラスに温水手洗い器の設置、また、おむつの園内処理など、労働環境の整備や業務負担の軽減に努めてくださっているとのことご答弁をいただきました。

おむつの園内処理については、令和3年6月議会で私取り上げさせていただき、今回開始となりましたことうれしく思っております。実際に保育所に課長も伴っていただき、伺い、園長先生にもお話を聞かせていただきました。大変喜んでおられ、徐々に保育環境の整備がなされていることが分かりました。

ICTシステムについては、調べましたところ、兵庫県の富岡市や三重県の津市などたくさん自治体が既に実施をしていました。

例えば、茨城県取手市では、市内6カ所ある私立保育園で帳票作成や登降園管理などの事務作業を電子化しています。このICTシステムは、タブレット端末に対応し、保育所や幼稚園などの運営に役立つ機械を備えており、登降園時間の記録や延長保育料の計算は、保育園の入り口に設置された専用のカードリーダーにICカードを打刻すると自動で算出されるそうです。

また、時間外業務で対応しがちな年間計画表や日誌の作成なども、手書きから簡単な入力作業へ切り替わり、時間が大幅に短縮され、保育士の業務負担の軽減と保育の質の向上につながり、効果的とお聞きをしております。

現場の声が重要であります。国の補助金等、今年度分、またかさ上げを上乘せ、拡充されておりましたけれども、積極的に活用をし前向きにご検討くださいますようよろしくお願いいたします。

次に、保育環境の整備について伺います。

厚生労働省によると、全国の待機児童は昨年4月時点で2,994人となり、ピーク時、2017年の約2万6,000人から5年で約9割も減少いたしました。また、保育の受け皿は約322万7,000人分に増えた一方で、申込者数は約281万3,000人と全国1,741市区町村の約85%で待機児童がゼロになり、地域によっては定員割れも発生をしています。

一方、保育の質の面では、4歳児以上の国の配置基準が、1948年から74年間変わっておらず、まだまだ課題が残っており、1人の保育士が最大30人の子どもを担当しなければなりません。

フランスなど欧米諸国では、その半分の約15人の子どもを1人の保育士が見ています。保育所をめぐっては、保育の受け皿整備などによって待機児童が4年連続で過去最少を更新する中、慢性的な保育士不足による保育の質の低下が懸念され、保育士による児童虐待も増えております。

愛知県の保育団体の調査によると、国の基準では子どもと十分に関われないと考える保育士が7割に上り、災害時に子どもの命と安全を守れないという回答も8割を超えています。

昨年12月、静岡県裾野市の保育園で起きた痛ましい園児虐待事件は記憶に新しく、現在、安心して子どもを預けたいという声が全国で高まっております。先月も桑名市の保育園でも虐待事件が発生しております。

国は、静岡県の虐待事件等、全国で保育園での虐待事件が相次いだことを受けて、保育所などを対象に、不適切な保育の実態調査をしたところ、90件の虐待が確認されたことが分かりました。調査は、全国の市町村や保育所などを対象に実施。その結果、昨年4月から12月に発生した事案で、市町村が不適切な保育として確認したのは914件。このうち、虐待と確認されたのは90件にも上ることが分かりました。

そこで、4月に発足したこども家庭庁を機に、子どもの視点に立った取り組みを進めるべきと考え質問をいたします。

現在の保育士の充足状況をお聞かせください。また、人材育成と人材確保について、どのような施策を行っているのかお伺いいたします。

○子ども課長 飯田陽亮君

質問のありました保育士の充足状況と人材育成・人材確保についてお答えいたします。

現在、蟹江町立保育所の保育士の人数は、正職員が58人、会計年度職員が70人であり、問題なく保育所運営はできていますが、延長保育の保育士をはじめ、まだ保育士は不足している状況であります。

平成27年より人材派遣会社に依頼し、条件に合致した保育士について派遣契約を結ぶことで、1人でも多くの保育士が確保できるよう努めております。

人材育成に関しましても、愛知県社会福祉協議会が行う研修を始め各種研修に毎年参加することで、保育士としてのスキルアップに努めております。また、今年度より新たに、保育士の指導・管理を行う立場にある指導保育士を配置することで、さらなる保育士の資質向上、保育現場の円滑な運営に努めております。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

全国的に保育士不足の中、人材確保については苦慮されているかと思いますが、引き続きよろしく願いをいたします。

また、今年度より指導保育士さんを新たに配置されるとのことでありましたけれども、保育のご経験も深く、保育に精通された指導員とお聞きをしております。即戦力として今後のご活躍を期待をしております。

また、こども家庭庁は不適切な保育の考え方を明確化するなど、虐待防止や対応に関する新たなガイドラインを策定し発表しております。

そこで、こども家庭庁設置を契機に、本町も独自の配置基準を設けて保育の質の向上に取り組む考えはないかお聞かせください。

○子ども課長 飯田陽亮君

質問のありました町独自の配置基準の設定についてお答えいたします。

蟹江町の公立保育所の配置基準につきましては、原則、国の基準どおりとなっておりますが、1歳児は、国の基準6対1に対して5対1、4月につきましては4対1とし、その他の年齢児についても、実際には配置基準以上の保育士を配置することで余裕を持って保育を行い、保育の質の向上を図っています。

現在、国においても、1歳児を5対1に、4、5歳児を25対1とする検討もなされているため、その動きも注視していきたいと思っております。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

よろしく願いをいたします。

保育園での相次ぐ虐待事件などの不適切な保育、貧困や体罰の問題など増える中、保育士が日々直面するであろう子どもと関わる日常の様々な場面から、子どもの人権への配慮、人権を尊重することについては大変重要であるとの観点から、引き続き、子どもの視点に立つ

た取り組みといたしまして、子どもの権利条約についてお伺いをいたします。

世界中の全ての子どもたちが持つ権利を定めた子ども権利条約は、1989年の国連総会で採択されました。

子ども権利条約を守ることを約束した地域の数には196カ国と世界で最も広く受け入れられている人権条約で、日本は1994年に批准しています。この権利条約は、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの最善の利益の確保、生命、生存、発達への権利及び子どもの意見の尊重を一般原則とし、子どもが健やかに生きる権利、差別や暴力から守られる権利、教育を受け自分らしく成長できる育つ権利、社会の一員として意見を表明する参加する権利、この4つの柱を掲げています。

本年4月からこども家庭庁設置法と併せてこども基本法が施行されました。近年では、子どもの権利についての課題が山積しております。

そこで、子どもの権利総合条例を制定している自治体はありますか。併せて、個別の子ども施策に特化した条例を持つ自治体も多くありますが、子どもの権利条約の制定について本町のお考えをお聞かせください。

また、地方自治体には子ども施策の計画策定などが求められています。ご見解を伺います。

○子ども課長 飯田陽亮君

質問のありました子どもの権利条約に係る条例制定の状況等についてお答えします。

子どもの権利に関する総合条例につきましては、令和4年10月現在、全国で62の自治体で制定しています。

子どもの施策に特化した条例の制定についての蟹江町の考えについてですが、子どもの施策に関する条例を制定する場合、特に条例においては、施策に関する基本理念や、町・保護者・学校の責務等を規定していくこととなり、具体的な施策に関する事項は子ども・子育て支援事業計画等で定めていくことになるかと思われまます。

こども基本法が令和5年4月1日から施行され、同法において条例に規定する子ども施策に関する基本理念、責務等の規定が設けられているため、条例制定の必要性につきましては引き続き検討していきたいと思っております。

また、蟹江町では、平成27年3月に、蟹江町子ども・子育て支援事業計画、また、令和2年3月に、第2期蟹江町子ども・子育て支援事業計画を策定しました。こども基本法によって策定が努力義務化されている市町村こども計画につきましては、既存の子ども施策に関する計画と一体のものとして作成することができるため、次期蟹江町子ども・子育て支援事業計画策定時には、この点も踏まえた計画策定を行っていきたくと考えております。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

ありがとうございます。

このたび、こども基本法の施行により、子ども・子育て、子ども施策の計画策定などが努力義務化されたということでございます。全国で、この子ども条例、子どもの権利条例というのは、先ほど課長がおっしゃいました62市区町村で総合条例が定められているということでございます。県内では豊田市、名古屋市、岩倉市、日進市、幸田町、知立市、知多市、東郷町、津島市、瀬戸市のこの10市町で定められているとのことでございます。

この計画策定の中に盛り込んでいただくということでもございました。本町の事業計画の期間は令和2年から令和6年、子ども・子育て支援事業計画がございまして。また、新たなこの作成に向けて、様々なこの視点から、時代の変化に沿った、現代社会における課題を踏まえて、また策定のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、ゼロ歳から2歳児の保育の質の向上と一時預かり事業について伺います。

ゼロ歳から2歳児は、幼児教育・保育の無償化に所得制限がある上、約6割が保育所等を利用していない未就園児で、公的支援が手薄な上、核家族化が進み、地域のつながりが希薄化する中で、保護者が孤立し、虐待のリスクが高まることも指摘されています。

政府は、総合経済対策で、支援が手薄な低年齢期に焦点を当て、出産・子育て応援交付金を創設し実施をしています。事業のポイントは、面談と給付をセットにして、妊婦の方など孤立させないこと、また、現金をただ配るだけではなく、できるだけクーポンや利用券などで給付し、支援サービスの認知度を高めるとともに、潜在的なニーズの見える化、モニタリング化を図ることでもございます。

そこで、本町のゼロ歳から2歳の未就園児の割合と一時預かり事業の過去5年間の利用実績をお聞かせください。

○子ども課長 飯田陽亮君

質問のありました一時預かり事業の状況についてお答えいたします。

1点目の、ゼロから2歳児の未就園児の割合につきましては、人口761人に対して521人が未就園であり、割合は約68%となっております。

2点目の、過去5年間の延べ利用実績につきましては、平成30年度は612人、令和元年度は737人、令和2年度は401人、令和3年度は477人、令和4年度は399人となっております。令和2年度以降はコロナ禍のため利用実績は減少傾向にあります。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

現状は761人中521人、68%であると。コロナ禍もあって一時預かり事業の利用実績も減少している、このような実態が分かりました。

この一時預かり事業についても一つお尋ねをいたします。

近年では共働き家庭やシングル家庭などが多く、保育ニーズが高まっております。

本町では、保護者の育児疲れをリフレッシュすることを目的としたリフレッシュ保育事業

の展開は現在ありませんが、今後、このサービスを取り入れるお考えはありませんか。

○子ども課長 飯田陽亮君

質問のありましたリフレッシュ保育事業についてお答えします。

現在、一時保育の利用定員数に限りがあり、定員が埋まることもあるため、蟹江町においてはリフレッシュ目的での一時保育利用は行っておりません。しかし、リフレッシュ目的での利用希望の声も把握しておりますので、今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

ありがとうございます。

リフレッシュと同様の、例えば障害医療、介護現場でもレスパイトケアという言葉があります。例えば、介護を行っている人を一時的に休ませてあげる、また息抜きをするという意味ですが、保護者の育児疲れなど、リフレッシュする時間は大変重要と考えております。ぜひ取り入れていただきますようよろしくお願いをいたします。

3月議会では一時預かり事業等の利用料の負担軽減のため、保護者がリフレッシュのために気軽に利用できるようクーポン券等の給付の検討もご提案をさせていただきました。保育ニーズに沿ったサービスの提供をお願いしたいと思います。

では、最後に、幼保無償化の実態調査結果から、利用者からの今後取り組んでほしい政策について、保育の質の向上のほか、ゼロ歳から2歳児の保育無償化の対象拡大が2番目に多くご要望の声がありました。幼保無償化において、ゼロ歳から2歳児の保育料につきましては、近隣自治体において、第2子以降、保育料の無償化を導入されるなど徐々に対象を拡大されております。

そこで、現在、国の制度に基づいた町基準の世帯収入に応じて決定した非課税世帯等が無償化になっていますが、ゼロ歳から2歳児の保育料無償化の段階的な拡充、対象拡大について検討すべきと考えますが、本町の見解と今後の方向性についてお聞かせください。

○子ども課長 飯田陽亮君

質問のありました、ゼロ歳から2歳児の保育料無償化に対する見解等についてお答えいたします。

幼保無償化によってゼロ歳から2歳児についても、住民税非課税世帯は保育料が無料となっておりますが、さらに、所得の制限なく、全てのゼロ歳から2歳児に対して町独自で無償化を行うとなれば入所申込者の増加も予想され、財政的な措置も必要となりますので、近隣自治体並びに国の動向を見ながら、この必要性について検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

よろしく申し上げます。

子どもを生み育てやすい環境づくりを行う上で保育の充実は欠かすことができません。今後も事業者、利用者、それぞれ当事者の視点、声を生かし、本町のさらなる保育環境の整備、充実を期待をいたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で、山岸美登利さんの質問を終わります。

質問2番 多田陽子さんの「学童保育について」を許可します。

多田陽子さん、質問席へお着きください。

○1番 多田陽子君

1番 多田陽子です。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って学童保育について質問をさせていただきます。

まず、本日このようなお聞き苦しい声となってしまいましたこと、おわびを申し上げます。

このたび議員というお立場をいただきましたので、今後は自己の体調管理につきましてはしっかりと努めてまいります。

さて、私は結婚を機に16年前に蟹江町に引っ越してまいりました。それから子宝に恵まれて、15年間途切れることなく、生活の中心を子育てとして過ごしてまいりました。中学3年生の息子が幼少期の頃と3歳の娘の周りを比べると、たった10年の違いにも関わらず、子どもや母親を取り巻く環境が大きく違うと肌身で感じます。

私が小さい頃は、幼稚園は2年保育が主流でしたし、10年前は3年保育、そして今は、町内の全ての幼稚園で週5日間の4年保育が始まっています。産後1年間の育休を終えてすぐに職場復帰する母親たちも珍しい話ではなくなりました。そんな小さな子どもを預けて働きに行くのはかわいそうだという考え方があることは理解できます。しかし、私は、必ずしもそうだとは思いません。ただ、仕事に家事に子育てに、いっぱいいっぱいになってしまって、親が子どもと向き合う心の余裕や時間がなくなってしまうことがあれば、それは子どもにとってはもちろん、親にとってもとてもかわいそうな話だと思います。だからこそ、今回の一般質問で、学童保育を保護者にとってより使いやすいものにして、時間と気持ちに余裕を持てるようにしたいこと、利用している子どもにとってさらによい環境となり、学童保育が成長の場となれるものになってほしいこと、また、そういった町の姿勢が若い世代を蟹江町にひきつけるものとなることで、町の若返りと税収のアップ、そして、全町民に還元される好循環をもたらすきっかけとなることを目的として今日の一般質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

ではまず、一般的な認識として、学童保育は保護者が夕方まで働いている場合に、家で1人で留守番をさせるのが心配だという保護者が申し込んで、平日の夕方や土曜日に児童館や

学校内で先生と過ごす場所というのですが、正式なところの学童保育とはどのようなものであり、どのような目的の下にあるものかを教えてください。

○子ども課長 飯田陽亮君

質問のありました学童保育の目的等についてお答えいたします。

学童保育とは、児童福祉法第6条の3第2項に規定する、放課後児童健全育成事業のことを指し、放課後児童クラブとも言われます。学童保育は、小学校に就学している子どもで、保護者が就労により昼間家庭にいない子どもや、疾病、介護等により、昼間、家庭での養育ができない子どもを対象として、その放課後の時間帯において子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもの遊び及び生活を支援することを通してその子どもの健全育成を図ることを目的とする事業です。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

昨今の共働きの増加や、また、疾病・介護という点を考えますと学童保育の需要は高まっていると一般的に考えられると思いますが、町内の各箇所の学童保育の定員、現在の利用人数、全児童数からする利用者の割合、また、申し込みの人数とキャンセル待ちがどのような状況かを教えてください。

○子ども課長 飯田陽亮君

質問のありました学童保育の定員、利用人数等についてお答えいたします。

学童保育所の利用定員につきましては、町内5カ所ある学童保育所について、合計228名程度と定められています。

次に、各学童保育所の利用登録人数につきましては、6月1日時点で合計361名となっております。申込人数につきましては、申込期間内に申し込みをいただいた方につきましては、小学校の空き教室等に学童保育室分館を開設したことで、全ての方に入所のご案内ができておりますので、先ほどの利用登録人数と同じ人数となります。

全児童数に対する利用者の割合につきましては、小学校低学年が828人に対し利用者250人で約30%、高学年が930人に対し利用者111人で約12%となっており、全体としましては約20%の利用割合となっております。

なお、申込期間外に申し込みをしキャンセル待ちとなっている方の人数は19名です。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

では、途中入所のキャンセル待ちは19名あるものの、申込期間内であれば新年度からの利用の申し込みがきちんと入所できるようにしているということで安心いたしました。

さて、今年度新蟹江小学校におきまして新入生が1クラスとなってしまいました。一番児童数の多い蟹江小学校でもこの春の卒業生は124人なのに対して入学者数は80人で44人も減

少しています。

利用率として学童保育の需要は伸びることが見込まれているものの、子ども全体の数が減少しているので、実際のところの今後の利用はどのような見込みでしょうか。今の6歳以下の人数と見込みを教えてください。

○子ども課長 飯田陽亮君

質問のありました、現在の6歳以下の人口等についてお答えいたします。

令和5年6月1日現在の町内の6歳以下の人口は1,877人です。過去3年の実績を見ますと、学童保育の利用率にあまり変化はありませんが、児童数としては減少傾向にありますので、原則現在の施設利用の形態は維持しつつ、適切な人員配置を行った上で、学区ごとの需要を考慮しながら学童保育事業を進めていく予定です。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

利用率が変わっていないのはちょっと意外ではありますが、では、学童保育所の新規開設などではなく既存のまま、人員配置などで当面は対処可能とのことで理解いたしました。

長期休みを除いては、平常月の平日を考えると、下校時刻までに仕事を終えられる職に就いていると学童保育を利用する必要がないといえますか、そもそも利用ができないかと思いますが、では、学童保育の申込条件についてお伺いします。

コロナ禍の当初、学童保育所の入り口に、テレワークは利用できないとの貼り紙が出されていまして保護者が大変困惑しておりました。テレビなどでも、小学生とはいえ、そばに子どもがいてはきちんと仕事ができるわけがないのにという声があったことが報じられていたことは記憶しております。

また、利用時間に関しましても、コロナに関わらず蟹江町では、学童の利用時間は勤務中と通勤時間に限るとされていますので、仕事が終わる次第すぐに迎えに行くことを求められています。働く親の立場ですと、夕方からの怒濤（どとう）の家事・育児タイムを少しでも効率よく進めるために、例えば夕食の買い物や支度などを済ませてから子どもを迎えに行きたいという気持ちは十分に理解できます。

また、週に何日だとか何時間という契約ではなく月額の利用料という形で申し込みをしておりますので、そこをあえて厳しく設定する必要はあるのかと疑問に思うところです。利用者側の認識違いということもあるかもしれませんのでお伺いしますが、学童保育の申込条件や日々の利用条件を教えてください。

○子ども課長 飯田陽亮君

質問のありました学童保育の申込条件等についてお答えいたします。

学童保育所の申し込みにつきましては、児童と同居する70歳未満の保護者等が月16日以上、また、1日4時間以上の就労または疾病等により児童を家庭で養育できないことを条件とし

ております。

なお、新型コロナウイルス感染症が流行していた令和3年度に、一部学童保育所において、感染防止拡大の観点から、在宅勤務の際にはご家庭での保育の協力をお願いする旨の貼り紙を出している時期がありましたが、令和4年度以降は、ご家庭の状況や職務の内容等を十分に勘案した上で、在宅勤務のご家庭においても学童保育をご利用していただいております。

日々の利用に関しましては、ほかにも利用をお待ちいただいている方もみえますので、守っていただくルールは種々ありますが、保護者の方が利用しやすいよう、できるところは柔軟な対応について検討できればと思っております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

ありがとうございます。

キャンセル待ちがいる以上、先ほどの山岸議員の質問にもありましたリフレッシュ保育事業への難しさの回答という点も考えましたら、やはり、やや難しいのかもしれないなという気持ちもありますが、プライベートな時間が多い方の利用が適切かという観念等も納得いたします。利用者側のモラルも問われる点ではございますが、専業主婦であった私ですら夕方からの時間はとてもとても忙しくて、一緒に席について夕食を食べられることもほとんどありません。多田さんのところ子どもの数が多いので仕方ないでしょうという思いもあるかと思えますけれども、やはり母親はとても忙しいです。

ですので、やはり仕事が終わってから寝るまでノンストップで働き続けなければいけない保護者のことを考えますと、今後、現場とも話をして柔軟にご対応いただけますこと、どうぞよろしくお願いいたします。

では、次に、こちらの資料をご覧ください。

これは蟹江の広報誌「まちから」の昨年10月号の学童保育の案内ページです。次に、こちらは蟹江町ホームページの学童保育の申し込みの箇所となっております。ここから読み取れることとしまして、学童保育の申し込みは前年度の11月であるということだと思えますが皆様がいかがでしょうか。

先ほど質問しましたように、定員が法律上絶対のものであるとか、保育所のように保育士1人につき何名が見られるという人数が決まっているということではないのに、学童保育が11月の5日間にしか申し込めないのはどのような理由によるもののでしょうか。また、年度途中の入所の問い合わせは何件あり、どのように対応されていますか。

○子ども課長 飯田陽亮君

質問のありました学童保育の申込期間等についてお答えいたします。

学童保育の申込期間につきましては、申し込み終了後、人数の集計、受け入れのための職員の配置や人数の調整、保護者の就労状況の確認等を限られた期間内で行う必要があること

から、現在は5日間とさせていただいております。

なお、5日間という短い期間に保護者が申し込みを容易に行えるよう、令和3年度からは各児童館に町の職員を派遣し、保護者が勤務終了後にも申し込みができるよう、役場の受付終了時間より遅い時間まで受付を行うように対応しております。ただし、学童保育所の申込時期につきましては、11月に設けている申込期間後にも随時申し込みを受け付けており、学童保育所の受け入れ態勢が整い次第、順次入所の案内はしております。

昨年度の年度途中の問い合わせ件数につきましては、都度様々な問い合わせ内容に対応しておりますので件数としては把握できておりませんが、年度途中の申込件数につきましては合計24件ありました。そのうち12件は年度途中で受け入れをすることができました。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

申し上げにくいのですが、ホームページのどこにも、随時申し込み可能だとか随時お問い合わせくださいなどの文言が見当たりませんので、その答弁がやや後づけに聞こえてしまいます。

また、入ることができたという件があるのも逆に問題かと思ひまして、問い合わせた者、言った者勝ちと捉えられても仕方がない状況とも言えるのではないのでしょうか。ホームページや広報誌からは申し込みが不可であるとの読み取りができる上に、定員についても明確な基準があるわけではないので、入所の可否に関してあらぬ疑惑を招きかねません。ここはしっかりと透明性を持たせる対応を望みます。どうぞよろしくお願いいたします。

○子ども課長 飯田陽亮君

11月の申込期間に申し込みされた方を優先的にご案内することにはなりますが、お示しいただいた紙面には、期間外にも申し込みは随時受け付けている旨の記載がないため、ホームページを含め、次回広報誌に掲載する際にはその点を記載するよう考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

ありがとうございます。

よく聞く声としまして、小学校へ入学したので仕事を始めようとしたが学童の申し込みは終わっていたのでどうしようかと困っているというものがありました。申し込みに関して、毎年10月に小学校の就学時健診と入学説明会が行われますが、その場でも学童保育の申し込み資料は配られているものの、たくさんの説明がある中で見逃してしまう保護者もいるようです。ただ、昨年度配られましたその用紙を見ますと、申し込みに加えて就労証明も提出する旨の記載はありますが、実際は、その就労証明の提出は年明けまでです。11月、12月の時点で仕事が決まっていない場合はどうするのか。今ではなく春から働きたいという希望で雇

ってくれる会社なんてまずないとか、冬休みの利用を1年以上前の11月に申し込むというのは、正社員などの長期契約以外の働く人にとってあまり現実的ではないというように、利用者側の立場に立つとうなずける意見が多々あります。

近隣の愛西市、あま市、大治町、津島市、飛島村、弥富市の6市町村の状況を調べましたが、蟹江町以外は随時申し込みが可能でした。やはり蟹江町においても随時申し込みが可能であればいいのと思いますし、特に夏休みや冬・春休みなど長期休みにつきましては、その都度の申し込みを前向きにご検討をお願いいたします。

次に、長期休みについてです。

長期休み中の保護者の朝は、昼食用のお弁当作りに加えて学童保育所への送迎も必要で仕事量が格段に増えています。国が定めるガイドラインに送迎が必要だとの記載があるのでしょうか。小学校へは児童だけで歩いて登下校するのに対して、学童保育の場合は大人の送迎が必要となるその理由を教えてください。

○子ども課長 飯田陽亮君

質問のありました休期、いわゆる夏休み等の長期の休みですね、における送迎の必要性についてお答えいたします。

学童保育所への送迎につきましては、町の条例や国の運営指針に基づいているものではなく、児童の安全面の観点から大人の方の送迎が必要であると判断し、お願いしているところです。

平日の学童保育所への登所については、ボランティアによる子どもの見守り活動の下、小学校からの集団下校により登所しております。ただし、休期間の学童保育所については、集団登下校や見守り活動等がないことから、安全確保が十分にできず、児童のみで登降所を行うには危険が伴う場合があると言えます。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

その旨、了解いたしました。

では、保護者の送迎に関しては、蟹江町の定めたルールといたしますか暗黙の了解というかそのような点と認識いたします。

これに関しては一度横に置きまして、先に、長期休みの昼食についてお尋ねします。

民間の学童である幼稚園は給食の提供を行っています。また、本町にありますプール教室のケーニーズも学童保育を行っています。ケーニーズでは近隣の飲食店と提携をしてお弁当の提供を行っています。学童についても希望者には給食を提供することはできませんか。

○子ども課長 飯田陽亮君

質問のありました夏休み期間等の休期利用における給食提供についてお答えいたします。

学童保育所での給食提供につきましては、休期間中は学童保育所の利用人数が毎日定ま

った人数でないことから、食材量の見込みが困難となり実施しておりません。

仮に、給食を提供するとなると、現在の利用料で事業を継続することは財政的に難しく、利用料が増額になることが見込まれますので、保護者に過重に負担を強いることとなります。また、飲食店と提携してお弁当を提供するには、個々のアレルギー対応もあり実施が難しいのが現状です。

現在、蟹江町には2カ所の私立の学童保育所がありますが、自園調理施設ということもあり給食提供を行っております。休期間であれば学区を問わずご利用いただけますので、保護者のニーズに合わせてご利用施設を選択していただけたらと考えております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

そうですね。給食の単価が上がってしまうとなると、なかなか現実的ではないかもしれません。ただ、給食の提供があると、蟹江町の学童保育にほかの市町村にない特色となると考えました。例えば奈良市では、2019年、初めて市内の43カ所の学童保育所で、夏休み等の給食のない時期の弁当の昼食提供事業を開始しました。公設公営の放課後児童クラブで、行政が長期休みの初日から最終日まで昼食提供を行うことが全国初とホームページに記載がしてあります。給食は難しくとも、ケーニーズのようにどこかの飲食店からの弁当の配達申し込みを受け付けられたり、夏休みの昼食の時間の前に子どもが近くのスーパーなどに自分たちで買い物に出かけたり、それができますと保護者の負担は大きく軽減されると思います。コロナ禍において町内の飲食店もテイクアウトのノウハウが上がったわけですから、もしも飲食店からそういったお申し出をいただけることがあれば、ぜひ前向きにご検討ください。

母親が外に働くということは、子どもが小さいうちはとにもかくにも大変です。

蟹江町では平成29年3月に蟹江町男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みを進めていますが、平成29年、5年前から今にかけて、学童保育ではどのような変化があったかを教えてください。

○子ども課長 飯田陽亮君

質問のありました蟹江町の学童保育の平成29年からの変化についてお答えいたします。

平成29年から現時点までの大きな変化としましては、高学年の児童の受け入れ態勢を整えたことが挙げられます。平成29年度までは、施設の都合上、小学4年生から6年生までの高学年児童は休期間のみで受け入れを可能としておりました。しかし、多くの保護者からの要望を受け、平成29年度に小学校の空き教室等施設の整備を行い、平成30年度からは高学年児童につきましても通年での受け入れが可能となりました。現在も継続して高学年児童の通年での受け入れを実施しております。加えて、学童保育所における早朝・延長保育につきましても平成29年度より開始しております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

高学年の受け入れも全体の12%があるということですので大変ありがたい取り組みだと思
います。

さて、次の資料をご覧ください。

今年の3月にK a n i eピースという移住・定住ガイドブックが作られました。このよう
に蟹江町は転入を促進しています。データでは、2022年に全年齢の世帯で専業主婦世帯が
539万世帯に対して共働き世帯は1,262万世帯。共働き世帯は全体の約7割ですが、これには
高齢世帯も含まれていますので、若い世帯の共働き率はもっと高いことが推測されます。移
住のターゲットを若い世代や子育て世代に当たるのであれば、若い世代の移住を成功させる
ためには転入者の共働きへのサポートが、行政がもっと積極的に取り組む必要があるのでは
ないでしょうか。

現在、蟹江町の学童保育に他の市町村にない特色はありますか。また、第2次蟹江町男女
共同参画プランである令和4年度から令和8年度までの5年間において、両親共に働きに出
るための動機づけとなるような計画やアイデアはあるでしょうか。学童に限らず教えてくだ
さい。

○子ども課長 飯田陽亮君

質問のありました蟹江町の学童保育の特色等についてお答えします。

学童保育事業は、保護者の就労や疾病等により、やむを得ず家庭での養育ができない子
どもに対して、適切な遊び及び生活の場を提供するための事業となりますので、学童保育所の
保育内容として特色あるサービスを提供しているわけではありませせん。

蟹江町の第2次男女共同参画プランでは、年次有給休暇や男性の育児休業の取得などワー
ク・ライフ・バランスの推進、学童保育事業も含めた子育て支援等の充実、再就職を希望す
る女性への相談支援等、プランに掲げた各種施策に取り組み、同プランを推進していくこと
で、男女が共に働きやすい社会づくりを目指しております。

保護者の負担軽減という点におきましては、保育所関係で言いますと、毎日お持ち帰りい
ただいていた使用済み紙おむつについて、今年度より保育所で回収・処分することとしてお
ります。

今後も、共働きやひとり親など多様なライフスタイルに合わせた子育て支援ができるよう、
各種事業を通して、子育てしやすいまちづくり、地域づくりを進めていきたいと考えており
ます。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

では、先に現場の話を伺います。

学童保育での児童と職員の過ごし方について教えてください。

○子ども課長 飯田陽亮君

質問のありました学童保育所での過ごし方についてお答えします。

平日につきましては、登所した児童の出欠確認後、おやつの時間、30分程度の学習時間があり、学習時間では、各学校で出題された宿題を行います。その後、保護者のお迎えがあるまで、職員の見守りの中、室内外で自由に過ごします。

土曜日や休期期間につきましては、登所後に出欠確認を行い、50分程度の学習時間の後、自由時間となります。平日と異なる点は昼食時間があることです。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

私は学童保育において、学童保育所が適切な遊び及び生活の場であるというのが重要なポイントだと考えています。児童館と場所が同じでも、児童館の利用と学童保育の利用が違うことの例えに、児童館へ遊びに来た子どもに対しては、いらっしゃいと先生が出迎えてくださるのに対して、学童保育に帰って来た子どもには、お帰りなさいと迎えてくださいます。生活の場であるからこそ、冒頭で述べましたように私は、子どもの成長を促すべき場所であると考えます。蟹江町には限りませんが、高学年になるにつれて学童保育の利用が減るのは、家で留守番ができるようになるからという理由だけではなく、学童保育に縛られてしまうことの不自由さからの行き渋りがあります。

例えば、学童保育を利用していない友達とは放課後に遊ぶ約束ができない。外出ができないので習い事に通うこともできません。第2の生活の場であると考えれば、保護者の同意の下での外出は認めたり、多少の遊び道具の持ち込みを許可するのも一案だと思います。

夏休みのお昼間に自分で近くのスーパーにお昼ご飯を買いに行くことができれば、先ほども言いましたが、保護者には大変ありがたいことです。お金を落としてしまうとか私物が壊れてしまうなどのトラブルが起こり得ることは承知しております。ただ、トラブルが起こったとしても、そういうことを経験し解決するのも成長の糧となります。決められたルールを守ることも重要ですが、どうしてそのようなルールがあるのかと疑問に思う力や自分で判断する力、問題を解決する力を養うことも子どもの成長にとってかけがえのない経験だと私は考えています。

先ほど置きました、学童保育へは必ず保護者が送迎しなければいけない件についても、不安だからうちは送迎したい、そのような保護者はそうすればいいですし、うちの子は1人で登下校できると判断したならば、その方はそうすればよいのではないのでしょうか。

東京のほうの事例ですが、毎日希望の下校時刻を連絡帳に書いて、その時刻に1人で帰ってくるという学童保育もあるそうです。

なお、18時半以降は必ず保護者のお迎えが必要だそうで、暗くなって危険なのでそれはもつともであると感じました。昔と違って携帯電話を持っていない保護者はまずいままなので、

子どもが外出したり1人で行き帰りするときなどは必ず連絡がつくようにしたり、学童保育所外での事故やトラブルに関しては責任を負えないという旨の念書を用意しておくなど、やりようはいろいろあると思いますし、そういったことがほかのどこよりも子どもの成長を促す学童保育と蟹江町の特色ある子育て支援になると思います。

では、最後に、財政と人員についてお尋ねします。

今年度の学童保育所施設管理費の予算は6,016万1,000円で、これに正規職員の人件費が加算されます。保護者の負担金は2,708万4,000円です。見ましたところ、予算のうちパート職員の人件費だけでも7割近くを占めているのですが、では、それらの人員は学童ではどのように配置されていますか。職員の資格や人数、雇用形態を含めて教えてください。

○子ども課長 飯田陽亮君

質問のありました学童保育の人員配置等についてお答えいたします。

現在、学童保育所は正職員13名と会計年度任用職員、すみません、先ほど補足し忘れましたが、いわゆる従来の非常勤職員、臨時職員、パート職員と言われる職員のことであります、57名が配置されております。

職員の資格につきましては、保育士24名、放課後児童支援員8名、小中学校教諭免許7名、児童厚生員1名、幼稚園教諭1種免許1名となっております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

蟹江町の学童保育は通年利用で9万8,000円とほかの市町村に比べても利用料が割高で、愛西、あま、弥富、飛島と比べると年間2万3,000円から3万5,000円高くなっております。津島は民間に委託されているためそれよりも高額でしたが、放課後子ども教室や子どもの居場所づくり事業という取り組みがあり、そちらは年間3,000円ほどで利用できるようになっています。全職員70名のうち半数以上が教員資格や保育士資格等の資格保持者なので利用料が高くなっているのでしょうか。

しかしながら、先ほど述べましたように、蟹江町に限らず多くの公立の学童保育所において、学年が上がるにつれて行き渋りの声が聞かれますが、有資格者が多いのにも関わらず、先ほどの回答では、この5年間に子どもにとってうれしいだろうという取り組みはさほど挙げられませんでした。つまり、停滞していると考えられても仕方のない状況かもしれません。保護者や子どものニーズはどうなっているのでしょうか。例えば、土曜日の保育と同じほど日曜の保育も必要とされているかもしれませんし、この物価高ですので、専門家の保育ではなくファミリーサポート支援員のような地域の方のボランティアの保育でよいので利用料が下がることを求められているかもしれません。

なお、津島の放課後子ども教室は年間利用料1,800円から2,800円で約280人が利用。市の教育委員会が運営し、スタッフは地域の有償ボランティア。今年度の事業費は年間合計約

1,800万円で、うち国と県から3分の1ずつ補助があるので津島の負担は約600万円のようにです。もしも蟹江町の学童保育が現状維持の姿勢で行くのであれば、異次元の子育て支援を叫ばれている昨今、子育て支援の競争に後れを取って近隣の市町村に若い世代を奪われかねません。

また、町内の私立幼稚園に、日々、子どもや親にとってよりよい道を探ってくれているという事実がありますので、町の学童保育においても民営化も一考の余地があると思います。特に子どもにとって周りの大人が、自分に対するその愛情を感じる経験はとてもかけがえのないものです。蟹江町においても、蟹江に育つ子どもたちの気持ちを考えて取り組んでいただければと思います。

批判的な言葉を並べましたが、先日、学童保育に通う高学年の児童を我が家でお預かりしたことがありました。その際に、今からみんなで児童館に遊びに行こうかと言いまして遊びに行ってしまうました。毎日毎日いる場所だから飽きているんだろうと考えていたんですけども、その子にとっては学童がとても居心地がよくって、先生には毎日でも会いたくてと第2の我が家のような状態なんだろうと思うととてもうれしくなりました。

先生方はどなたも子どもが大好きでこの仕事に就いています。町の古くから続くルールがあるから先生方が思うような保育が行えていないということがあれば残念なことですし、改善していかなければならないと考えます。

話はそれますが、私の子どもの頃は大雨のときなどに電話連絡網が朝に回ってきました。母が電話を受けて次の家庭に連絡を回す、皆さんもご存じのあの形ですが、今は学校からの一斉メール連絡となっています。今の時代に電話連絡網は可能だと思いますか。朝の時間帯はもうばたばたと戦争のようだと表現されますし、たった5分のことかもしれませんが、その5分を捻出するのはとても大変です。では、当時の母親たちが時間に余裕があったのでしょうか。決してそうではなく、電話連絡網の存在が当たり前だったからという認識があったから受け入れられていたのだと私は思います。

つまり、私が言いたいのは、そういうものだというところからの脱却です。学童へは送迎が必要なものだ、手作りのお弁当を持っていくものだ、決まった時刻にみんなでおやつを食べて宿題をして外で遊んでとするものだというような、そういうものだという古くから続くルールを、子どものため保護者のためにいま一度見つめてほしいということです。

さて、先日、学童保育が蟹江にまだない時代に学童保育の立ち上げを見てこられた方からのお話を伺いました。

最初は、利用者の保護者自身で小学校近くの事務所の空いた部屋を利用し、シフト制のような形で自分たちで子どもたちを見ていたそうです。公立の学童保育を立ち上げたいと署名を集め、それは千数百件にも及んだそうですが、当初、議会では不採択となってしまったものの、この活動のインパクトはとても大きくて、県内でもまれな町立学童保育の実現へと実

を結んだそうです。そのおかげで長く、そして安心して働くことができた保護者がたくさんいて税金も収めることができたと言ってくれました。当時は父母会の存在が大きくて、遠足や運動会等の様々な活動も行われていたそうですが、今は、父母会は蟹江学童の1カ所に残るのみです。

平成30年に早朝保育が始まる前まで、その時間に父母会で自主的な預かりをしていたようですが、正式に早朝・延長保育が始まり父母会は解散したそうです。保護者の有志で仕出し弁当の導入を試みる自治体も、東京都北区など日本各地に出てき始めました。一度なくなった父母会を今の時代に再開することは困難だとは思いますが、この東京の事例のように、本来なら自発的に行うべきことも多々ありますが、私は、先ほど紹介しました奈良市や子育てで話題の兵庫県明石市のように、蟹江町が町として親をサポートしよう、子どもによりよい環境を考えようという姿勢をさらに強めたいという思いを持って、この場で学童保育についての質問をしました。

古くから続くルールや、そういうものだという思いを変えるのはなかなか大変なことではありますが、今後とも引き続き、私自身取り組んでまいりたいと思いますので、役場の皆様におかれましても町民の皆様におかれましても、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 水野智見君

以上で、多田陽子さんの質問を終わります。

質問3番 飯田雅広君の「高齢者の徘徊対策への支援について、現在の取り組み状況と今後の方向性は」を許可します。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○6番 飯田雅広君

6番 立憲民主党 飯田雅広です。

議長の許可をいただきましたので、「高齢者の徘徊対策への支援について、現在の取り組み状況と今後の方向性は」という題目について一般質問を行います。

なお、題目には徘徊とありますけれども、近年、認知症の方が1人で外出し道に迷うことなど徘徊と表現することを改める動きが全国的に広がっており、蟹江町でも表現の見直しを進めてきたと理事者側からお聞きをいたしました。

よって、この一般質問においても徘徊という表現を使用しないこととし、ひとり歩きという表現をさせていただきます。

それでは質問に入ります。

認知症は誰にでも起こり得る脳の病気になります。私の家族が、また、私自身が、近い将来脳の病気になるかもしれません。

2022年9月15日の推計による我が国の総人口は前年に比べ82万人減少している一方で、65

歳以上の高齢者、以下、高齢者と言いますけれども、高齢者人口は3,627万人と前年の3,621万人に比べ6万人増加し過去最多となっております。総人口に占める割合は29.1%と、前年の28.8%に比べ0.3ポイント上昇し過去最高となっております。

そこで、愛知県における65歳以上の高齢者数と高齢化率をお聞きをいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

愛知県の65歳以上の人口は、令和4年10月1日現在、約192万人で高齢化率は25.6%でございます。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

次に、蟹江町における65歳以上の高齢者数と高齢化率をお聞きをいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

蟹江町の65歳以上の人口は、令和5年4月1日現在、約9,600人で高齢化率は25.8%でございます。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

それでは、蟹江町の65歳以上の高齢者数と高齢化率は、他の近隣の自治体と比較してどうでしょうか。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

蟹江町の高齢化率は愛知県の平均より0.2%ほど高いものの、海部管内では大治町の次に低い数字となっております。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

厚生労働省の資料によりますと、2025年には65歳以上の5人に1人、全国で730万人が認知症を発症すると推測され、ひとり歩きリスクは20%ぐらいになるということです。

そこで、蟹江町の現在、認知症であると認定している方は何人くらいおられますか。また、その症状についても区分が分かるようでしたらお願いをいたします。また、行方不明者数の推移はどのようになっているかお聞きをいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

蟹江町において認知症であると認定している方の人数は把握しておりませんが、蟹江町で、令和5年4月1日現在、要介護及び要支援認定の認定者1,504人のうち、日常生活自立度が

Ⅱ a 以上の方が912名いらっしゃいます。このⅡ a 以上というのは、度々道に迷う、今までできたことにミスが目立つといった方になります。

また、行方不明者の正確な数は把握しておりませんが、行方不明者として蟹江町が関係機関へ情報発信を行ったものは、平成25年度から令和4年度の10年間で9人となっております。多い年が1年間に3人で、昨年度は0人でした。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

それでは、2025年認知症発症者数は何人ぐらいと推測されているかお伺いをいたします。

また、それに比例した行方不明者数の見通しはどのようになっているかお聞きをいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

日常生活自立度がⅡ a 以上の方が、平成29年に680人、令和2年に786人、令和5年4月1日現在912人いらっしゃいます。このことから、2年後の2025年、令和7年には1,000人ほどの方が日常生活自立度がⅡ a 以上になると推測されます。

蟹江町が捜索について情報発信を行う行方不明者の数は急激に増えることはないと思われませんが、地域での見守りが必要なひとり歩きをされる高齢者は徐々に増えていくものと考えております。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

数字的な確認をさせていただきました。

それでは、認知症患者の行方不明者の所在確認は現状どのような仕組みで行っているかお聞きをいたします。また、発見者の割合や発見されたときの行方不明者の状況はどのようになっているか教えてください。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

認知症患者の行方不明者の所在確認といたしまして、蟹江町では、平成27年4月から蟹江町認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業を実施しております。対象者のご家族等があらかじめ警察署への公開捜索依頼をしていただいた上で、利用申出書を蟹江町へ提出していただきます。利用申出書を受け、蟹江町は同報無線や防犯メールによる情報発信を行うほか、地域の防犯パトロール隊や町内会、消防団などの関係機関へ捜索協力を行います。

また、広域的な連携体制として、愛知県では、愛知県行方不明・身元不明認知症高齢者SOS広域ネットワーク運営要領を定めており、近隣市町村や県内外への情報発信を行うことで行方不明者の早期発見、保護に努めております。

蟹江町が関係機関へ情報発信を行った9人全てについて発見に至っており、警察等により

保護されたり自力でご自宅へ戻られたりしておりますが、残念ながら、お一人ですが、亡くなられていたケースもございます。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

ただいま行方不明者の状況に関して、亡くなった方もいらっしゃるというようなお話もありました。

そこでお聞きをいたします。

当町では、認知症の方やそのご家族が地域で安心して生活することができる環境を整備する認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を実施しております。これにより、被保険者、認知症のある高齢者等の方ですけれども、が、日常生活で他人にけがをさせたり他人の財物を壊したりしたこと等により、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金の支払いを受けることができます。

なお、蟹江町が保険契約者となり保険料全額を負担するため、被保険者の自己負担はありません。

認知症の方やそのご家族が、地域で安心して生活することができる環境づくりに一役買っているこの認知症高齢者等個人賠償責任保険事業ですけれども、その現状はどのようになっているかお聞きをいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど議員からお話がありました認知症高齢者等個人賠償責任保険事業につきまして蟹江町では令和3年4月に要綱を制定いたしました。現在18名の方にご利用いただいている状況でございます。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

この事業ですけれども、令和3年6月議会の町長の所信表明で実施するというふうにありました。18名ということですので、まだまだ全然利用者数少ないかなというふうに思います。

この事業ですけれども、本当に認知症の方やそのご家族が地域で本当に安心して暮らせる仕組みだと思いますので、ぜひとも、周知が多分足りないかなというふうに思いますので、ぜひ町長も民生部長もぜひ、より広めていただいて利用者増えるようにしていただきたいなというふうに思っております。

それでは、この前の質問でSOSネットワークのお話がありましたので、この点に関してもお聞きをいたします。

青森県むつ市におきましては、みちのく銀行との協定により、従業員の半数以上が認知症サポーター養成講座を受講した認知症サポート事業所に対して、会社や従業員のローンの金

利を0.2%から0.5%優遇することでサポーターやサポート事業所を増やしております。

北海道釧路市では、周辺1市7町3警察460の共同団体がSOSネットワークをつくり、警察と家族以外の発見率が5割以上になったとなっております。

認知症サポーターやSOSネットワークに加入しているサポート事業の数や推移はどのようになっているかお聞きをいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

認知症サポーターにつきまして、蟹江町では蟹江町地域包括支援センターが窓口となり、地域住民の皆さんを対象に認知症についての理解を深めていただくために、認知症サポーター養成講座を実施しており、受講された方が認知症サポーターとして、地域に住む認知症の方の見守り等をしていただいております。蟹江町の認知症サポーターは令和5年3月末現在、2,491人いらっしゃいます。また、認知症高齢者のひとり歩きを見守る活動に関する協定を1団体と締結しております。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

まだ1団体ということで、団体もっと増えればいかなというふうに思います。

それでは次の質問にいきます。

平成28年9月議会において、当時の公明党の松本議員がGPSの端末機器や見守りキーホルダーの導入に関して一般質問をされておりました。認知症のひとり歩き対策といたしまして、GPS機能を備えた機器を用いることは、早期発見には有効な手段の一つであると考えられます。

当時の答弁は、検討するということでしたが、その後のGPSの端末機器や見守りキーホルダーの導入はどのようになっているかお聞きをいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

平成28年9月議会において松本議員からご質問いただきましたGPSの端末機器の貸し出しや見守りキーホルダーの導入につきまして検討させていただきましたが、現在、蟹江町として導入や利用支援に至っていないという状況でございます。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

導入には至っていないということですが、GPS、当時なかなか利用料も高いというようなこともあったのかなというふうに思います。ただ、最近はなかなかそういったものも安くなりつつあるとは思いますが、やはりコストの面ではハードルが高いのかもしれない。

そこで、私はこの高齢者のひとり歩き対策の支援といたしまして、どこシル伝言板の導入を提案をいたします。

以前、愛西市がQRコードによる見守りシールを導入するという新聞記事を見たことがあります。清林館高校の発案で実現したということで話題になっておりました。愛西市のこの事業はどこシル伝言板という第4世代の仕組みを使っております。どこシル伝言板とは、商標登録された機能・仕組みのことになります。スマホでQRコードを読み取ると、保護者へ即座に通知メールが発信されます。QRシールを50枚1セットで認知症の方に支給し、追加購入の場合は1セット4,290円で購入することができます。

このどこシル伝言板を使った認知症の方の見守りは、現在、全国261の自治体で採用されており、尾張地域の導入事例としましては、2017年、犬山市、2019年、江南市、扶桑町、2021年、弥富市、愛西市、2022年、大治町があります。

幾つかの自治体に確認したところ、初期費用は3万8,500円で、維持費用もシール代だけになるそうです。シールは、愛西市の事業で紹介させていただいたとおり、50枚1セットで4,290円です。つまり、大きなお金をかけずに導入できる仕組みになります。先に質問いたしましたGPSの端末機器を活用した支援と比べても、かなり安くできると思います。

そこでお聞きをいたします。

ぜひこの仕組みを導入していただき、認知症の方の見守り強化につなげていただきたいと思いますと考えますがいかがでしょうか。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

現在、認知症高齢者のひとり歩きの対策として様々な用具や仕組みがございます。今、議員からご提案いただきましたどこシル伝言板は、認知症によりひとり歩きをされる高齢者が、万が一行方不明となった場合において、早期発見、保護、身元確認につなげる有効な手段の一つとなり得ると考えております。既に導入している自治体の状況を分析し、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

民生部長にお聞きをいたします。

このどこシル伝言板の優位性は、1つ、家族への連絡・通知が早い、2つ、初期費用が安い、3つ、シールの費用も安い、4つ、特殊な装置やアプリを使わず自分のスマホで利用できる、5つ、現時点で最先端の第4世代の機能を持っている、6つ、近隣自治体の採用が多い。導入自治体にお聞きをしても、お金がかからずよい仕組みであると好評でした。近隣自治体も採用しているこの仕組みを導入して、広域で普及を図ることが理想だと思います。どこシル伝言板の導入自治体の状況をよく調査していただいて導入を進めてみてはどうでしょ

うか。

○民生部長 不破生美君

ただいまご質問いただきました件にお答えさせていただきたいと思います。

認知症高齢者の方の行方不明問題につきましては、命に関わります非常に大きな、大切な問題でありますと認識をしております。

ご本人はもとより、ご家族にとっても大変大きな不安と、それから負担となっていることと思います。特に、身体的に元気な方であるけれども認知症を発症されているような方につきましては行動範囲が広く、予期せぬ場所での発見、また、予期せぬ思わぬ事故に巻き込まれるというような場合もございます。早期に発見ができましたら、重大な問題につながらず、無事にご家族の元へお帰りすることができます。

つきましては、できる限り早い段階で早期発見、保護につながるよう、蟹江町だけでなく広域的な視野で捜索が必要となることもあるのも事実でございます。

ご紹介いただきましたどこシル伝言板などの見守りに関するシステムを、既に導入している他市町村の状況やシステム活用状況を調査させていただき、また、先ほどご指摘いただきました損害賠償保険事業などSOSネットワーク、また、認知症サポーター事業など、養成事業など既存の制度をさらに活用することと併せて、社会全体で高齢者を見守る体制を整備していく必要があると考えております。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

最後に町長にお聞きをいたします。

このどこシル伝言板ですけれども、発見事例といたしましては、外側に貼り付けた場合、一般市民の方、または認知症サポーター養成講座受講者の方、または企業の方がシールを貼り付けた方がうろうろされており発見して保護をした。発見事例として内側に貼り付けている場合、タクシー、バス、電車の改札やコンビニの場合、かばんの内側に貼り付けており、支払い時にかばんを開けた際に発見し保護をした。交通系ICカード表面に貼り付けており、車内時に気づき保護をした。一般市民や認知症サポーター養成講座受講者の方が押し車の座面、裏側に貼り付けをしてあり、公園において座面を開け荷物をごそごそしている際に気づき保護をした。警察官の方がジャケットの内側に貼り付けており、保護時にQRコードを読み取り活用をしたなどの事例があります。

大変、本当にひとり歩きのかたの保護には有利な仕組みだと思えます。

町長のお考えになられます高齢者のひとり歩き対策について町長のお考えをお聞きをいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まさに高齢化社会になりまして、ひとり歩き高齢者の方が非常に多くなったということはもう蟹江町のみならず全国で話は聞いてございます。

先ほど来からの飯田議員のいろいろなご質問、提案の中に、実際、認知症サポーターの講座を、当蟹江町も、職員も含めて、関係者も含めて早めの実施をいたしておりますし、今現在でもそれを広めてございます。ただ、そうかといって、その認知症のサポーターの講座を受けたから、じゃ、なくなるかというところではありません。現実には痛ましい、1人お亡くなりになったという、私の知り合いでもありましたし非常に悲しい出来事であるのも事実であります。

先ほどご提案をいただきましたQRコード、これはもう意にかなって大変面白いなというふうに私も思っていて、実はこれ、地方自治体の名前は言いませんが、ある自治体の大きなイベントの最中にスタッフジャンパーの背中にQRコードがありましてね、それをスマホで当てることによって、会場が広いものですからどこにどんな施設があつてというのが一目瞭然分かるような、ああ、これは面白くなっていったので、ちょっと、初期費用と導入がかかるんですけどもうしばらく様子を見ようかなという感覚、これがもう3年ぐらい前だったというふうに記憶いたしております。

松本議員にご提案をいただきましたGPSの機能、あれもやはり初期導入が、ちょっとお金がかかります。

でも、これは、そんなにかかることもないんじゃないかなと今考えておまして、担当、今、部長が申し上げましたとおり、担当課長が申し上げましたとおり検討に値することだと思っております。

7市町村の中で4市町ですか、が、もう今実施をしているということで、前向きに進めてまいりたいと。検討するというのはやらないということだということで言われたんで、そうではありませんので、ちゃんとしっかりと前向きに進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○6番 飯田雅広君

先ほどは清須市のホームページ見ていましたら、5月1日更新でどこシル伝言板やりますというような部分もありました。

本当、近隣自治体での、もう導入が進んでいると思ひます。先ほど、何回も言っておりますとおり、このどこシル伝言板のシールですけれども、耐久性の高い耐洗ラベルでありますし、自ら光を蓄電して発光するシールでもあります。低価格で、導入としても、インターネットがつながるパソコンがあれば準備もできますし初期費用も本当に安くなります。原則、更新費用もかからない大変有意義なものになりますので、ぜひとも進めていただいて、前向きに検討いただけるということで、ぜひともよろしくお願ひ申し上げまして私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 水野智見君

以上で、飯田雅広君の質問を終わります。

ここで、政策推進課長、介護支援課長、子ども課長の退席と、土木農政課長、安心安全課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

10時50分より再開します。

(午前10時38分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長 水野智見君

質問4番、伊藤俊一君の「JR東郊線危険踏切の拡幅を急げ」を許可します。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

(11番議員登壇)

○11番 伊藤俊一君

11番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、「JR東郊線危険踏切の拡幅を急げ」と題しまして質問をさせていただきます。

議員の皆様方には、資料がタブレットに配信をされております。また、理事者側には町長、副町長、関係部長に資料が配付されておりますので、参考にしていただきたい。資料1といたしまして、東郊線の開設から拡幅要望に至るまで、経過についての資料、平成25年9月議会議案第46号補足資料でございます。資料2といたしまして、JR東郊線踏切拡幅事業の調査資料、平成26年9月議会全員協議会での報告でございます。資料3-1と3-2でございますが、JR東郊線踏切の拡幅に係る蟹江川左岸踏切廃止の経過報告、平成27年3月28日における会議状況でございます。資料4番といたしまして、踏切道改良促進法による法指定の動きでございます。平成29年4月25日でございます。

以上の資料を参考に、質問に入らせていただきます。

3月議会での黒川勝好議員のJR東郊線の踏切についての質問に対しまして、蟹江川左岸堤か八ヶ島の踏切のいずれかが閉鎖されたにしても、JRは踏切の拡幅はできるとは言っていないと横江町長の答弁がございました。また、3月議会において議会での質問に対しまして、答弁については議事録として残し、大切に公文書として保管するものであると、副町長、黒川政策推進室長、浅野総務部長、小島議会事務局より理事者側から答弁をいただきました。3月議会での黒川議員と私、伊藤俊一の質問に対する答弁に対して、今日までの議会での一部の資料などを前段でお示しをいたしましたように、どのような約束があり、どのよう

な経過で東郊線踏切拡幅事業と踏切廃止までの説明の資料を参考にいただきまして、ご答弁をお願いをいたしたいと思うのであります。

まず最初に、土木農政課長の東方課長にお尋ねをいたします。JR東郊線の踏切の開設から拡幅の要望に至るまでの経過を分かりやすく、平成25年9月議会議案第46号補足資料を参考にいただきまして、答弁をお願いをいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、議員から提供いただきました資料1、平成25年9月議会議案第46号補足資料に基づきましてお答えをさせていただきます。

平成3年9月25日付で、蟹江町とJRとの間で東郊線踏切開設のため、協定書、覚書、確認書を締結しまして、平成4年9月に東郊線踏切が開設されております。平成7年6月13日には、東郊線踏切の拡幅と歩道設置を町からJRへ要望を行っております。平成8年3月26日には、町長、地元議員及び関係町内会長がJRに対し陳情を実施しております。その後は、JRに対し町から継続的な交渉を行っております。平成17年5月24日には、横江町長がJRへ踏切拡幅交渉に出向きますが、話し合いは平行線となっております。平成25年7月18日のJRとの協議の際に、踏切を閉鎖することで東郊線踏切の拡幅を可とする確認ができたというところでございます。

以上でございます。

○11番 伊藤俊一君

こんな状況の中で、拡幅の陳情、これも町内会やら各地元の議員さんが拡幅の、もうこんな当時に要望をされておるといことが今報告にあったわけでございます。そんなことを踏まえまして、これからの質問に対しても真剣に答弁をお願いをしたいわけでございます。

資料の2番目になりますが、平成26年9月議会全員協議会におきまして、東郊線に関わる踏切の廃止に向けての調査の内容をお尋ねをいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えさせていただきます。資料2に基づきましてご説明をさせていただきます。

廃止する踏切の候補でございます蟹江川踏切と八ヶ島踏切の交通量調査を平日と日曜日の2日間実施しまして、それぞれの踏切の現状等も踏まえて検討しております。

まず、利用者数につきましては、蟹江川踏切は平日、日曜日にかかわらずですが、1時間当たり約20人の利用者がございます。八ヶ島踏切に関しましては平日と日曜でかなり差が出ますが、1時間当たり約30人から50人の利用者があったと当時の調査で結果となっております。

2つ目に、利用状況についてです。こちらは、蟹江川踏切に関しましてはウォーキングや犬の散歩で利用される方が多いというところです。八ヶ島踏切に関しましては、朝、夕は通勤・通学で利用をされております。

3つ目に通学経路についてです。こちらは、蟹江川踏切はございませんが、八ヶ島踏切に関しましては蟹江北中学校の通学路となっております。

4つ目としまして、代替路線の検討でございます。こちらに関しましては、蟹江川踏切に関しましては河川法の制限を受けることにより困難であるということになりまして、八ヶ島踏切に関しましては施工方法により困難であるという結果を出しております。

以上のことから総合的に判断しまして、廃止踏切の候補を蟹江川踏切としまして、住民説明の場を設けることを議会に報告したところでございます。

以上でございます。

○11番 伊藤俊一君

当然、今のこの説明によりますと、蟹江川の左岸堤の踏切は、ウォーキングをしたり犬の散歩をする方がほとんど。こういったことで、蟹江町としてもこれは左岸堤を閉鎖する以外ないと。JRの要望どおり、1つの踏切を閉鎖するにあたっては、どうしてもいろいろな調査をした結果、犬の散歩やウォーキングで利用する人、そして八ヶ島の踏切においては中学生が通学に頻繁に使う。どちらを比べても蟹江川の左岸堤しかない。拡幅をするという前提で、条件がJRからやっと出てきた。町長も一生懸命、幾度となくJRに行って交渉した結果そういうことになった。そして調査をした。その結果が今、課長が説明をしたこのとおりであります。それでもなお、今に至って何ともならんというような状況にあるわけでございます。

そして、それはそれとして、真剣にそういったことを腹に収めて、3番目の3-1と3-2を併せて質問をいたします。

踏切廃止の説明の内容について、3-2、JR東郊線踏切の拡幅に係る蟹江川踏切廃止の経過報告について、主な部分の説明をいただきたい。そして、3-2に報告がまとめてありますけれども、平成25年7月18日にJR東海と協議をして、他の踏切1カ所を廃止することを条件に拡幅を認める。先ほども申し上げたとおりであります。解決策がJR東海側より示されたという報告でありました。須成地区、今地区に説明会が必要である判断をいたしまして、報告会を開催をされましたけれども、不調に終わった。その後の取り組みが何もされていないが、どういうことか。いまだかつて具体的な対応策がないのに、どういうことになったらんだということに対してお尋ねをいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、資料3に基づきまして、当時説明会の内容、主な内容につきましてまずはお答えさせていただきます。

平成26年9月議会全員協議会を経まして、須成区及び今区の地元の皆様に対し説明会を開催しております。その説明会の日時ですが、平成27年3月28日でございます。こちらに開催しまして、町議会議員はじめ99名の参加者があったところになります。開催の趣旨

としましては、踏切を1カ所廃止することを条件に踏切拡幅を認めるとの提案がJRからされまして、町内の2踏切の交通量調査等を実施しながら、その結果を踏まえ町の考え方を整理し、廃止踏切の候補として蟹江川を提案したということが趣旨です。内容としましては、東郊線踏切の歩道整備を行いまして、事故防止及び安全対策が急務であること、そのためには踏切を1カ所廃止する必要があること、蟹江川踏切を廃止踏切の候補としたこと、蟹江川踏切廃止は地元のご理解、ご協力が必要であることを説明としております。その後質疑応答もございまして、質疑応答では、東郊線が高架になるのはいつ頃かや、蟹江川踏切の廃止は決まっているのかなど様々な意見等がございました。地元からは蟹江川踏切の存続を望む声が多く、結果、踏切廃止は反対多数でありました。

2つ目としまして、その後の取り組みに関してのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

この説明会を開催したことによりまして踏切廃止が大変困難であるということを経験した上で、廃止以外で拡幅の方法はないかというところをJRと話し合いを行ってきたところでございます。

以上でございます。

○11番 伊藤俊一君

それは、いつまでたってもそんなことは決まるわけじゃない。この説明会のときに、私も参加しとった。ところが、その集まり自体が反対者ばかりの集まりだった。そういったことを理事者側としても心得た上で、やらないかんでやって、反対だったでこれは難しいよ。危険踏切はそのままほっかむりしとけというようなことに今になると私は思うんだ。あんな当時私もまだ新人で、物もよう言わなんだ。あれはちょっとおかしい。もう一度、須成地区、今地区、まだ踏切の周辺の、今度拡幅をするべきところの周辺の地域の方、蟹江町全体の問題ですよ、これは。あそこの東郊線の踏切というのは須成だけの踏切じゃないんだ。今地区だけの踏切じゃないんだ、あれは。そういったことをもっと真剣に捉えてこの問題を解決していかないと解決できないがね。このままああでもない、こうでもない、結局は、やっぱり反対者が多かったでもう駄目でした、できません、ほかの方法もありません。だったら東郊線の拡幅ができるまでは我慢してください。これ当たり前の常套（とう）手段じゃないの。だったら、そういうことは早く結論出さないと、町民の皆さんの心構えというものもあるし、あの辺りに住んでいる人はもうこんな蟹江町に住みたない、そうならへんの。商売やっとなる人もそうだ。あれだけ渋滞して、その周り車止めようと、自分の家へ戻ろうと思ってもなかなか戻れん。そんな状態であることは皆さん承知しとってもらわなあかんよ。承知の上で今後の対応、対策を考えていただかないと、本当に蟹江町沈没ですよ、沈没。私は前々から言っている、この東郊線というものは本当に肝だと。町長はいつも肝という言葉をよく使って、本当に大事なこと、東郊線も肝です、そう言ってもらわなあかん。そんなことで真剣に取り

組んでいただきたいということでございます。

そして、5番目の質問で、令和5年の3月議会での、これ一番大事なことだ。黒川勝好議員と私、伊藤俊一の質問に対する答弁、これをちょっと教えてちょうだい。テープ起こして聞いとるでしょう。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、私のほうからお答えをさせていただきます。

この3月議会で黒川議員、伊藤俊一議員への主な答弁の内容としましては、東郊線の踏切拡幅について、廃止イコール即拡幅というのではなく、その後にもいろいろな様々な問題を整理しながら必要であるということを答弁をさせていただいております。

以上でございます。

○11番 伊藤俊一君

それらしき答弁はありましたけれども、今までの私のこの議会での質問、資料に基づいてのこととよくよく考えていただきますと、どんなことですか。今のその答弁合つとるかね。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

改めてご答弁をさせていただきます。

3月議会におきます答弁の内容でございますけれども、議員の言われるように誤解を与えるような表現があったかなというところも多少はございます。その辺を再度答弁の意図についてご説明をさせていただくことと、あと私どもの答弁としましても説明が不十分であったかなというところを感じておりまして、その辺についてはおわびを申し上げるとともに、改めて拡幅に関するどのような手順なのかということをご説明をさせていただきます。

まず、東郊線踏切の拡幅については、今まで度重なるJRとの協議の結果、先ほど課長の答弁にあったように、町内の関西線の1踏切を廃止することが条件となっております。これはあくまでも廃止に向けた協議に着手する条件で、これにより廃止の意思決定がなされれば、その後、周辺状況の測量等を実施しまして、その結果に基づき用地取得の計画や鉄道施設の移転計画等、新たな課題の整理をJRと行っていくこととなります。このようなことが、3月議会におきます町長の答弁としまして、廃止イコール即拡幅ではないという表現をさせていただいております。拡幅には廃止の意思決定がなされた後、多くの課題を整理しながら進めていく必要があるという意図の発言でございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○11番 伊藤俊一君

そうしたら、改めて町長からそのときの思い、どういう答弁されたのかお尋ねをいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、伊藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。今ここに議事録を持っているわけでありませんので、若干の誤差があるかも知れませんが、考え方としてお話をさせていただきます。

ここにあります議会資料の中で私が携わらせていただいた箇所というのは、平成17年5月24日、これが私が4月2日から町長に就任させていただいた最初の拡幅交渉でありました。その当時は、駅の北の区画整理事業、そしてその他の整備も入っておいりましたので、まずは危険踏切ということで国土交通省に認定をいただくということもありましたし、いろいろな手法を使って、この拡幅についてボトルネックになっているところがこの先、区画整理事業が終わるとより顕著に表れてくるだろうと。何とかJRさんには拡幅に応じていただけないかということで最初のお邪魔をしたのは記憶にございます。

そんな中で、橋上駅の話も同時に実は持ち上がっておりまして、特に明治35年に私鉄としてこの線がスタートしているわけでありまして、その駅舎に近い状況のままシチュエーションが変わってございません。駅の北に改札口をJRさんに造っていただいたことについては非常にありがたかったんですが、ある程度の時間になったら自動改札は停止をします。夜、通勤から帰ってみえた方は全て南側に降りて、危険踏切を渡って北へ行く。これは、事故が起きてからでは遅いんじゃないかと。何とか改善をしたいということで、駅の北の改札口の延長も同時に求めていた時期だというふうに私の中では考えてございます。

そんな中で、まずはその危険踏切をできるだけ通る人を減少させるという意味もありまして、橋上駅を造るときに自由通路、これは町の町道認定をすることによって24時間通っていただける。自転車も人も通れるようなエレベーターも設置をし、町道認定で今でも使っているわけでありまして、そちらの方向にまず向けて町民の安全を確保した次第であります。

そんな中で、拡幅事業については、JR、先ほど担当が言いましたように、JRさんの水平、要するに平面交差を少なくしたいということで踏切を廃止をしたいということは、JRさんは常々この関西線だけではなくて、ほかのところでもおっしゃっているというふうに理解してございます。その中で、拡幅のことをやろうと思うと、まずは踏切一つ、これは廃止をしていただいた後に、いただいてから話し合いに入らせていただきたい。これをただ、なくなったら、こうしたならばという仮定は存在をしないというふうに私はJRとの折衝で感じたわけでありまして、それについて、決してほかっていただけではありません。その都度JRさんとお話し合いをしております。その中で、西側に拡幅をした場合は、ポイントがあるから、これはもう莫大（ばくだい）なお金がかかる。これについては多分不可である。西側になったときは不可であろう。東側になれば、横の家屋、東郊線の横に近隣施設、家屋を全て取り除かなきゃいけない。これもまた莫大な費用がかかるんじゃないかということで、まずは歩道の拡幅だけでもお願いできんか、こんなことも話をいたしました。今なお

それすら申し訳ない、進んでございませぬというのは、うちの怠慢だと言われれば怠慢かも分かりませぬ。その努力は今もさせていただいておりますが、またそのアンケート等々についてはまた伊藤議員を中心に、地域の皆さん方に、あの河川、蟹江川の左岸堤の通行量等々についてもしっかりと調査をし、調査はし終わっておるわけでありませぬけれども、皆さんの賛否を取ってやる、それも1つの手法だというふうに思います。

ただ、東郊線の拡幅イコール県道の格上げ、伊藤議員がいつもおっしゃいますように、そのことについても今検討をさせていただいておりますし、近々県会議員にも、県会議員の場所でまた陳情させていただくことになってございませぬ。そのことも含めて、今非常に厳しい状況にあるということだけをご理解をいただきたいな、こんな今考えを持ってございませぬ。

以上です。

○11番 伊藤俊一君

今までの橋上駅のできた経緯とか、そういったことも大事かも分からんけれども、そういったことを聞いとるんじゃないんだね。実際、橋上駅を造るのについても、一旦北側の区画整理をやった後にロータリーを造った、今あるロータリー。ところが、JRがなかなか言うことを聞かんもんだで、町長は、もう北口の改札は断念すると言ったんだ。そういうことをちゃんと言わないかん。断念をした上でいろいろ考えた末、橋上駅に皆さんの協力、我々反対したらできなんだ。そのときに、実際に町長、一緒に東郊線の拡幅をしとれば問題なかったと。あれは失敗だった。我々議員ももっとうかつだったなど、そんなふうに思う。やっぱりそういうときをチャンスに生かして、あれだけの莫大な費用をかけてやった工事なんだから残念だったな、そんなことを思うんです。

これは、町長が断念までした結果、いいものができた。いいものができたけれども、それを逃げ道として、東郊線の拡幅はそういうことで安全の確保が多少でもできたと。これはいいかん、そういう言い方は。何としてでも東郊線のあの踏切があるうちはみんな利用するんだで。何としてでも拡幅のできて安全な踏切にしなきゃいかんというのは責務ですよ。そんなあんた、自転車を通れる。車が危険なんだ。あそこは本当にそういった答弁で終わらせて、また次へといくなんていうことはあり得ない話であって、私はこの間の3月議会でも、これが最後だ、最後の質問だと言ったのは、東郊線の拡幅ができなかったとするならば、もう町民の皆さんに高架になるまでは今の危険踏切のままで我慢してくださいと宣言しなきゃいかん。努力する、努力するって何十年かかった。そこなんだ。

産業建設部長も、あれ本町五丁目の拡幅、あの信号の右折車線を造るって、どのぐらい私も頑張ったか分からん。これは町長も一生懸命だった。で、あれできた。できたけれども、あそこはいいけれども、踏切行くと駄目なんだ。そのためにあそこから始めた。あそこから始めて、きちっと東郊線の踏切が拡幅できるように事業として進めるということ、そういう話じゃなかったの。それできちっと事業計画立てて、東郊線まで地権者の理解を得るために

頑張ります、そういう答弁もあった。その結果どうということまで進んだら、あそこ。高架にするために当然それやらなあかん。そういうことがなかなかできないので、もう5年や10年でできんわけだわ。だったら、その踏切を何としてでも拡幅をできるように努力をせないかんだ。それが、今のような答弁で終わるとるわけだ。

これは、本当に真剣に、町長ももう一遍ぐらい町長やってもらって、もう確実に完成してもらわな。やっぱり、部長、課長たちがその補佐をしてどんどん進めなあかん。説明会にしても市場調査にしても、どうしてこんなあんな、蟹江川の左岸堤、犬の散歩やジョギングの人しか使っておらんと行って調査したんだ、あんなら。ならそれで決まりだがね。そうやって決めておいて、説明会があったらノーだと言う。ノーだと言う人ばかり集めたんだ、あのときは。もう一遍もっと大勢の人を集めて賛否を取って、それで最悪駄目であればあきらめよう。東郊線の拡幅は無理だ。それでいいんじゃない。しょうがないんだもの。蟹江町民がそう言うんだから、拡幅はもうできません。高架にするまで我慢してください。高架を本当に全力で皆さん頑張ってもらわないかん。地権者にも協力してもらわなあかんということを堂々と発信しなきゃいかん。

これはあんな、私がこういって言っとるのも、須成の人当然聞いとる。須成の人が多く反対したんだ。それで、やっぱり須成の人が反対しとるで、そんなことは言わんとこう、そんなことで議員やとったら申し訳ない。やっぱり蟹江町のため、これ税金がものすごく変わってくるよ。本当に真剣に、私は議員を賭してでもこの問題を取り上げて最後の最後まで頑張ってもらいますので、どうぞ皆さん方のご協力をお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長 水野智見君

以上で伊藤俊一君の質問は終わります。

質問5番、石原裕介君の「事故のないまちを目指せ」を許可いたします。

石原裕介君、質問席へお着きください。

○4番 石原裕介君

4番 新風の石原裕介です。

議長の許可をいただきましたので、「事故のないまちを目指せ」と題しまして質問させていただきます。

今回モニターを使うのが初めてですので、ちょっと戸惑うところもありますが、ご迷惑をおかけいたします。

交通事故が起きる原因として、1番、安全不確認があります。一時停止や減速をただけで、左右の確認など安全確認を十分に行わなかったことを指します。

2として、脇見運転があります。前方を見ないで運転することで、スマホやカーナビ、落ちた物を拾おうとするなど、何かしらに気を取られて前方から視線を外した状態を指し、特

にスマホが普及したため、ながら運転が増えています。

3番として動静不注意があります。例えば、横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいるにもかかわらず止まってくれるだろうと判断するなど、相手の動きへの注視が足りなかった場合があります。

4番、漫然操作不適があります。ぼんやりしながら運転している状態のことで、運転に慣れてくると、運転に集中できずに危険な状態になることです。

5番目として、運転操作不適があります。ハンドルの誤りやブレーキ、アクセルの踏み間違えや、一時不停止や信号無視は全て安全運転義務違反により油断や不注意による事故が多いそうです。

これから質問の場所は事故が多い場所で、危険な場所でもあります。町民の皆様から要望いただいた交差点などになります。また、時間によっては抜け道に使用する車が多く、生徒が通学路としても利用する道路です。

質問として、蟹江北中学校周辺、東側、北側などの交差点で、過去3年、事故が何件ありましたかお聞きします。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました蟹江北中学校周辺の事故件数についてお答えいたします。

蟹江北中学校周辺の過去3年間に発生した交通事故件数は5件で、令和2年が0件、令和3年が3件、令和4年が2件でありました。各年の件数につきましては、人身事故を対象として、救急車の出動件数から抽出した件数でございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

課長からありましたが、人身事故を対象としたということで、物損事故も件数に合わせると、私が聞いているだけでもまだこの5件以上あるとお聞きしております。

今このモニターを見ていただきますと、これが北中北側の校門から出た交差点であります。ここが事故が多くて、停止線を引いていただきました。この停止線を引いていただいたんですが、まだ事故になるおそれがあると聞いております。まだここに、道路にカラー塗装、また路面標示など対策はできないか、お聞きいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、対策についてお答えをさせていただきます。

蟹江北中学校の周辺ですが、令和2年度に、まずは蟹江北中学校北門北側の交差点につきまして停止線の引き直し、先ほどの場所ですが、引き直しをさせていただいています。令和3年度には蟹江北中学校の東門から東側に抜ける交差点につきまして停止線の引き直しを施工しております。蟹江北中学校北側の交差点に関しましては、令和2年後、その後も事故があったことを確認しておりますので、さらなる安全対策として交差点のカラー塗装を今年度

施工する予定でございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。私も聞いたところ、こちらのところですが、ちょうど今は田植えが始まっておりますが、田植え後のときに田んぼの中まで車が突っ込んでいって大騒動だったというお話は聞いておりますので、今後カラー塗装等をよろしくお願いをいたします。

次に、3カ所、セーヌ蟹江の東側、またセーヌ蟹江の西側、また蟹江不動産から西へ中央道のほうへ行った用水路と交わる交差点であります。これは、セーヌの東側の交差点です。こちらがセーヌの西側の交差点になります。こちらミラーがついてはいるんですが、この火の用心のポンプのところ、この右側にも道路があり、こちらから行くと交差点かどうかとも分からないとお聞きしております。また、こちらのほうですが、セーヌのほうは中央線や、また側面線等が切れております。こちらが蟹江不動産から真っすぐ行った用水路と交わる交差点であります。こちらの交差点も、こちらにネットが張ってある畑があるんですが、こちらのネットの張ってある畑までこの間車が突っ込んでいったというお話を聞いております。こちらの3カ所にも中央線や側面線、停止線などは引くことはできますか、お聞きいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えさせていただきます。

こちら蟹江北中学校から近い周辺の安全対策というところになると思いますが、こちらに関しましては、停止線等の設置ということは安全対策として有効であるというふうにご考慮しております。ご指摘いただいた場所に関しましては、一部舗装の修繕の予定もございます。これに併せて停止線等の設置に向けて調整をしていきたいというふうにご考慮しております。また、外側線等の線も消えている部分もありますので、そちらについても同時施工ができるよう調整していきたいというふうにご考慮しております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。ここは私が聞いたところのちょっと危ないところだったんですけども、まだまだ須成区内でも停止線や、また止まれなどの道路標識などの消えている場所も多いと思いますので、ぜひ見回り等をしていただいて、修繕できるところから停止線など線を引いていただきますように要望いたします。

次が、こちら今須成線の道、ちょうどJRの線路のほうへ向かう道なんですが、ちょうどこちらが毎年、この右側に見えるように草が伸びて見通しが悪いと聞きます。ここに防草シートなどを敷くことができないかお聞きいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えさせていただきます。

セーヌ蟹江東の交差点から今須成線へ左折し合流する地点でございますが、草生えによって見通しが悪いというふうにお聞きはしております、年1回の草刈りで対応してきたところでございます。今後の管理も考慮しますと、防草シートというのは有効というふうにご考えておりますので、予算の兼ね合いもございまして、何らかの対策を検討していきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。こちら町が何十年か前に買収した土地であります。まだ今須成線、まだ高架になる見通しも立っておりませんので、毎年草が伸びてからシルバーさんが刈っていただくことも毎年やっていただいておりますが、これからは考えますと、防草シートを張っていただいた方がコスト削減にもなると思いますし、なおかつ見通しもよくなり、事故の抑制にもなると思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次の場所でございます。これがちょうど、学戸一丁目の志の島さんから西へ、また学戸小学校の西の道路交差点であります。ここの交差点も事故が多いとお聞きしておりますが、ここも過去3年で何件ほどありましたかお聞きいたします。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました事故件数についてお答えいたします。

学戸小学校北側交差点の事故件数ですが、物損事故については数件発生しておるようですが、人身事故については令和2年から令和4年までの3年間で0件でありました。こちら救急車の出動件数から抽出した件数でございます。

以上です。

○4番 石原裕介君

物損事故は多いということで、人身事故はなかったということですが、ここにミラーなど設置ができないかお聞きいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、交差点対策についてでございます。

ご指摘のありました交差点につきましては、家の塀が壊されたという事故ということもお話はお聞きしております。現地を確認しながら安全対策を施す必要があれば、地元町内会等の意見を聞きながら対策の検討をしていきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

今、課長からもお話がありましたように、こちらの家に、ここの家の塀まで、この間、ちょっと前ですが、車が突っ込んだというお話を聞いております。ちょうどここの家の隣の家

が僕の知人の家で、まだ小学校に通っている子どもがみえるそうで、ちょうどこの家の前の塀を通過して学戸小学校に通学しているとお聞きしております。今までは交差点内での事故だったんですけれども、このように塀までぶつかってくるということを聞いて私の知人もちょっとびっくりして、もしここに早朝子どもたちが通学する時間帯だったらどうなっていたらと不安に思い、私にちょっとお話をいただきましたので、ぜひとも町内会さんと連携するなら連携していただいて早急に、これはもう何年か前から事故が同じ場所で続いているので、ミラーまたは道路標識なり設置していただいて、1件でも事故がなくなるように対応のほうよろしくお願いをいたします。

次ですが、こちら、蟹江西保育所北側の道路と学戸小学校の西側の道路の交差点の信号機が、これ歩車分離式、ここにも皆さん知っている方、また初めて知る人みえると思いますが、歩行者と車が分離、また前方の信号を確認して進んでくださいという歩車分離式というのに信号機が変わりました。これはなぜ変わったのか、まずお聞きいたします。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました交差点が歩車分離式に変わった理由についてお答えいたします。

この交差点については、学戸小学校の通学路として小学校の直近交差点に位置しております。また、多くの児童が通行するため、歩行者と車両の通行時間を分離させることによって児童が安全に横断できるよう配慮したものととして令和5年3月24日に設置されました。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

この歩車分離式、多分押すことによって、これを歩行者が優先的に押しボタンで進められるとは思いますが、まだ近隣の方に聞いても、歩行者が間違えて車のほうの信号を見て渡ろうとする方がみえたり、また車の方も進行方向の信号が青になってから進めばよいんですが、対向車の信号が赤になったと思って、次は青になるだろうという予測で発進をし、また急ブレーキをかける、そんなことがまだ起こっている交差点だそうです。何かこれ、ほかに周知のほうできないのかお聞きいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えさせていただきます。

信号機設置に関しましては警察の管轄となりますので、蟹江警察署のほうに周知の方法について確認をいたしました。当該交差点にあります歩行者用信号機の設置の際に、歩車分離式信号となることを源氏才勝区長、蟹江新町区長及び学戸小学校への周知を行ったということでした。さらに、先ほど写真でもございましたが、信号柱に注意喚起看板の設置をしているところだということです。

私ども道路管理者としましては、信号のある交差点を渡る際は、信号標示を確認し、渡っていただくことが前提であるというふうには考えておりますが、ご質問にありましたよ

うに慣れない方が間違えることもあろうかと思しますので、蟹江警察署と相談しながら周知について検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ぜひよろしく願いをいたします。

次の質問ですが、こちらJRの北ロータリーから北に出た交差点であります。これを真っすぐ行けばヨシヅヤ、東郊線の踏切に行くところでございます。こちら側、横断歩道がないんですね。こちら側も横断歩道がないんですね。こちらは旧藤丸地区からロータリーに進む道でございますね。こちら側のほうは横断歩道が2カ所あります。ここも町民の皆さんから、ここも車の量、交通量も増えてきたために、また横断歩道なり、また信号機の設置はできないかとお聞きしておりますが、その点についてお聞きいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、信号機の設置と横断歩道の設置について、同時にお答えをさせていただきたいと思っております。

こちら信号機、横断歩道に関しましては、こちら警察の管轄となりますので、蟹江警察署のほうに確認をいたしました。まず、信号機設置につきましては、以前議会のほうでも答弁させていただいている経緯がございますが、信号機設置の指針というのがございまして、こちらの中で自動車等の1時間往復交通量というのが設置基準を満たさないため設置できないということとなっております。

次に、横断歩道なんですけど、信号のない交差点の4カ所に横断歩道を設置することは、歩行者の利便性は高まりますが、歩行者が渡る箇所が多くなるということになると、自動車等の運転者からすると危険が増すということとなるそうです。交差点の通過は、自動車等を運転する人、歩行者等の全ての者の安全性を総合的に判断することとなりますので、当該交差点に横断歩道を追加で設置するということではできないというような回答をいただいております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

今のお話を聞きますと、時間内に車の台数が何台通るかによって、信号機の設置ができる、できないということがあるとお聞きしましたが、今だんだん飲食店やドラッグストア、また個人病院なども増えてまいりました。また交差点、これからもあま市のバスも利用されますので、また一層交通量が増える見込みだと考えられます。また警察のほうとも連携をさせていただきまして、また今後検討していただくようよろしく願いをいたします。

千葉県の八街市では、通学路で児童5人がトラックにはねられて死傷した事故を受けて、対策と検討を進められ、重大事故を防ぐ効果が期待される、こちらを見ていただく、これで

すね。ハンプという10センチ段差をつけて、どんな効果が生まれるか実験を行ってみえるそうです。また、香川県の多度津町でも、道に段差を造って車の速度を抑える実験を始めたそうです。他の市町村でも取り組んでいる自治体が増えてみえております。

こちらの右側のほうのハンプは、前にも質問させていただきましたが、これは住宅街ですと音が響くということで、前はこれは山道とかに使われるのが多いとお聞きしました。しかし、今話したように、千葉県の八街市、または香川県の多度津町などは、このように少し道路を盛り上げることでスピードの抑制につながるのではないかと考えておるそうでございます。

また、こちらが箕輪町という、長野県の箕輪町の広報誌で、交通事故の発生状況とその対策について紹介しております。このように箕輪町を参考にし、当町も毎月とは言いませんが、町民に事故発生場所や、また注意喚起の広報誌を出して、またこういうハンプも参考にしてはどうですか、お聞きいたします。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました広報誌に事故発生状況などを掲載できないかについてお答えいたします。

蟹江町では、広報誌に年4回、交通安全県民運動に合わせて交通安全の啓発に関する記事を掲載しております。今後につきましては、当町においても警察からの情報を基に交通事故の特徴や発生傾向などを掲載するなど、事故防止に向けて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、先ほどご紹介いただきましたハンプについて、参考にといいことですが、ご提案のほうありがとうございます。

危険だと思われる箇所につきましては、その交通状況や現況等に応じまして、ご提案いただいたハンプも含めて適切な安全対策を実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。このように、県民運動などで蟹江町も広報誌を出してみえるとお話がありましたが、やはりこういうところを利用して、先ほどの歩車分離式の信号が例えば蟹江町で初、こういう信号ができましたよ。また、この交差点で毎年のようにちょっと事故が多いですよ。カーブミラーを設置しましたので気をつけてくださいよというのを写真をつけて町民の人に教える、知らせる、それも1つだと思いますので、ぜひそういうところも参考にいただき、よろしくお願いをしたいと思います。

最後の質問ですが、こちら土木事業工事要望書というのがあります。これは町内会長さん

とか区長さんが危険な側溝とかいろいろなところを町のほうへ要望する書類であります、ここに区長、町内会の下に、議員としても提案書みたいなのを出せないのか、その点についてお聞きいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えさせていただきます。

蟹江町土木事業執行要領に基づきまして運用を今しておりますが、要望者は区または町内会のみとなっております。地域の実情を把握しております町内会の中で工事の必要性や優先順位を整理していただいておりますので、今のところその現状を維持したいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

以上です。

○4番 石原裕介君

では、副町長にちょっとお聞きいたしますが、このように土木事業工事要望書、町内会、また区長さんからこうやって出されます。私たちも、議員になって私も8年たちますが、いろいろ町民から要望いただいて、1階の窓口でいろいろな課長さんにここをどうしてほしいという提案を出しますと、もういつも町内会から要望書を提出してください、そういう流れになります。もし私とその町内会長さんちょっと知らないんですわとなると、課長さんなりが、じゃそこの町内会へ行ってこの要望書をもらってくるという。何か町内会長の要望書は大事だとは思いますが、それがもう少し円滑にうまくいかないのかなと。僕たちが言って町内会から出すなら、何か議員としてこの1枚……結局は、その町内会から1年間出てきた要望も、一番危険なところから多分工事をされていくとは思いますが。別に議員だから一番最初にやるというわけではないと思いますので、それならば、こういう要望書みたいなのがあれば、そこに議員から、私は今回一般質問でこのような要望をさせていただきましたけれども、それを中に入れていただく。そこで、一番危険なところから工事をさせていただくという、もう少し簡単にと言ったらいけませんけれども、何かそのように、毎回僕たちも町内会から出さなきゃいけない。西之森の町内会長さんから出してもらわなきゃいけない。藤丸の町内会長さんから出してもらわなきゃいけないというその流れを何か違うことができないのかなと思ひまして、今回ちょっと質問させていただきました。

○副町長 加藤正人君

いろいろな地域の要望について、どのようにお聞きをし、お答えするのが適切かということなのかなというふうに思います。それぞれ議員の皆様もちろん町民の方の代表です。地区はもちろん町民全体の、町民の皆様の代表であるというふうに思っておりますし、また町内会の町内会長、区長さんについては、日頃から本当にその町内で様々な日常のご要望、ご意見をお聞きいただいて、それを町に伝えていただく非常に重要な役割を果たしてみえるのかなというふうに思います。

議員の皆様について、やはり日頃の議員の活動の中で、もう既にいろいろなご要望というのを町にいただいておりますし、そうしたところでいただいたご要望というのは、またこういった議会の場でいただいたご要望というのはしっかり受け止めて検討をしているところでございます。町内会長さんについては、またこういった改めての文書の形で取りまとめているということで、それぞれの役割、ルートもございまして、いただいたご要望に別に軽重があるとかいうふうには思っておりません。それらについてしっかりと受け止めて、先ほど言われましたように必要性、それから予算を勘案して対応をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。ここにも要領第2条の規定に基づきと書いてありますので、そう簡単にこの規定を変えることはできないかと思っておりますけれども、これも意見として聞いていただけたらなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

今回は、事故のないまちをというところから、町内からいろいろな意見を聞きながら、町内会、また理事者の皆さん、また必要なところで事故のないまちを目指して皆さんとともに頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長 水野智見君

以上で石原裕介君の質問を終わります。

ここで土木農政課長の退席と産業建設部次長兼まちづくり推進課長、生涯学習課長の入場を許可します。

暫時休憩します。昼休憩をしますので、午後1時から再開します。

(午前11時55分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 水野智見君

質問6番 三浦知将君の「公園を活かしたまちづくりを」を許可します。

三浦知将君、質問席へお着きください。

○8番 三浦知将君

8番 三浦知将でございます。

議長の許可をいただきましたので、これから通告書に従って公園を活かしたまちづくりについて質問させていただきます。

これまで私は、蟹江町の財政のために以前から人口増加対策の話をさせていただいたこと

があります。人口減少の歯止めについても考える必要があると思います。

人口減少の要因としては、経済的要因、育児と就業の両立が難しいこと、夫の育児への参加が低いこと等、子育て支援サービスや働き方に問題があると言われていています。その解決に向けて、結婚や子育ての環境づくり、選択と集中による地域経済や地域づくりを進め、地方創生がベースとなりスキーム化される重要性も示されており、これが人口増加に転じることも考えられます。

そして、人口が増加すると公共緑地やレクリエーション施設の需要が高くなることが予想されます。公園の整備や拡充は、地域の人々の生活環境の質を向上させるために必要となります。

そして、公園には様々な役割があります。公園の役割を大きく5つ考えてみました。

まず、1つ目、公園と聞いて多くの人たちがイメージするところが、子どもたちの遊び場としての役割です。公園は、子どもたちが安全に遊び、自然に触れ合い、社会性を養う場所という役割があります。このようなことで、遊具や砂場など様々な遊ぶ要素が提供されています。

2つ目、町民の健康と運動習慣に貢献する場としての役割です。公園は、自宅の庭とは違い比較にならないほど広々したスペースであります。あらゆる世代が散歩、ジョギング、サイクリングを楽しむことができ、また、鬼ごっこやボール遊び、スケートボードなど様々なスポーツや体を動かして楽しむ場所でもあります。遊具や健康器具があれば、さらに楽しみながら運動することができます。蟹江町においては、運動施設が併設されている学戸公園や日光川ウォーターパーク、蟹江川南緑地が挙げられます。

3つ目、地域の自然の保護と景観形成の場としての役割です。公園は、芝生や花壇のような造作物、自然を生かした地域の景観を形成する重要な役割があります。また、公園は、都市環境においても大気や水を浄化し、木々が根を張ることによる地盤の強化にも大きく寄与します。水郷のまちと言われる蟹江町においても、鶉飼いイベントが行われる蟹江川沿いの蟹江川水辺スポットや佐屋川沿いの佐屋川創郷公園が自然豊かな公園として挙げられます。

4つ目、地域住民のコミュニケーションの交流の場としての役割があります。同年代が集まって遊ぶだけでなく、多世代が集まるイベントを開催することができます。そこでは、イベントを通じて新しい交友関係が形成される場でもあります。学戸公園では、プレーパークが催されており。

そして、最後の5つ目、文化的、歴史的価値の保全の場としての役割があります。蟹江にはありませんが、文化的、歴史的な価値の高い場所周辺を公園として大きく捉え、例えば皇居外苑地区は黒松の点在する芝生広場と江戸城のたたずまいを残す濠、城門などの歴史的建造物などと調和し、我が国を代表する公園として親しまれています。身近なところで言いますと、ほかには名古屋の鶴舞公園や名城公園も挙げられます。

それでは、蟹江に話を戻しまして、地方公共団体が所有する公園とは、都市公園とその他の公園と大きく分けられますが、都市公園とはどのような公園を指すのでしょうか、教えてください。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、都市公園とはどのような公園かというところについてお答えをさせていただきます。

都市計画制度の運用にあたっての基本的な考え方を国土交通省が示しております。都市計画運用指針には、公園とは主として自然的環境の中で休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動などのレクリエーション及び大震火災などの災害時の避難などの用に供することを目的とする公共空地であると考え方が示されております。

また、都市公園法については、都市公園は国の公園もあるんですが、都市計画区域内に地方公共団体が設置する公園または緑地ということで定義をされております。

以上でございます。

○8番 三浦知将君

それでは、先ほど挙げました公園の役割に加えて、災害時の公共施設として都市公園も活用できるということも分かりました。都市公園は、散策や運動、休憩など様々な活動ができ、心身の健康によい影響を与える場所でもあります。都市計画の一環として整備されることもあります。町の発展に伴って生じる建設や開発による自然環境の減少や生活の質の低下を補うため、公共の緑地として創出されることもあります。市民の健康や福祉に貢献するだけでなく、都市の美化や環境保全にも寄与していきます。このような都市公園は、市民の生活の質を向上させるために重要な存在となっております。

それでは、またお聞きしたいことがございます。

蟹江町に都市公園なんですが、こちらは幾つあるのでしょうか。各公園の役割、機能も教えていただきたいです。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

町内の都市公園の数と公園の役割、機能はということについてお答えをさせていただきます。

都市公園条例に規定された公園としましては、18カ所ございます。この18カ所については、次のように分類をされております。

標準面積が0.25ヘクタールほどであるものが街区公園と呼ばれます。これは、この近辺ですと、蟹江西保育所の南側でございます学戸東公園ですとか、あと、桜地区のJR線路沿いがございますはつらつ公園といったものがございます。14カ所になります。

2つ目としまして、標準面積が2ヘクタールほどのもの、こちらを近隣公園と申します。こちらは、学戸公園が該当いたします。

3つ目としまして、標準面積が4ヘクタールほどのもの、これが1カ所、日光川ウォーターパークが該当いたします。

あと、都市緑地としまして、源氏泉緑地と蟹江川南緑地という2カ所がございます。以上で18カ所となります。

また、各公園の役割、機能としましては、街区公園につきましては、250メートルほどの圏内に居住する方の利用に供することを目的としております。

近隣公園につきましては、500メートルほどの方、地区公園につきましては、徒歩圏1キロメートルほどに居住する方の利用に供することが目的とされております。

都市緑地につきましては、自然的環境の保全、安全性の向上、都市景観の増進を図り、もって安全かつ快適な都市環境を確保することを目的としたものでございます。

また、先ほど議員もおっしゃっていましたが、学戸公園、日光川ウォーターパーク、蟹江川南緑地については、グラウンドやテニスコートといった運動施設としての機能もございます。

以上でございます。

○8番 三浦知将君

ありがとうございます。18カ所ということですね。

都市公園の中にも様々な種類があり分類されていると思いますが、そこで、公園を利用する人たちなんですけれども、どのような方が多いのか教えていただきたいです。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

公園の利用者の方はどのような方がということでお答えさせていただきます。

やはり、近所にお住いの小中学生の方が最も多いのかなと感じております。そのほかですと、未就学の子の親子ですとか、木陰で休憩をしている方、お昼時にはあずまやのベンチで昼食を摂る方も見かけます。

また、日光川ウォーターパークでは、グラウンドの利用者のほか、1周約1キロメートルの周回コースをランニングですとかウォーキングをする姿をよく見かけます。

以上でございます。

○8番 三浦知将君

様々な方がやっぱり公園を利用して、特に近所の方が街区公園とか近いところを利用するのは多いと思うんですけれども、この公園を利用する方々からの意見とか要望とか、そういったものは何かあるのか、どのようなものがあるのか、教えていただきたいです。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

公園を利用する方たちの意見、要望ということでお答えをさせていただきます。

要望として多いものは、やはり公園でボール遊びがしたいというものですとか、そのほかでは、遊具の希望があるというようなことをお聞きすることが多くあります。ボール遊びが

したいということについては、先ほどの運動施設である学戸公園、日光川ウォーターパーク、蟹江川南緑地以外の都市公園では、ほかの公園利用者ですとか近隣の方の迷惑となってしまうことから、残念ながらボール遊びのほうは禁止をさせていただいております。

遊具の入れ替えにつきましては、遊具については毎年点検のほうを行っております、老朽化などにより更新が必要となった場合には、魅力のある遊具への取り換えを行っております。

以上でございます。

○8番 三浦知将君

やっぱりボール遊びがしたいという声は多く私の周りでもありまして、やっぱり本町に關しても公園が少ないということで、戸田川緑地に行くよとか、海南こどもの国に行くよとか、富田公園に行くよというような話もよく聞きます。

蟹江町内でも、舟入小学校地区とか蟹江小学校地区には都市公園がありません。本町の子どもたちは、ライオンズニューシティの敷地内の公園や蟹江小学校で遊んでいるという声が多く、産業文化会館の近くの児童公園も挙げられています。ヤオキスーパー北側にある小さな公園や蟹江保育所南のみんなの広場には、私の見る限り、あまり利用者の姿は多くなく、はばたき幼稚園北側の公園は敷地が少なくなりました。また、柵で覆われているため、海門公民館の隣の蟹江児童館所有の空き地は、勝手に入って遊んでよい場所なのかどうか分からないという声もあります。みんなの広場にも同様の声があります。

こちら今挙げたいずれの遊び場も、都市公園には当たりません。本町には都市公園がないというふうに先ほども申し上げましたが、こちら本町に今までに都市公園を設置する計画がありましたでしょうか。もしくは、また、これから設置する計画はありますでしょうか、教えていただきたいです。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

蟹江川の東地区の都市公園の設置の計画、今後の計画ということでお答えをさせていただきます。

まず、東側のお話をさせていただく前に、蟹江川の西側地区ですね、この学戸地区をはじめとしました地区になりますが、この多くは土地区画整理事業により都市基盤の整備が行われております。土地区画整理事業を施行するにあたりましては、施行区域の面積の3%以上を公園とするようにしなければいけないというルールがあるために、蟹江川の西側の地区には都市公園が多く整備をされております。

蟹江川の東地区に戻りますが、こちらの地区は、既存集落ですとか耕地整理後の基盤に住宅化が急速に進んだ区域がそのまま市街地に編入されており、計画的な基盤整備がされていないため都市公園が整備されていないというような状況でございます。

本町地区には、都市公園の代わりとしまして、先ほど議員がおっしゃったような公園とし

てなんですが、多くは町が借地をして児童公園として利用していただいている施設もごさいますが、昨今、地権者の意向などにより縮小しているというのも現状でございませう。

令和3年3月に策定しました緑の基本計画におきましても、蟹江川の東地区は住宅や工場、店舗などが密集する人口密度の高い地区であるため、都市環境の向上、レクリエーションの場、一時避難場所となる近隣公園の整備が急務であると課題を挙げさせていただいておりますが、まとまった用地の確保が困難というところもございませう。

将来的なことを考えて、新たな都市公園を決定していくにいたしましても、既存の土地利用をされている方々の協力は必要不可欠でございませうので、新たな公園の設置が望ましい地区において合意形成が得られれば、新たな公園設置に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございませう。

○8番 三浦知将君

やっぱり本町に公園がないのはすごく悲しいんですけども、いきなり造ってくれというのも難しい話だとは思ひませう。

そこで、都市公園を設置する際に、こちらの公園計画というのをどのように決めるかというのを教えていただきたいです。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

公園計画はどのように決めるのかということについてお答えをさせていただきます。

都市公園を整備するにあたりましては、都市計画マスタープランですとか、先ほどの緑の基本計画での位置づけがされているということが必要であります。また、原則として都市計画決定ということをする必要がございませう。

以上でございませう。

○8番 三浦知将君

ありがとうございます。

やっぱり区画整理とかそういったことで公園を設置する義務があるとか、蟹江川の西側で都市公園とか、桜地域に都市公園があるというのはよく分かったんですけども、ここで町内の公園とか回っていると、今のこういった暖かい時期というか夏前、雑草が多く生い茂ることはよく分かります。公園には、きちんとトイレがついている場所もあるんですが、ゴールデンウィークの後半にはトイレトーパーがなくなっているという公園も多数ありました。トイレに関して言えば、清掃が十分行き届いてないということもありまして、気分的に使いたくないという声もあります。

そういったことは命に直接関わることではありませんが、道具の老朽化とか、そういったことに関しては、事故は取り返しのつかない事態を招くおそれがあります。コロナ禍の名残か、水洗が閉じていたり蛇口が外れている水飲み場もありました。夏場の熱中症の予防のた

めにも、水は出る状態にしたほうが安全だと思います。

そこで、この都市公園を管理している方なんですけれども、こちらはどなたになるんでしょうか、教えていただきたいです。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

都市公園を管理するのはということでお答えをさせていただきます。

都市公園につきましては、草刈りですとかトイレのトイレットペーパーの入れ替え、全てこちらにつきましては、町のほうで管理をさせていただいております。

以上でございます。

○8番 三浦知将君

町できちんと管理していただき、誰のために、何のために公園があるかということ念頭に、引き続き町民の皆様のために遊びやすい、過ごしやすい、利用しやすい公園の環境づくりを整えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

あとは、公園で遊ぶという目的がありますが、この遊ぶ目的だけでなく、カフェやコインランドリーを目的とした集客も見込んでいる公園もあります。最近では、隣町の津島では、天王川公園で夏にスターバックスができるというふうにも聞いております。図書館の佐屋川創郷公園は大変居心地のよい公園で、特に花見のシーズンには長時間の滞在が増えると思われれます。お腹がすいたときなど何か買い物ができる一番近い場所はピアゴになります。こちらは距離で言うと600メートルほどとなりまして、すぐに行ける位置ではありません。名古屋市の戸田川緑地にも、弥富市の海南こどもの国にも売店があります。土日祝日にはキッチンカーの出店もあります。それらは利用者にとってはなくてはならない施設であります。

ですが、飲食店等の出店により公園内の環境や利用者層が変化する可能性があり、公園らしさ、公共性が失われるおそれもあります。とはいえ、公園で過ごす時間には、飲み物や食べ物が必須になることも多く、公園内に飲食店があれば簡単に入手することができ、利便性が向上します。また、公園の利用者層が広がり、様々な人々が食べ物や飲み物を求めて集まり、ほかの人たちと出会い、交流を深めることができ、交流の促進にもなります。さらには、町のプラスになるかと思っております。

そこで、新規の都市公園の設置や既存の都市公園を整備する際に、飲食店や売店等の設置または管理する民間事業者を公募することは可能かどうか、教えていただきたいです。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

公園の魅力向上のために飲食店や売店などの公募施設の設置及び管理を行う民間事業者を公募で選定する手段として、Park-PFIという制度がございます。この制度は、事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備にも還元するという条件とする制度でございます。先ほど言われました津島市の天王川公園もこの制度を活用した形で取り組ま

れておると聞いております。

将来的に本町におきましても、今後新たに都市公園を設置する際ですとか既存施設の再整備を検討する際には、このPark-PFI制度利用の可能性について検討できればと思っております。

以上でございます。

○8番 三浦知将君

官民連携していろんな視点を持って公園づくりをしていただきますようお願いいたします。

東京には防災公園という言葉があるんですけども、地震や火災など災害が起こった際に地域住民の命を守るための活動拠点として防災公園という定義があります。こちら、蟹江町にはそのような公園が幾つあるのでしょうか、教えていただきたいです。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました防災公園についてお答えいたします。

防災公園ですが、災害時に住民の命を守るための防災活動上重要な役割を担い、都市部の防災構造を強化するために整備された公園と定義されております。

蟹江町では、防災公園と定められた公園はありませんが、蟹江町地域防災計画において防災活動拠点として、学戸公園と日光川ウォーターパークの2カ所となっております。

以上でございます。

○8番 三浦知将君

防災公園は、災害時に避難場所として利用できたり、避難場所として機能するために必要な設備が整備されているというふうに聞いております。なんです、防災活動拠点として蟹江町にもあるということだったんですけども、こちら、防災グッズも何かあるというふうにお聞きしております。公園内にあるこの防災施設、防災グッズの使用方法など分かりやすく記載はあるのかどうか、教えていただきたいです。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました防災施設の使用方法について記載が詳しく書かれているかについてお答えいたします。

蟹江町の公園内には防災施設に該当する設備はありませんが、蟹江町が指定する緊急避難場所のうち9施設には、地震発生と連動して避難階段の入り口を開錠する防災ボックスが設置されております。使用方法については、簡易な記載がされておりますが、緊急時に支障なく使用できるよう、防災学習会や防災訓練を通じて周知を行っております。

以上でございます。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

都市公園には、防災グッズ、防災備品を設置している公園もございまして、桜地区のなかよし公園とはつらつ公園、この2カ所につきましては、通常時はベンチとして使用しており

まして、地震などの災害時に必要となるバールやハンマーなどの工具が収納してありまして、また、かまどとしても利用できる防災用のベンチを設置しております。

また、なかよし公園には、ベンチ以外にも災害用のマンホールテントの設備もありまして、こちらについては地元の今区において管理をしていただいております。

今後、既存の公園のベンチの更新の際には、必要に応じてこういったベンチの設置についても検討できればと思っております。

以上でございます。

○8番 三浦知将君

防災ボックスと先ほどありましたが、こちらは町内会とかいろんな方が周知されているということだったんですけれども、私の周りでは、ちょっとどういうふうにするか分からないということもありますので、これからどのように周知させて、どこまで周知させるかということも、またお願いいたします。

続きまして、希望の丘についてお尋ねしていきます。

廃校となった蟹江高校は、2015年に希望の丘として跡地が再活用され始めました。水害発生時に500人が一時避難可能である高台と、芝生公園、散策路、バーベキュー場、フットサルコートを含め備えた町民憩いの公園として紹介されています。さらには、会議室、マルチスペース、フリースペースといった施設も併設されており、町民の皆様が利用されているかと思えます。つい先日も希望の丘で商工会のイベントも行われており、多くの方が来場されたと聞いております。

そこで、希望の丘の隣接する蟹江グラウンドについてお聞きしたいです。

こちらの蟹江グラウンドにおいて愛知大学との賃貸の契約はいつまでになるのでしょうか、契約は、また更新する予定はあるのでしょうか。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

愛知大学とは平成25年に土地の賃貸借契約を結んでおりまして、その後平成30年に更新をして現在に至っております。その期間につきましては、平成31年1月1日から令和5年12月31日までとなっております。

また、この契約の更新につきましては、予定をしておりまして、期間につきましても今までと同様の5カ年を考えております。

以上でございます。

○8番 三浦知将君

それでは、今までどおり、蟹江グラウンドどのように利用していくかということは、今までどおりであるかもしれないということですね。

それでは、今まで住民の要望とか意見も何か聞き入れていただいたりとか、そのような場

とか機会を提供していただきたいなと思いますので、そうすればよりよい活用方法が見つかるかもしれないです。

また、これからこちらの蟹江グラウンドの計画、利用していく計画があるんですけども、これから行政、町民、企業が連携していただきたいなというふうに考えておるんですけども、どのように連携していくかというのもちよっと教えていただきたいです。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

お答えさせていただきます。

希望の丘広場のほうですね、愛知県との県有財産の売買の際、用途の指定とか期間の年数とか示しておりまして、それに基づきまして、今指定用途期間が令和7年10月1日までとなっています。これを踏まえまして、現段階においては新たな利用計画というのはございませんけれども、引き続き愛知大学の教員や学生さんのスポーツ活動の場としてもご活用いただく予定ではございます。

以上となります。

○8番 三浦知将君

それでは、最後に、希望の丘周辺の開発を絡めてお尋ねしたいと思います。

例えば、とだがわこどもランドに遊びに行く親子に話を聞きますと、戸田川緑地で遊んだ後に南陽や茶屋のイオンでの買い物をして帰るといった過ごし方の方もいるそうです。買い物のついでに公園に行ったり、公園遊びのついでに買い物であったりするのですが、どちらも遠くからでも行く価値のあるものです。

希望の丘周辺は、町内外から集まりたくなるような、またはそれを利用して周りの経済活性をさせたり、そして防災拠点として活用できると、様々な役割、機能を発揮し果たせるポテンシャルを持っている場所と考えています。こちらに関してもお考えをお聞かせください。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、希望の丘周辺のまちづくりの方針についてお答えをさせていただきます。

まず、蟹江町のまちづくりの基でございます都市計画の方針を定めました蟹江町都市計画マスタープランというものがございます。このマスタープランに希望の丘広場周辺は、近鉄富吉駅も含めて西の玄関口として都市的土地利用を誘導し、土地区画整理事業などによる都市基盤整備と市街化区域への編入に取り組むこととする、まちづくり推進地区として位置づけられております。

また、希望の丘広場は、芝生広場やフットサル場などの運動施設に、有事の際は緊急避難施設として活用できる防災機能を兼ね備えた生涯学習施設として設置をされております。

これらを踏まえまして、希望の丘広場周辺のまちづくりの方針としましては、この蟹江町の都市マスのまちづくり方針を基本に、既存の生涯学習施設でございます希望の丘広場の機能を最大限に生かしましたまちづくりを進める予定をしております。

現在の取り組み状況としましては、蟹江町の西の玄関口としてふさわしい都市機能の集積を図るとともに利便性の高い生活拠点の形成を図るため、今年度末には土地地区画整理事業の予定区域と希望の丘広場を市街化区域に編入しまして、防災対策を兼ね備えた市街地整備事業に努めてまいります。

以上でございます。

○8番 三浦知将君

富吉の区画整理の開発が進み、公園も設置することになると思いますが、やはり単に設置するだけではなく、官民連携の上、周りの施設と相乗効果になるようお願いいたします。

最後に、副町長にお聞きしたいことがございます。

公園の重要性とか公園によるまちづくりのお考えをお聞きしたいです。お願いします。

○副町長 加藤正人君

それでは、私からご答弁申し上げます。

今回公園についてご質問をいただきまして、約20年前になりますけれども、私が県からの派遣職員として蟹江町役場に勤務をしていたときに携わった仕事の中で、ある報告書に寄せた一文を思い出しましたので、恐縮ですが、まずそれをご紹介をさせていただきます。

公園をもっとよくしよう。

蟹江町には佐屋川創郷公園、学戸公園、交通公園、地域の児童公園など大小の、また特徴を持ったいろいろな公園があり、公園は児童館と並ぶ蟹江が誇り得る子育て資源であると思います。ただ、必ずしも一般に知られていなかったり、遊具が古かったり、画一的だったり、日影がなかったり、地域に偏りがあったりして、利用度が高いものばかりではありません。公園がより利用されるようにするため、住民の方から公園探検隊を募集し、各公園の特徴を調べて町民にPRするとともに利用者の目から見た問題点等を挙げてもらい、今後の公園整備の参考にしてはどうでしょうかというものでございました。

これは、子育て支援に関しまして、公募の住民の方と一緒に蟹江の子育て支援の在り方を考えるワークショップを開催し、その報告書の中に寄せた一文でございまして、主に子どもの遊び場としての公園を念頭に置いた文章でございます。

実は、そのワークショップの翌年、実際に有志の住民のグループの方が蟹江のいろんな公園を実際に見て調査をしてくれて、そういう母親の視点から見た特徴をまとめて大きな地図を作ってくれました。それが、実は今も保健センターのロビーに掲示をされておりますので、ぜひ保健センターに行かれた際はご覧いただけたらというふうに思っております。

それから、実は20年以上たち、公園をめぐる状況も今大きく変化をしております。やはり今最大の課題はと問われれば、やっぱり各公園それぞれ老朽化をできてきておりまして、その安全の確保、とにかく事故を起こしてはいけません、これが基本中の基本でございますので、点検、定期的な点検、それから補修をしっかりと行っていくということ。それから、初日に源

氏泉緑地の工事のご議決をいただきましたけれども、そういった大規模な改修を、日光川ウォーターパークも行いますが、改修を計画的に、財源要りますので計画的に実施をしていくということがまずもって重要なのかなというふうに思っております。

そうした上で、先ほどいろいろご質問の中でご指摘がございました地域的な公園のバランスの問題もございまして、防災機能の強化もございまして。また、新しい管理手法というご提案もございました。それらを含めまして様々な課題について、全て同時にというわけにはまいりませんが、条件が整うところから検討していければというふうに思っているところでございます。

公園はやっぱり住民の方の憩いの場でありまして、子どもの遊びの場であります。楽しい場所だというふうに思っています。子どもたちが公園で遊んだ楽しい思い出というのを将来も持ち続けてくれるような、もらえるような、そういった取り組みを心がけていきたいと思っております。

以上でございます。

○8番 三浦知将君

ありがとうございました。

まちづくりにおける公園は、大変重要な立ち位置だと思っております。これからの時代に合った公園の在り方や役割を、たくさんの意見を聞いたり要望を聞いて公園づくりをしていただきますようお願いいたします。

これにて私の一般質問は終了いたします。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で、三浦知将君の質問を終わります。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、安心安全課長、生涯学習課長の退席と、給食センター所長、介護支援課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午後1時37分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時39分)

○議長 水野智見君

質問7番 板倉浩幸君の1問目「学校給食の無償化について」を許可します。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○7番 板倉浩幸君

7番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

私は、「学校給食の無償化について」と題して伺っていきます。

まず、総理府の少子化対策のための国際世論調査を見ると、あなたの国は子育てしやすい国ですかという問いに、とてもそう思うはわずか4.4%、他に3カ国を調査していますが、あまりの違いに驚きます。そして、子育て支援として何を望みますかへの回答の日本の1位が、教育費の負担軽減です。ほかの国では教育費の軽減は上位に来ていません。スウェーデンでは大学院までの教育費無償化が進んでいますし、フランス、ドイツもそれに近い状態があります。子育て世代が自分の国を子育てしにくい国だと考え、教育費負担軽減を強く求めている、これが日本の大きな特徴とも言えます。

振り返ると、日本経済はバブル崩壊の1990年代から停滞したままです。いわゆる失われた30年間ですが、その内容は、労働者に非正規雇用と低賃金を広げ、その人件費削減の上に資本が史上空前の利潤を築くという、貧困と富の蓄積の同時進行です。子育て世代は、この直撃を受けました。仕事の多くが派遣やアルバイトに切り替えられ、就職氷河期もありました。収入が親世代より減り、物価が上がっているのに教育費は世界一と言われるほど高く、私立大学の平均授業料で言えば、30年前は年64万円でしたが、今では93万円です。失われた30年を通じ、教育費軽減の切実さの度合いがぐんと増していると言えます。

教育費負担の重さが少子化の大きな要因になっていることは周知のとおりです。人々が子どもを産み育てたいと思っても諦めざるを得ない社会の構造を改善することは、日本の大きな課題であると思います。だからこそ、岸田政権も異次元の少子化対策を掲げ、子育て支援を大幅に増やすと言い出したのでしょう。社会として膨大な教育費を負担させ、子育てを自己責任にしてきた政策の構造全体を改めていくべきときであります。教育費負担軽減は、その中で大きな位置を占めています。

このように、教育費軽減が子育て世代のとても強い要求であり、教育費負担軽減は社会の大きな課題でもあります。

蟹江町においても、小学校で月々4,000円、中学校は月々4,400円の給食費負担は軽いものではなく、食材の高騰により各地で給食費値上げが問題になっているときだからこそ、なおのことです。給食費無償化が現実的な課題でもあります。

さかのぼれば、昭和期の給食費の無償化は2つの自治体でした。その後しばらく動きはなく、変化が起きるのは2000年代です。まず、2006年に北海道三笠市、小学校のみですか無償化をし、それから年を追うごとに少しずつ増え、2017年には小中学校とも無償化している自治体が82市町村になりました。そして、現時点では254の市町村に増えたことが分かりました。5年間で3.8倍という急速な広がりです。これまでは小さな町村が中心でした。県都の青森市など大きな自治体が無償化に踏み切るようになり、東京23区では今年度から一気に8つの区で無償化に踏み切り、ほかにも数区が検討中となっています。

東京の23区の前進と聞くと、やはり財政力がある自治体だからと思われる方もいるかもしれませんが、無償化は、財政力の弱い小さな町村から始まったことを忘れてはなりません。

群馬県は、学校給食費の無償化が最も進んでいる県です。そこで運動を進めてきた方の話によれば、給食費の無償化、これについては経験的に自治体予算の1から2%ぐらいでできる、自治体はその気になればできない額ではないということでもあります。

学校給食を無償化したところでは、大きな歓迎も上がっています。このことは、文部科学省の無償化等の実施状況にあります。無償化による成果例として児童生徒では、自治体への感謝の気持ちの涵養（かんよう）、栄養バランスのよい食事の摂取や残食を減らす意識の向上、給食費が未納、滞納であることに対する心理的負担の解消。保護者では、経済的負担の軽減、安心して子育てできる環境の享受、親子で教育について話し合う機会が増加、教育への関心の増加、給食費納入に係る手間の解消であります。

また、学校教員では、給食費の徴収や未納、滞納への対応の負担の解消、食育の指導に関する意識の向上です。

そして、自治体では、子育て支援の充実、少子化対策、定住・転入の促進、食材高騰による経費増加の際、保護者との合意を得ず措置が可能、以上のようにまとめられています。

そこで、給食費についてお伺いしていきます。

無償化等のこの実施状況、先ほどお話しした実施状況からしても、学校給食の無償化は子ども、保護者、教職員、自治体職員の広く市民からの歓迎の声が上がるとしてとても積極的な政策と言えますが、いかがでしょうか、まずお願いいたします。

○給食センター所長 浅井 修君

それでは、今ご質問がありました件につきましてお答えさせていただきます。

近隣の市町村の状況、全国の自治体も見てみますと、子育て支援や物価高騰対策の支援策として無償化を実施している団体があることは承知しております。単独事業として全額一般財源を充当しているところや、地方創生臨時交付金を活用して一定期間実施するところなど、地域の実情に合わせて政策的に行っていると理解をしております。無償化は、子育て世代の支援策として検討課題の一つであると認識をしております。

当町におきましては、限られた財源の中、子育て支援策の優先順位などを考慮し、慎重に検討を重ね総合的に判断する必要があり、大変難しい問題だと捉えております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

また、最後にも半額補助、今7月から行っている、この話については最後に伺っていきたいと思います。

それでは、教育次長にも今のお話でお聞きしていきたいと思います。

無償化等の実施状況にある最初の感謝の気持ちの涵養（かんよう）は、おかしな話と私も思います。良き政策であるということは間違いないでしょう。未納、滞納に子どもの責任は全くありませんから、子どもの心理的負担がなくなることは本当にありがたいことでありま

す。

保護者の責任については、未納、滞納の問題は国民の貧困と対貧困施策の不十分さの帰結であり、保護者を自己責任論で追い詰める問題ではないでしょう。多忙化している教員にとっても給食費の徴収、また、未納、滞納への対応、この負担の解消は助かると思います。自治体職員も、自分たちの自治体は子どもを応援している、無償化によって食育に力を入れたいと給食の在り方を見直したり、このような歓迎の声を上げています。

物価高騰で給食費を値上げするのか悩んでいる、蟹江町でもそうですが、全国の自治体でも悩んでいます。公費負担となれば、このような悩みも解消されます。

そこで、とてもこのような給食費無償化、この施策は積極的な施策と言えますが、次長からも再度お願いをいたします。

○教育部次長兼教育課長 館林久美君

それでは、ご質問いただきました給食費無償化についてですけれどもお答えさせていただきます。

先ほどセンター長のほうからお答えさせていただいたところと重複いたしますけれども、やはり議員おっしゃるとおり、子育て世帯への支援策としての検討課題の一つであるということとは私どもも感じております。

しかしながら、数年前、令和元年になると思うんですけれども、幼児教育・保育無償化、これが行われた際におきましても、保育料については無償化となりました、しかしながら、給食費については無償化の対象にはならなかったというところもございます。これを学校教育に置き換えますと、やはり今までどおり保護者の方にご負担いただくという形ではというふうに考えます。

今後につきましては、国の考えを注視しながら、町の子育て施策いくつか、給食費無償化以外にもいくつかございます。そちらのところを検討していきたいと思っております。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

給食費無償化、子育て支援としてどこの位置にあるかということが最終的なんだと思うんですけれども、このように無償化も今現在進んできています、全国的に見てもね。そこまで、まあかかると言えばかかる予算ではありますが、ぜひともやっていただきたいと思います。

今、保育所の話出ましたよね。幼児教育の無償化で、保育料に関しては無償、ただ給食費は徴収しますと今現在なっています。まずは、学校、小中学校の給食費を無償化し、最終的にやはり保育所に関しても無償化を望みたい。望んでいけたら、やっていただきたいなと思います。

では次に、ちょっと法について触れさせていただきます。

学校給食の重みや改正された学校給食法の意義についてお聞きしていきます。

食べることは人間にとってある意味根源的な事柄です。人は家族で、あるいは仲間や集団と一緒に食べることで、人間関係の大きなところを培ってきたように思います。子どもたちの毎日の食事を見ていくと、3食のうち実は給食が一番最も充実した食事であることは少なくありません。給食以外は孤食という子どももいます。

学校給食、これはみんなで食べる給食であります。そして、給食当番、運搬、配膳、片付けなど多様な活動をして子どもたちが成長する場であります。こうした場合は、以前はほとんどの家庭にあったかもしれませんが、今では学校が主な体験場になっているのではないのでしょうか。

こうした役割の大きさは、現在の学校給食法にも反映しています。すなわち、食育基本法の制定を受けた2008年の学校給食法改定です。食育基本法は、食育を様々な体験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるものとしたものであります。改正された学校給食法の目的は、従来の学校給食の普及、充実にとどまらず、学校給食を活用した食に関する指導を通じて食育の推進が加わりました。これらの目的は、給食を教育として位置づけて実践してきた現場の努力に相通じるものがあります。

そこで、今申し上げた学校給食の重み、また、2008年に改正された学校給食法の目的をどう考えているのか、お聞かせをお願いいたします。

○給食センター所長 浅井 修君

今議員おっしゃられたとおり、学校給食法のほうが2008年に大きく改正されました。主に学校給食を活用した食に関する指導の充実、給食水準、衛生管理確保のための全国基準の法制化などが盛り込まれたところでございます。

改正法の目的をどう考えるかということでございます。法第1条の目的では、学校給食が児童生徒の心身の健全な発達に資するだけでなく、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものと位置づけられ、学校における食育の推進を図ることが明確に位置づけられたものでございます。

給食センターや栄養教諭など職員を始めとした学校給食関係者の一層の努力が求められておりますので、法の趣旨にのっとり食育の観点からも、引き続き食育推進に関する事業展開を図っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

今、食育の推進ね、これを考えていただきたいと思います。

もう一つ重要になってくるのが無償化、これを訴えて進める上で給食法、学校の給食法などの法令に関しても、またこれも重要になってきます。前にもこの給食無償化について質問させていただいたことがあるんですけども、法令的に給食に係る経費、これは施設整備費

などは学校設置者、蟹江町ですが、食材料費については保護者が負担することになっていま
すとの答弁であります。

そこで、給食法による食材料費の保護者負担についての捉え方、今現在の捉え方について
はどうでしょうか、お願いをいたします。

○給食センター所長 浅井 修君

今ご説明があったとおり、学校給食法第11条では、経費の負担について規定されておると
ころでございます。その第2項のところに、学校給食費は学校給食を受ける児童または生徒
の保護者の負担とするということが明記されております。お尋ねのありました食材料費につ
きましては、保護者負担とすべきものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

保護者が負担することになっているということで無償にはなっていないんですけれども、そ
れでは、今の保護者が負担する学校給食法、先ほど言いました第11条の第2項かな、そこで
ですが、我が党の日本共産党、国会論戦でちょっと明らかにしたことがありますよね。無償
化は学校給食法上何の問題もないことを明らかにし、このことは各地の無償化を促進する役
割を果たしてきました。国は同法について、これらの規定は経費の負担区分を明らかにした
もので、例えば保護者の経済的負担の状況から見ても、給食費の一部を補助するような場合
は、禁止する意図ではないとしていたことです。そのことで、給食費の保護者負担、蟹江町
では1食30円の補助を現在行っています。

では、この一部の補助については、全額補助、つまり無償化が含まれているかであります。
給食の一部を補助する場合は禁止する意図ではないとし、一部とはありますけれども、これ
は一部だけではなく全額補助をすることは否定はされていない、自治体の判断で無償化を行う
ことは、決して給食法の違反になるわけではありません。解釈の問題であるということです。

これ、今読ませてもらったのは、国会の質疑と答弁の中を読ませていただきました。

このことを踏まえて、再度、保護者の給食費の負担、これについてお願いをいたします。

○給食センター所長 浅井 修君

では、今の内容についての見解ということでございます。

私も蟹江町におきましては、議員おっしゃるとおり、一部公費のほうで給食費の保護者
負担金を減額というか賄っておるところでございます。

全額無償化がどうかということでございます。これにつきましては、非常に難しい問題で
はございますが、周りの状況とかを見ながら、引き続き検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

別に一部補助、30円の補助を現状やっけて、全額補助も別に法的に保護者の負担がある

けれども、全額補助は別にやれると判断すればいいんですか、蟹江町でも。その辺、再度お願いいたします。

○給食センター所長 浅井 修君

やれるかどうかの検討も含めて、全体的な町の財政総額も判断しながら判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

ちょっとやれるかも含めて、そうなってくると、では、ちょっとまた違う観点から義務教育の無償化の一環として給食費の無償化について伺っていきたいと思います。

皆さんご存じのとおり、憲法第26条には、全ての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。全ての国民は、法律の定めるところにより、その保護をする子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とするとあります。

ただし、憲法は無償の範囲を示しておりません。文字どおり前向きに受け取れば、教材やいろんなもの、交通費も含め教育活動に必要なものは完全に無償になるということであり、給食も教育の活動の一部であると思います。その観点から無償とされるべきものであります。このことについてお願いをいたします。

○給食センター所長 浅井 修君

確かに、給食につきましては教育活動の一つです。給食に係る全ての経費を無償にすべきとは、ただし考えておりません。先にお答えしたとおり、法のほうには学校給食費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担ということが明記されております。給食を提供するための主な経費である食材費については、受益者に負担をお願いすべきで、その保護者が負担すべきものと認識しております。引き続き食材部分の負担をお願いするという考えで進めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

やり取りがちょっと、食材費について保護者の負担とさせていただきたいと。でも、先ほど僕が言ったように、国会の答弁でもあったように、一部だけではなく全額無償化にしても給食法について何ら問題もありませんということも答弁でも国もしていますので、その辺もうちょっと理解していただきたいと思います。

それでは、今、義務教育の無償化の憲法第26条、これ前向きに解釈すれば、学校給食は無償であります。でも、政府自体、義務教育は無償と言いながら、そうではありません。しかし、今、政府でも憲法に定められている義務教育の無償をできるだけ早く広範囲に実現したいとの根本的な考えも示しています。憲法の立場からいっても、無償としたいという国も理

想は持っています。

そこで、どんな立場に立っても給食の無償化、これについてなるべく早く早期に実現すべき課題ではないでしょうか。この点についてもお願いをいたします。

○給食センター所長 浅井 修君

議員おっしゃられましたとおり、現在国では岸田首相の掲げる異次元の少子化対策の実現に向けて財源を含めた議論が政府のこども未来戦略会議で活発に行われ、学校給食費の無償化についても議論されていたところです。その中では、給食費の無償化は大きな財源が必要になること、どれだけ少子化対策に資するのかという定量的な分析が必要とされ、つい先日示されたこども未来戦略方針では、まず、無償化実施自治体の取り組み実態や成果、課題の調査、全国ベースでの実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する。その上で、給食実施状況の違いや法制面等も含めた課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとされ、財源や実施時期は明記されていないところでございます。

学校給食費は、現在自己負担が原則であります。自治体によっては無償化しているところもあります。もともと給食を提供していない自治体もございますし、完全給食ではなく補食給食、ミルクだけの給食を行っているなどといった実施内容や、調理場方式なのか、デリバリー方式なのかといった実施方式などに違いがあり、児童生徒間の公平性についての問題や1食当たりの給食費の単価が自治体によって違いがあるなど、まずは様々な観点から実態を把握し、課題の整理をする必要性があると考えております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

ちょうど昨日かな、岸田首相のこども未来戦略、教育費無償化の話はあまり出てきてないんですけども、まだ。あれ、財源もどこから持ってくるか、まだ決まってない状態のことであります。

今回、教育費の負担軽減として学校給食について重み、学校給食自体どう考えるんだ、また、給食法で学校給食をめぐる法制度、保護者負担の問題、義務教育無償の一環として給食費の無償化を今質問してきました。これらのことは、子育て世代の、最初に申した強い要求でもあり、国の制度として、やはり全国的に無償化するのが一番のベストだと私も思います。

しかしながら、国もどこまでまだ、その判断基準がまだまだ、先ほどセンター長からもお話があった、給食費のまだ実施されていない自治体もあるんですね。また、給食費の費用も自治体によってばらばらです。その辺の問題解決も含めていくと、国の制度も待ちながら、まずは先頭に立って、町として早期に無償化を目指すべきではないのでしょうかということをお聞きしますが、先ほどの答弁とだいぶ重複すると思います。まず、今現在、早期に無償化する考えがまだないようですが、再度お願いをいたします。

○給食センター所長 浅井 修君

では、改めまして、町としても早期に無償を目指すべきではないのかということでございます。

現在のところ、無償化を実施する予定はございません。交付金を活用して無償化実施団体というの全国的にはあるところがございます。蟹江町といたしましては、先日の議会初日でご承認いただきましたとおり、まずは半額の軽減事業を今年度7月から3月まで確実に実施していきたいと考えております。

給食費の無償化について、国は様々な観点から議論いただいております。確実な財源の裏打ちがあつての実施が必要とされるところではございますが、しばらく時間がかかると思います。

当町といたしましても、無償化についての課題の整理は必要なことだと認識しております。例えば先ほどお話があつたとおり、無償化実施の場合は保護者からの負担金の徴収がなくなりますので、学校、教職員などが行っている給食費の徴収事務や督促業務がなくなります。教員や給食センター職員の事務負担の軽減、業務改善につながるメリットがある一方、確実な財源の手当て、国が行っていただければよろしいんですが、これまで充実していた給食の質が低下してしまわないかなど、課題解決に向けて検討すべきことが多岐にわたります。

今後も国の実態調査の取りまとめや他の自治体の動向を注視し、無償化に対し情報収集や課題の整理をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

それでは、今センター長の答弁の中にもありました。昨年度もコロナによる給付金、国の地方創生臨時交付金使って学校給食の負担軽減を行ってきました。今議会の初日に議決をしました、引き続き今年度も7月から3月まで、無償化ではありませんが半額の補助を行っていきます。そもそも今の考え方、センター長のお話の考え方でいくならば、本来一部保護者負担を一応やっぱりお願いしたいと。

そんな中で今回この、昨年もそうですが半額補助、これは大変喜ばれているんですが、この辺について基本的な目的、子育て支援なのか、交付金が下りて一番の上位の部類に来てこれを使おうと判断したのか、その目的をちょっと教えていただきたいと思います。

今のところ、3月で負担軽減終わりますよね。引き続きやっぱり要求があると思います、これだけ長期間にわたってやっていくと。その辺を引き続きの軽減要求についてどう対応していくのか、その点についてもお願いいたします。

○副町長 加藤正人君

それでは、地方創生臨時交付金の活用の趣旨という観点から、私からご答弁を申し上げます。

昨年度末、国において予備費を活用して物価高騰により影響を受ける生活者、事業所の支

援を目的とする地方創生臨時交付金の増額が決定をされました。交付金には、低所得世帯支援枠分と推奨メニュー分の2種類がございますが、その推奨メニュー分として蟹江町に約9,000万円が配分をされたというところでございます。これは初日に議決をいただいている部分でございます。これを活用して、この推奨メニューですね、国が示した推奨メニューの中にごございます、物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援という、そういうメニューが1つございまして、そのメニューに沿った形で今回は実施をしております。事業目的は、物価高騰に伴う子育て世帯の支援ということになるわけでございます。

今回の事業ですね、地方創生臨時交付金の配分に伴って実施をする事業でございまして、交付金がこれ以上なければ実施をしないというものでございます。これは、今年度当初予算の編成時におきましては、まだ臨時交付金が見込まれていなかったということがございまして、給食費の半額負担を行わない予算をまずは計上してございます。これと同じ取り扱いになるものというふうに考えてございます。

先ほど、この交付金による臨時の半額負担、半額支援はちょっと別として、それが無い場合に給食費の町の負担が1食当たり従前から30円という、ご質問の中にお話がございました。実際、コロナ前、物価高騰前には、そういった水準で給食費その枠内で1食当たり枠内で調理をしておったと思いますけれども、その後大きな物価変動がございまして、まだちょっと最終的には令和4年度の決算が出た時点でしっかりお示しできるかなと思いますけれども、今令和4年度ですと1食当たり実質的には40円程度の町の補助ということになってございます。そういったものをまたどうしていくかというのは、また別の議論になってこようかなというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

今、臨時交付金、今回9,000万円下りてきて、そのうちの子育て支援としてあくまでも物価高騰ですよ、その分で国のこういうものに使いなさいよという支援メニューに給食費の補助をやっても大丈夫ですよと、そういうメニューがあった中で上位に来て今回やったということによろしいんですよ。

そこで、今副町長も答弁してくれたんだけど、実質40円になるんじゃないかと、新たに。確かに物価高騰で食材費も3月議会の予算のときにはなかなかそこまで踏み込んだ答弁はなかったんですね、結構頑張って努力してもらっていますよと。その辺について、1食30円の補助と言いながらもう少ししているんだよと多分副町長言いたいんですよ。それは僕にも前に言ってきたんですけども。

そういうことも踏まえて、いろいろ聞いてきました。学校給食法からいろんな意味で聞いてきて、じゃ、町長にも最後に、給食の問題、無償化、あくまでもまず小学校、中学校の給

食無償化、最終的には保育所も無償であるべきだと私は考えています。憲法も含めて給食費無償化、これ国の制度でやるのが、全国的に無償化になるのが一番のベストだと思いますが、センター長の答弁もあったように、今のところ考えていません、ちょっと検討したいということでしたけれども、最終的に町長として、町としても国に要求しながら町として実現することはできないものなのか、お願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えしたいと思います。

たしか去年の6月にもその質問をいただきまして、無償化の予定は今現在ではありませんというようにお答えをしたと思います。今るる担当者、そして副町長からも答弁がありました。私も一言言いたいなと思ったのは、30円ではないよ40円、もうちょっとじゃないかなという感じは実はしているんですけども、今現在決算出ませんのではっきり分かりませんが、資材が高騰し続けております。ロシアのウクライナ侵攻にあたってなのか、それとも別の要因があるのか、原材料が相当高騰しているのは事実であります。給食費の値上げを検討している地方自治体もあるやに聞いてございます。

先ほど岸田内閣の話のうち担当がしたと思いますが、これは政治の問題でどうなるかまだ分かりませんが、我々も政治家の端くれとして、給食費の問題についてはそのままにしておくわけにはまいりません。ただ、議員言われるように、教育法だとか給食法だとか憲法だとか、その解釈というのは、やっぱりこれいろいろあるわけでありまして、確かに義務教育は無償であります。じゃ、給食もそれでしょうと言えば無償。でも、それは考え方の違いがあると思います。

私は、今回最重要課題として、今回国から下りてきました9,000万円余の使い道をそれに充てさせていただきました。もちろん商工会の疲弊を防ぐためのプレミアム商品券の発行だとか、それから給食に供さない3歳から5歳までの方、この方に対しても1万8,000円の給付を、これは蟹江町独自の施策としてやらせていただきました。

子育てというのは、本当に深いものがあると思います。異次元の子育て支援、それから少子化対策、これがどういう形で出てくるのか、我々もしっかり見たいと思いますし、実際早くに結論が出せるように、我々町村会としてもいろいろ要望していきたいと思います。

話がずれました。給食については、基本的には私はもう3月までしっかり様子を見ながら、国の考え、県の考えを含めて、近隣の市町村も含めてでありますけれども、給食の出し方もいろいろあるわけでありまして、センター方式もあれば、自校方式もあれば、ランチサービスやっているとこもあれば、業者に委ねるところもあれば、もう一つ言うと給食を出さないところもあれば、いろんなどころの整合性取りながら、しっかりと蟹江町は蟹江町独自のやり方で示していきたいというふうに今現在は考えてございます。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

今回、先ほどからずっと最後に言っていた交付金を使いながら、今町長答弁あったように最重要課題だとして挙げましたということの認識は、その辺で一致はしていると思いますので、給食費の無償化、多分これからも僕も言っていくと思いますのでお願いしたいと思いません。

では、最後に、今回いろいろ質問しましたが、結構給食費の無償化、話をしていくと保護者も含めて、子どもが食べるお金ぐらい親が出すべきものじゃないの、という声もやっぱりあります。これについては、子どもへの愛情や責任感から来る気持ちのよく分かる意見だと思います。ただ、その気持ちだけではこの問題は解決できません。もしそれだけでいければ、子どもが使う教科書ぐらい、子どもが飲むお水ぐらい、また、いろんな生活するのに子どもぐらいは、と切りがない自己責任論になってしまいます。子どもには学び、成長する権利があります。しかし、経済的にも能力的にも子どもは自分でその権利を充足できません。親だって一人では充足させられない。その権利は大人社会全体で保障するしかありません。

このように学校給食無償化、蟹江町でもいろいろ考えてもらいながら、教育無償化についてももう一度再度考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長 水野智見君

以上で、板倉浩幸君の1問目の質問を終わります。

引き続き、板倉浩幸君の2問目「第9期の介護保険料について」を許可します。

○7番 板倉浩幸君

引き続き、7番 日本共産党 板倉浩幸です。

先ほどの1問目と違って「第9期の介護保険料について」と題して伺っていきます。

昨年2022年は、3年ごとに実施される24年度介護保険制度の見直しの検討が厚労省で行われてきました。当初、要介護1、2の生活援助の削減やケアプランの有料化など史上最悪とも称された見直し案が示されましたが、それらに対するかつてない危機感と反対の世論であり、全面的な実施は見送られました。しかし、利用料2割負担の対象拡大など一部の改悪案は継続審議とされ、今年の夏ぐらいまでに結論を出すとされています。

今回の見直しは、現在の社会保障を、給付は高齢世帯中心、負担は現役世代中心と特徴づけ、給付と負担の損得勘定で世代間の対立をあおり、高齢者の公的給付の徹底的な削減を狙う、全世代型社会保障の改革の下で検討された点に最大の特徴がありました。今年2023年は、給付と負担の一部見直し、介護保険法本体の改正に加え、介護報酬2024年改定の審議や第9期に向けた各自治体での一連の作業が行われていく1年になります。さらに、政府が社会保障改革にしてきた2025年に向けた最終的な仕込みと同時に、次のポスト2025を見据えた政策

構想を具体的に検討していく時期にもなります。

当初示された見直し案のうち、継続して審議し夏までに結論を得るとされた3つは、1つ、さらなる利用料抑制の利用料の2割負担の対象拡大、2つ目として公費の削減を狙う高所得高齢者の保険料を引き上げ、3つ目に施設入所の困難を広げる多床室室料徴収の拡大の3点であります。いずれも高齢者に新たな困難を強いる内容であり、また、法改正を必要としないため、国会審議抜きに実施が決められていく危険性もあります。特に2つ目のさらなる利用抑制であります。利用料の2割負担の拡大です。合計所得金額160万円以上、年金収入等で280万円以上、単身ではありますが、これらが対象になっている利用料2割負担の基準額を引き下げ、2割負担の対象を拡大するという見直し案であります。政府は、昨年10月から実施を強行した75歳以上の医療費窓口負担2割負担が所得上位の30%の高齢者を対象にしていることを例に挙げ、現在の所得上位20%が該当している利用料2割負担の対象をそれに合わせていくことを検討課題と挙げています。仮に所得上位30%になると、合計所得100万円以上、年金収入等で220万円以上の収入層まで2割負担の対象が広げられることとなります。

昨年実施した影響予想調査では、利用料の2割化によって施設で約13%、宅で34%の利用者から、施設退所もしくは居住サービス利用中止の検討をするとの回答も寄せられてきました。その一方、仮に利用料が2倍になっても食費を削るなどして施設入所、サービス利用を継続せざるを得ないとの回答も多数あり、本人世帯の生活全般に及ぶ見直しの影響から、顕在化しない危険性があることも示されてきました。

介護保険制度がスタートしてから23年、要介護認定者は約700万人に及びます。今では家族、親戚を含めれば、介護に無関係な人はいないでしょう。しかし、介護保険の仕組みについて、自分や家族に介護が必要になって初めて知る人がほとんどです。ましてや、制度発足以来、見直しという名で毎回のように改悪をされ、利用しにくい制度の問題点や改定の中身については、介護の当事者である利用者、介護家族にとってはますます複雑で分かりにくい制度となっています。

もっとも今回、先ほど申した政府が示した見直し案はあまりにもひどいので、利用者にとってもプラスになるものは何一つなく、要介護1、2の保険外し、利用負担の2倍化など、これまでの改悪案の集大成とも言えるべき介護サービスの給付削減と金銭的負担増加ばかりで、その中身を知れば誰もが疑問を持つ、ある意味とても分かりやすい史上最悪の介護保険改定になろうとしております。

それでは、質問に移ります。

これから各自自治体において第9期、2024年から2026年度に向けた介護保険事業計画、介護保険料の見直しの作業が蟹江町でも進められていきます。

そこで、介護保険財政と介護給付費準備基金、一般財源繰入について伺って行きます。この質問については、令和3年の12月議会でも、第8期の保険料が算定された1年目に同じ内

容の質問をしております。今回、第9期が今年令和5年度中に第8期が終わり見直しが進められるので、改めて質問をさせていただきます。

まず、この介護保険制度の財源構造はどうなっているのでしょうか。保険料や公費負担の割合をお願いいたします。

また、65歳以上、第1号被保険者であります。この介護保険料の算定方法がどうなっているのか。この2点をまず一括でいいのでお願いをいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、介護保険制度の財源構造についてですが、介護保険制度の財源構造は大まかに分けると介護保険料と公費負担がそれぞれ50%ずつとなっております。介護保険料の内訳としましては、65歳以上の第1号被保険者の負担割合が23%、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の負担割合が27%となっております。

また、公費負担の内訳でございますが、在宅サービスと施設サービスによって負担割合が異なりますが、国の負担割合が20%から25%、県の負担割合が12.5%から17.5%であり、市町村の割合は12.5%となっております。

続きまして、65歳以上の方の介護保険料の算定方法でございますが、介護保険は3年を1期として介護保険事業計画を策定しており、その3年間に必要な介護保険サービスの見込み量を立て、その合計の23%を65歳以上の方から保険料としていただいております。1人当たりの保険料は、3年間の介護保険サービスの見込み量の23%を65歳以上の第1号被保険者の人数で割った金額を基準額とし、ご本人や世帯の課税状況や収入によって11段階に分類し決定しております。

また、介護保険サービスの見込み量や介護保険料の決定にあたっては、有識者や被保険者の代表の方で構成する蟹江町高齢者保健福祉計画策定審議会に諮り決定しております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

それで決定されて、議会に提出をされて決定していくわけでありましてけれども、保険料50%、第1号が23%、第2号が27%、また公費で50%であります。それを3年間で見込んだ介護サービス費の総額の23%を、65歳以上の第1号被保険者で負担して保険料を決めていくんですよね。実際にその23%、ちょっと調べると第1期で17%から始まりました。第5期が21%、第6期で22%、現在の第8期で23%であります。それについて、給付と負担の連動で介護サービスの需要が増えると実質保険料も比例して上がっていきますよね。

実際にそれでは、65歳以上の保険料、本当に今どうなのか。基準額で5,700円でありますけれども、限界であります。よくもう保険料、介護は特に介護保険料本当に引き下げてほしいとよく言われます。そんな状況の下、介護保険料も財政的に制度的にも実質限界が来てい

と思います。その点について、今の現状の認識、保険料自体どう捉えているのかをお願いいたします。

○民生部長 不破生美君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、保険料につきましてですけれども、国のほうでやはり算定方法というのが決まっております、それに従って私ども蟹江町のほうも算定させていただく。確かに議員がおっしゃられますように、ちょっと介護保険料高いんじゃないのというお話もいただきます。そういったところのバランスで、正直なところ需要と供給のバランスのようなものがございまして、やはりたくさん利用があるような場合ですと、確かに保険料もそれに連動して上がってくるという形にはなっていないので、だからといって、利用をじゃ抑制したらいいのかというと、議員が先ほど一番最初に言われておりましたように、抑制というのはいかかなものかと私も思っておりますので、そのあたり、町のほうでは正直な話、国の算定にのっとってやっていくというのが一番でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

今部長のほうからね、ちょっと突然、関連質問で質問したわけなんですけれども、実際に国の方針もあります。これでいくと、本当に限界なんですよね。その辺を含めて、それじゃどうなのかということで、介護保険料の設定でこの介護保険料事業計画に保険料を3年間管理する介護給付費準備基金があります。何回も聞きますが、そもそもこの準備基金、どのような性格のものなのか。また、一般財源の投入、これについては介護保険法で可能と私は考えますが、どうでしょうか。この2点をお願いいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

初めに、介護給付費準備基金についてですが、介護給付費準備基金は、介護保険サービスの安定的な供給を図るため、介護保険事業計画の計画期間中に発生した余剰金を積み立てているものです。

続きまして、一般財源の繰り入れが法的に可能かということですが、一般会計から介護保険管理特別会計の繰り入れにつきましては、介護保険法により介護保険サービスに要する費用の12.5%に相当する額、ただし地域支援事業の包括的支援事業・任意事業におきましては25%と定められております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

そうなってますよということなんですけれども、では、まず、今お答えいただいた基金と一般財源について、それぞれもうちょっと聞いていきます。

じゃ、まず初めに、介護給付費準備基金についてお伺いをしていきます。

介護保険料の余り、余りというか1年間の、トータル3年間の余りを積み立てる基金、これについては永久的なものではなく3年間の計画期間における剰余金を管理するためのものであり、最終年度、第8期については今年度ですが、この最終年度の残額は次期保険料を見込むにあたり、取り崩すことを基本的な考え方としています。この考え方について見解をお願いいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

介護給付費準備基金は、計画期間中に発生した剰余金を積み立てることにより、急激に介護給付費の増加等が発生し介護給付費の財源が不足した場合において、この基金を取り崩すことにより介護保険サービスの安定した供給を図るものと考えております。3年を1期とする介護保険事業計画の最終年度に残高がある場合には、次期保険料を見込むにあたり急激な介護給付費の増加等、不測の事態に対応できる最低限度の額を除き、取り崩すことを基本的な考えとしております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

最終的に残高があって、何かあっても困るから今まで残してきましたよね。

では、今回行われている第8期の事業計画が今進んでいるわけですけども、この保険料を決めるのに対して取り崩した第7期の準備基金の状況、また、準備基金の残高と取り崩した準備基金についてお願いをいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまの質問にお答えします。

令和2年度末時点での介護給付費準備基金の残高は、3億5,297万6,451円でございます。また、第8期介護保険事業計画で介護給付費準備基金を取り崩すとした額は、3年間の合計で1億円でございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

令和2年度の基金の状態が決算で3億5,300万円ありました。取り崩した額、3年間で取り崩していくのが1億円ありますよということですが、ちょっと確認したいのが、前回令和3年、先ほども言いました12月にも質問したとき前の課長の答弁が、前回の答弁は3年間の合計で7,000万円と、ちょっと議事録見たんですけども、これ今答弁あったように1億円、僕も1億円だと思うんですけども、1億円で間違いないですよ。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまの質問にお答えいたします。

今議員がおっしゃった7,000万円というのは、恐らく第7期の分ではないかと思われます。以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

第7期を決めるのに際した基金の取り崩し額が7,000万円でしたよと、そういう答弁。いや、読むとね、第8期を決めるのに対して3年間で、ちょっと僕の議事録の読み間違いだったらちょっと失礼しますけれども、ちょっとそれを後でお願いしたいと思います。

今の答弁でいくと、基金残高3億5,300万円のうち1億円、3年間で崩します。残りが2億5,300万円、この時点で残して、第8期の介護保険料を策定しました。基金は3年間の中期財政運営を行うことから生じる剰余金を適切に管理するために設けられているものであること、介護保険制度において計画期間内に給付に必要となる保険料については、各計画期間における保険料で賄うことを原則としています。保険料が不足するときは、県の安定化基金から貸し付けもできます。また、余った場合、被保険者は死亡、転居などいろんな場合があります、保険料を納めた保険者の被保険者でなくなる場合もあります。本来は、当該基金が構成された期における被保険者に還元されるべきものであり、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものであります。

それでは、この基金を今回3億5,300万円のうち1億円ということで、2億5,300万円基金を残した見直しでありました。では、3年間で過不足のない保険料設定を原則とするのでしょうか、お願いをいたします。

また、令和5年度、第8期の最終年度であります、現在の基金の状況、分かる範囲で結構でございますが、お願いをいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

介護給付費が見込みを下回ってしまったため、第7期介護保険事業計画の各年度において介護給付費準備基金への積立金が発生しました。そうした状況を踏まえ、第8期の事業計画の策定に当たっては、分析をしっかりと行い計画を策定いたしました。

ご質問のありました基金の状況でございますが、令和3年度末時点での介護給付費準備基金の残高は、4億2,432万7,678円でございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

今現在の基金の状況をお聞きしました。まだ令和4年度の決算終わっていませんのではつきりまだ分かりませんが、令和3年度で、3月議会でも町長からの答弁でも4億2,400万円基金が今ありますという答弁もあった中で、じゃ実際に第8期を決めるときの令和2年度3億5,300万円でした。そのうち1億円を3年間で使っていくにしても、最終的に令和3年度4億2,400万円基金あります。決算見ても、令和3年度にまた新たに1億円ちょっと積み立

てをし、基金を3,000万円使って、1億円また基金に積み増しましたということで、差し引き7,000万円やっぱりたまった状況で、結局令和3年度末に4億2,400万円という基金ができました。じゃ、これ大体3年間の基準でいくと、今回最初の年の令和3年度で7,000万円まだ基金に積み増すことができました。

じゃ、令和4年度、令和5年度どうなっていくかと、よほどサービス給付費が増えれば別ですけれども、そんな状況でもなさそうですので、このままいくと令和5年度の決算で5億円以上の基金ができるんじゃないかなと思うところですが、じゃ、実際に当初第8期が始まったときから比べると、最終的に予想でいくと5億円以上たまります。そうなってくると、実質2億円近くまだ基金、全額入れたとしても2億円基金ためられる予想なんですよ。ちょっと数字がちょっと定かじゃないので、ちょっとあまりそんな程度じゃないかと予想であります。

この辺について、じゃ最終的にどうなんだ、第8期で本当に5,700円の設定がよかったのか。この辺について基金の在り方、やっぱり前に質問したときも、第9期について検討をいろいろしていきたい、3億5,300万円のうち1億円使って残って、残し過ぎじゃないかなという答弁もあったんですけども、最終的にこれどのように考えていくのか、この第9期を決めるに際してね。その辺についてなかなか答えづらいと思うんですけども、ちょっと通告書にもそこまで具体的には書いておりません。担当でなければ、部長でもよろしいし、その辺ちょっとお願いをいたします。

○民生部長 不破生美君

ただいまご質問いただきました、基金の関係と第9期の保険料の設定ということでございますけれども、基金残高につきましては、申し訳ございませんけれども、今精査中でございますので、令和4年度末でお幾らという話が正確にできかねるところがございますけれども。前回のときもお話をさせていただいたかと思うんですけども、やはり不測の事態に備えましてある程度、ある程度というのは、こちらとしては大体介護給付費の1カ月分ぐらいをめどに、介護給付費と地域支援事業費、それから保健事業費とか保険料で賄うものがございまして、その大体1カ月分ぐらいにつきましては、何かあってはいけないのでちょっと保留しておきたいなという気持ちはこちらとしてはございます。

なんだけれども、この3年間におきましても、議員おっしゃられるように積み増し積み増しという形でさせていただいておりますので、そのあたり、今回第9期にどれぐらい皆様のほうへご還元できるかということは、これからちょっと事業計画を策定していく中で審議会の委員の先生方などにご審議いただきながら最終的に決めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○7番 板倉浩幸君

ちょっと今前向きな答弁ももらいました。もうちょっと最後で聞く予定だったので、先に

答えていただきました。

次に、一般財源の繰り入れについて伺っていきます。

介護保険法の第124条の2の第1項に、市町村の特別会計への繰り入れ等があります。市町村は政令で定めるところにより、一般会計から所得の少ない者について条例の定めるところに行う保険料の減額賦課に基づき、第1号被保険者に係る保険料について減額した額の総額を基礎とし、政令で定めるところにより算定した額を介護保険に関する特別会計に繰り入れなければならないとあります。この介護保険法のこの今申し上げた第124条の2の第1項、これについて一般財源の繰り入れ、法的位置づけで私は解釈しておりますが、この辺についてお願いをいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

繰り入れの法的位置づけでございますが、今議員がおっしゃられたように、介護保険制度を持続可能なものとするため、介護保険法の規定により、第1段階から第3段階の低所得者に対し公費を投入することによって保険料の軽減が実施されております。軽減した額の4分の1の額を一般財源から介護保険管理特別会計へ繰り入れております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

介護保険法には減額分を繰り入れるって、法定減免のことですよ。その辺について、法定分を超える一般財源の投入、これを禁じる規定や罰則は介護保険法の中でも見当たりません。この点についてお願いをいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えします。

法定分を超える一般財源から介護保険特別会計への繰り入れを禁じる規定や制裁は、おっしゃるとおりございません。しかし、介護保険の費用は、高齢者の保険料が23%、市町村の一般財源が12.5%というように、それぞれ負担割合が決められております。その負担割合を超えて一般財源を繰り入れるということは、高齢者の負担を若い世代へ転嫁することとなるため、高齢者が負担すべきとされる負担割合の中で被保険者の負担能力に応じた保険料額を設定することで対応すべきであると考えております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

今、負担割合23%、市町村が12.5%と負担割合がある中でできないですよということなんですけれども、だと高齢者の負担を全世帯で賄うことになる。じゃ、実際それ言い出すと何もできないんですよ。医療費無料化にしてもそうですし、先ほど言った給食費無償化も何もできなくなってしまうので、ちょっとその辺をもうちょっと考えていただきたいと思

います。

いろいろ質問しますが、実質今、厚労省の指導もあります。保険料減免に伴う一般財源投入について述べたものがありますよね、多分ご存じだと思いますけれども、厚労省が禁止を指導する3原則ありますよね。これ、保険料の全額免除、資産状況等を把握せずに収入のみに着目した一律の減免、保険料減免分に対する一般財源の繰り入れとなるものですよね。これを下に一般会計からの繰り入れできませんよと、よく言います。これ単なる会議資料や事務連絡であります。県内にもやっている自治体、法定減免以上に、蟹江町も一部、第1段階でさらなる軽減で2分の1軽減しているんですけども、これ別に一般財源から入れているわけじゃありませんよね。介護保険料の中で賄っているということで、その辺をどうなのかという、ほかの自治体でやっているのにやれないわけじゃないと思います。

もう一つ、最後に、準備基金から聞いてきた中で、また、これも第9期に絡んでくると思いますので聞いていきたいと思います。

現在、高齢者の介護保険料は所得に応じて9段階に区分されています、国基準ですけども。今回冒頭に申し上げた厚労省の今審議されている問題で見直し案があります。最も所得が高い国基準の第9段階を細分化する、多段階化することにより高所得高齢者の保険料を引き上げ、その分を低所得者、特に第1段階から第2段階、市町村・県民税の非課税世帯の軽減措置に充当するというものです。それに伴い、軽減措置に現在抛出されている公費分を削減することも検討されております。最上位の国基準の第9段階の所得ライン320万円以上とされていますが、320万円、とても高所得とは言えません。今回の見直し案まだ決まっておりませんが、設定いかんによっては中間層の介護保険料の引き上げ、さらなる公費負担の削減になる危険性もあります。

そこで、お聞きいたします。蟹江町では、国が示す基準より多段階化をし、11段階で今設定をされております。所得基準で1,000万円以上が基準額の1.9倍の保険料であります。この第9期において保険料段階をもっと、11段階を多段階化設定し、低所得者層の倍率を低く抑え、応能負担の原則に立って応能負担を強めていただきたいと思います。この点についてお願いをいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまの多段階化についてお答えさせていただきます。

今議員がおっしゃったとおり、蟹江町の保険料段階は現在11段階としております。多段階化に関しまして国や近隣自治体の動向を注視し、負担能力に応じた保険料の負担となるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

多段階化をもうちょっと考えていきたいなということでもいいんですか。

じゃ、いろいろ今回介護保険料について、特に第9期が決まる今重要な時期であります。最後に、町長にもお伺いしていきたいと思います。

今回、介護保険料第9期がこれで決まりながら、最終的に3月議会に提案、上程されてくるんですけども、この第9期のことで今準備基金の在り方がどうだと質問してきました。令和3年度で4億2,400万円の基金がある状態の中で、ちょっと最終的にもっと増えるんじゃないかということも言いましたけれども、その辺について町長的に、その介護保険の保険料の設定で第9期に向けた保険料の設定を5,700円から、現状維持なのか、下げる方向も考えて検討していく予定でいるのか、ちょっとその辺について町長の考えをお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えしたいと思います。

介護保険制度というのは、本当に私はいい制度だとは思っております。ただ、なかなかご理解がいただいてない方も中にはありまして、第1号被保険者、第2号被保険者、国・県・地方自治体、これで全体を100として回っているわけであります。そんな中で、段階制度の考え方もあります。国は9、うちは11段階。そんな中で高い安いとだけを捉えますと、施設があって介護施設が充実しているよね、あそこ行くといいよねと言っているところに関しては、非常にやっぱり介護保険料が比較的高くなってしまふ、これはご理解をまずいただかなければいけない。人によっては、これだけ介護保険料払っているのに全然認定度が低いとか、ちょっと違う考え方を持った方が、これはもう相互扶助でありますので、今まさに板倉議員が言われたように、実際高所得者の方とはどんな場合でもそうでしょうけれども、やっぱり高負担しておみえになります。それがいいか悪いかはちょっと別としてね。

今第9期の保険料のことでありますが、これは常時議員から言われておりますように、基金が3億5,000万円、ちょっと僕もそれは多いんじゃないかなというのは思っております。が、しかし、近隣、蟹江町にいろんな施設が建ちました。この先ちょっとどうなるかというのが心配であるということは、私自身も感じておりますので、まずはこの状況でやらせていただき様子を見る。たればの話で保険料決めるわけにはまいりませんので、もうしばらく決算を見ながらやってまいりたい。

基本的には5,500円から5,700円になったときも板倉議員いろんなことをおっしゃいましたが、できるだけちょっと低く抑えたい考え方は私にもありますので、しっかりとそこは見ていきたいと思っています。よろしく申し上げます。

○7番 板倉浩幸君

第9期の保険料設定について、その辺も含めていろんな角度から今回質問してきました。ある意味、保険料設定、介護サービス費が伸びる中でもある中で、じゃ実際どこまで必要なのか、目に見えない状況もあると思います。その辺で、万が一のために基金があるんですけども、基本的な考えは3年間で使っちゃうというのが基金の役割ですので、その辺を含め

て考えて設定していただきたいと思います。

よろしく願いいたしまして、質問を終わります。

○議長 水野智見君

以上で、板倉浩幸君の質問を終わります。

ここで、給食センター所長の退席とふるさと振興課長の入場を許可します。介護支援課長は、席を移動してください。

暫時休憩します。

(午後 3 時 08 分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3 時 25 分)

○議長 水野智見君

質問 8 番 加藤裕子さんの 1 問目「身近な移動手段の確保について」を許可します。

加藤裕子さん、質問席へお着きください。

○ 2 番 加藤裕子君

2 番 加藤裕子でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき質問させていただきます。

まず初めに、このたび議員という立場を頂戴し、住民の方々の意見を総称し代弁させていただけることに感謝いたします。

まず、身近な移動手段について。

蟹江町内にはコミュニティバスであるお散歩バスがございますが、お散歩バスは現在 3 系統で運行されており、新しい公共施設等へのルートの導入を適宜行われているようであり、利用者数が増加傾向にあると実績がある反面、多くの利用者の方々からのご意見を基にこのたび質問させていただきます。

移動手段お散歩バスは、グリーンルート、オレンジルートの重なり合うポイントである近鉄蟹江駅での待ち合わせ時間の見直しの必要性についてどのようにお考えでしょうか。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ご質問のありましたお散歩バスの近鉄蟹江駅での待ち合わせ時間の見直しの必要性についてお答えをいたします。

当町が運営をいたしますお散歩バスは、自家用車を運転できない方や運転に不安がある方にとって日常生活に必要な移動手段の確保と、どの地域からでも公共交通を通して外出ができるよう、町民生活に密着した施設などへのアクセスの充実を目指すため運行をしております。

議員ご指摘のとおり、現在のお散歩バスは目的地によっては運行路線の乗り換えが必要と

なっており、近鉄蟹江駅における乗り継ぎに関しては、30分程度からお昼をはさむ場合には100分程度乗車までに時間を必要といたします。

この乗り継ぎに関する事項を含め、まずは当町が抱える課題を整理し、併せて町民がお散歩バスに対してどのようなニーズをお持ちなのか、そのニーズを的確に組み上げるためにはどのような方法が適切で効果的なのか、まずはその手法について検討を重ねてまいりたいと思います。

以上でございます。

○2番 加藤裕子君

ありがとうございます。

今ご回答いただきましたように、お昼の時間の運休時間を考えますと大変長い時間の待ち合わせ時刻となり、またオレンジルート、またグリーンルートにおいては別々の分離した運行状況となっているため、利用される方々におきましては1日ばかりでの町内の移動という形でしか利用ができないのが現状でございます。

また、ルート外に住んでいらっしゃるご高齢の方々の移動手段については、どのようにお考えでしょうか。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ご質問のありましたお散歩バスのルート外にお住いの高齢者の移動手段についてお答えをいたします。

当町が運営をいたしますお散歩バスは、主に公共施設や鉄道駅、医療機関、商業施設などに連絡をしております。また、安全に運行するため主要道路を中心とし、ある程度道幅が確保されたコースを設定しております。現在のバスシステムの中でバスの増便ですとか台数を増やすことは財政的にも限界があり、全ての方のニーズにお応えすることは難しいのが現状でございます。

お散歩バスでは対応が不十分な地域に対しましては、既存路線やダイヤの検討もさることながら、地域自らが主体的に運営に参画し、これを支えていくような取り組みが必要であると考えております。

以上でございます。

○2番 加藤裕子君

ただいまご意見いただきましたように、住民主体のサービスの充実が必要であるという観点から、現在、蟹江町内におきましては、私の住んでおります鍋蓋地区、また南地区、舟入地区を下に3地区のみにはなりますけれども、令和2年度から始まりましたかにあし事業というものがございます。今後行政といたしましては、かにあし事業の行政としての必要性があるかと思いますが、その点どのようにお考えでしょうか。

○介護支援課長 松井智恵子君

ご質問のありましたかにあしの他地域への拡大につきまして、担当課であります介護支援課からお答えさせていただきます。

議員のお話がありましたかにあしとは、蟹江町移動支援ボランティア事業のことで、日常生活において自家用車や公共交通機関の利用が難しく、買い物、通院、その他の社会的活動に支障のある高齢者の方を対象として移動を支援するものです。介護保険事業の生活支援体制整備事業の中から始まったものでございます。

生活支援体制整備事業は、地域における高齢者の課題等を住民同士で話し合い、住民主体の助け合い活動やそのネットワークづくりを目指すものです。かにあしは、地域のボランティアの方々が運転手になることによって同じ地域の方を支える、地域の住民同士が支え合うという地域住民主体の活動として生まれた事業でございますので、今後も蟹江町社会福祉協議会や蟹江町がその活動に協力していきたいと考えております。

また、このかにあしをモデルとして町内の他の地域においてもボランティアによる移動支援の声が上があれば、活動について支援できるよう検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 加藤裕子君

ありがとうございます。

ただいまご説明いただきましたように、かにあしは住民主体のボランティアサービスの移動支援サービスとなります。ですが、昨今住民はどんどん高齢化が進むことにより、免許を返納したいとお申し出がある傍ら、高齢者が高齢者の支援をしているというところが現状になってくるかと思われまます。ただいま1カ月当たりの利用数におきましては205名ほどの利用があり、現在、病院通院が1カ月59%を占めており、買い物等におかれましては23%の方々が利用されているのが現状でございます。その現状を踏まえた上で、藤丸団地、中瀬台、水明台、宝地区、富吉のエリアからも強い要望を受けており、かにあしが広い範囲に拡大されることを望まれている方が多い中で、事業の拡大についてどのようにお考えでしょうか。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

高齢者の移動を支援するという事は、単に生活の支援をするだけでなく、介護予防、認知症予防、また社会からの孤立の予防につながるものと考えております。移動支援の地域を広げてほしいという声があることは、私もボランティアの方を通じてお伺いしておるところでございます。

ただ、かにあしのようなボランティアによる移動支援は、それぞれの地域性に応じた困り事に柔軟に対応できる住民同士の助け合い活動でございまして、今後地域共生社会の実現に向け、住民同士の助け合いは欠かせないものと考えておりますので、引き続きこういった活動を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番 加藤裕子君

ただいまご回答いただきましたように、住民が主体となって共に生き、共生共存していく社会をつくっていくことはとても素晴らしいことであり、私自身もそのような形で社会が明るくまい進していくことは素晴らしいことだと思っております。

ですが、一方におかれましては、やはり70代の方たちが70代以上の方たちを支援していくということは、今後望ましい未来ではないと思えますし、必要な支援課題だと感じます。

ただいま令和2年度から始まりましたかにあし事業でございますが、課題等いろいろ含みながらボランティア活動をしてまいりまして、その傍ら、たくさんの意見がこのような形で、たくさんのご意見となってもっと広めてほしいという中におきまして、やはり今後財源におかれましては非常に難しい課題だとは思いますので、その点においてどのようにお考えでしょうか。

○民生部長 不破生美君

ただいまご指摘いただきましたかにあしの関係でございますけれども、議員がおっしゃられますように様々な課題がありますよということで、それはお伺いさせていただいておりますし、こちらのほうも認識はしております。

そのため、かにあしというものの自体が今後この形でいいのかどうかということも含めて、それから、また、先ほどおっしゃられましたように、免許を返納された方だとか、例えば高齢者だけでなくいろいろな事情でバスに乗る方、それからこういうかにあしを使いたいという方がみえるかと思うんですけれども、そういう方たちについて、そのかにあしに限定することなく、少しどういったことができるのかなというのは、予算がおっしゃられるように必要になってくることでございますけれども、いろいろと検討していく課題であると思っております。

以上でございます。

○2番 加藤裕子君

ありがとうございます。

その中の一つの取り組みとして少しお話しをさせていただきます。

現在、トヨタグループ、アイシンが主体となっていて行っている移動支援、チョイソコというサービスがございます。ご存じの方もおありになるかと思われませんが、現在同県におきまして岡崎市や幸田町、岐阜県各務原市、福井県美浜町、香川県善通寺市、長野県松川町などで32の自治体で導入がされております。値段は各自治体で定められており、無償ではなく、それぞれの自治体が定めた低価格で移動サービスを行っている現状がございます。

蟹江においてもかにあしのみならず、かにあしの今後のサービスの充実を図るにあたり、チョイソコのようなものを導入していくような形を取っていくのも一つではないかというふ

うに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○民生部長 不破生美君

いろいろと例示していただきましてありがとうございます。そういったような先進事例と
いいますか、ほかの自治体でやってみえますようなことも参考にしながら、今後のかにあし、
かにあしがちょっと難しいよというご意見であるのであれば、じゃ何かもう少し違う形で進
めていかなくちやいけないのかなというふうにも思っておりますので、今後勉強のほうをさ
せていただきたいと思っております。

以上です。

○2番 加藤裕子君

ありがとうございます。

現在移動支援という中の一つとして、他の地域におきましては海南病院への移動支援がさ
れている地区がございます。愛西市や弥富市などにおいては、海南病院に行くルートが確保
されておりますが、蟹江町においては、そういったところの支援が手薄なのではないかと思
われますが、そういった点においてどのようにお考えでしょうか。

○町長 横江淳一君

加藤さんのご質問に、ちょっと的が外れているかも分かりませんが、通告にないんであれ
ですけれども。

海南病院の運営協議会というのがございまして、実は全ての自治体が入っているわけじゃ
なくて、これも伝染病の関係でもう歴史は古うございます、蟹江町を中心として弥富市、そ
れからこれが三重県の本宮町も入っているわけです。一部は佐屋、もう今は愛西市になり
ましたけれども、そのグループで今、海南病院でいわゆる一次救急、二次救急、三次救急を
担う地域の医療機関である海南病院を中心にいろんなことを我々は提案をし、また、お金も
議員の皆様方にお認めいただきながら補助金として数千万円規模でありますけれども、また
議論していただくことがあると思います。その中で、特に愛西市の場合はやっぱり遠いとい
うことで、海南病院に無料バスを出すという施策をやっているのも十分分かってございます。

ただ、そうはいつでも病院は海南病院だけじゃございませんで、何で津島市にそれがな
いんだとか、あま市民病院には来れないのかとか、いろんな問題が実はあることは十分私も聞
いてございます。

ですから、蟹江町もどうしてやらないんだというのは、それはいろんな事情の中でやって
いるわけでありまして、また、このモビリティ全体の事業として見直すときはもう来ると思
っておりますし、実際今トヨタのモビリティ基金を通じてスタートして3年目でありまして、
今は蟹江町が補助金を出して民民でお助けをしているというのが現状です。この形がいいと
は思っておりません。これからまだまだ買い物難民、病院難民、いろんな方がおみえにな
ると思います、年齢に問わずです。ですから、そのことについて、有料なのか、はたまた無

料なのか、それもやっぱり議論していかなければいけないというふうに考えてございます。

一、二年前でありますけれども、あのときは議員の超党派の議員で行かれたのか、三重県のところへ、吉田議員でしたかね、行かれていただいたんですけれども、やっぱり山岳地帯でありますので高齢者は歩けない。歩けないから何とかということで、ゴルフ場のカートを利用したモビリティ事業をやっているところもあれば、そうではないところ、それぞれの地域で特徴のある住民サービスやってございますので、一度勉強させていただき、先ほど担当者が言いましたように、これで完成形じゃございませんので、しっかりとやってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○2番 加藤裕子君

ありがとうございます。

ただいま町長がおっしゃられましたように、時代は移り変わりつつあります。今までのお散歩バスの形態、また新しく導入されましたかにあしの事業、様々な課題に取り組み、私たちは住民の声に傾け、住民が暮らしやすいまちづくりをしていければと望んでおります。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で、加藤裕子さんの1問目の質問を終わります。

ここで、介護支援課長の退席と住民課長、健康推進課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午後3時41分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時43分)

○議長 水野智見君

加藤裕子さんの2問目「ホッとやすらぐまちづくりにおいて」を許可します。

○2番 加藤裕子君

2問目といたしまして、ホッとやすらぐまちづくりにおいて質問させていただきます。

蟹江町では、単位施策第3として、自死対策に自死に追い込まれることのない社会の実現に向け、具体的にどのようなことをされていらっしゃるのでしょうか。

○健康推進課長 小澤有加君

自殺対策の具体的な施策についてお答えをさせていただきます。

国の自殺総合対策大綱では、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を基本理念としております。

蟹江町といたしましても、第5次総合計画におきまして、自殺対策は分野別計画の1-6健康増進の単位施策の第3として取り上げているところでございます。

また、下位計画として、令和元年度から5年度を計画期間とする蟹江町自殺対策計画を策定し、ささえあい、みとめあい、わかちあいを基本理念に自殺対策を推進しております。

この計画の進捗状況を20の関係機関が定期的に確認し、各担当事業を自殺対策につなげて考え、取り組んでいるところでございます。

内容といたしましては、啓発活動、人材育成及びネットワーク強化に取り組んでいるところです。自殺対策を支える人材の育成を図るため、自殺に対する認識、理解を深め、地域での見守り、支え合いの充実に向けた取り組みとして、専門の講師を招いてこころの健康づくり講演会を開催しております。

また、高齢者ふれあいサロン事業など地域活動の場での健康教育、町職員や関係職員を対象にゲートキーパー養成講座を開催し、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができるよう、いわば命の門番を養成しております。

相談支援といたしましては、こころの健康相談、住民相談、教育相談、高齢者総合相談など多様な窓口を設置し、相談支援を行っております。

啓発活動といたしましては、メンタルヘルスの自己確認ができるよう、ホームページにこころの体温計を掲載するとともに、相談先の情報を提供しております。

以上でございます。

○2番 加藤裕子君

ありがとうございます。

ただいまいろいろと20もの対策のセンターが充実しているというところをお聞きいたしましたけれども、健康推進課が担当部署となっておりますが、心のケアが最も必要とされる学校教育という現場においては、子どもの発達において各部署が連携を図りながら明るい社会づくりにつながると思っておりますが、いかがでしょうか。

○健康推進課長 小澤有加君

まず、自殺対策において担当部署であります健康推進課のほうからお答えをさせていただきます。

コロナ禍という未曾有の事態で社会情勢が変化して、自殺防止対策が重要になっております。さらに、小中学生の自殺者は過去最多の水準になりました。令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱の方針でも、子どもの自殺対策のさらなる推進、強化が示されているところでございます。

蟹江町といたしましても、今年度次期計画策定を予定しております。子どもへの自殺対策としては、悩んだときにどう対処したらよいのかを学ぶSOSの出し方に関する教育、学校等におけるいじめを苦しめた子どもの自殺予防、SNSなどによる誹謗（ひぼう）中傷対策、不登校児童の居場所づくりなど、自殺対策の推進を図る必要性があると認識しております。

次期計画策定におきましても、学校保健委員会での啓発など教育委員会や養護教諭との連

携強化をし、取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○教育部次長兼教育課長 館林久美君

それでは、今の回答を受けまして、学校での取り組みについてお答えさせていただきたいと思えます。

蟹江町立の小中学校の取り組みといたしましては、教員と児童生徒との定期的な教育相談、また、生活アンケートなどを実施させていただきまして、児童生徒への気づき、声かけ、そんなことができるように取り組んでおります。また、巡回によるスクールカウンセラーの相談事業において、声かけ、傾聴をさせていただきまして、児童生徒の悩みを打ち明けやすい環境の体制づくりを実施いたしております。

また、文部科学省のほうからの依頼で、こどもの人権SOSミニレター、こちらは毎年児童生徒に配付させていただきまして、身近な人、誰にも相談できない児童生徒たちの悩みをくみ取るというところをさせていただいております。こちらにつきましては、受け取った機関が、必要があると思われる関係機関につなげることでしっかりと連携をさせていただき、子どもをめぐる様々な問題の解決に当たっております。

学校といたしましては、現在子どもたちについて、気づき、声かけ、傾聴、つなぐ、見守るというところを丁寧に対応させていただき、小中学生の自殺対策防止を行っております。

以上でございます。

○2番 加藤裕子君

ただいまお話をいただいたとおりに連携を取っていらっしゃるかと存じますが、実際心のケアが本当に必要なディープな課題を持つ子どもたち、また親子、また高齢者、いろんな方々をめぐるっては、本来健康という側面だけではなく、またカウンセラーを配置することということだけではなく、蟹江町内においてディープな相談を受ける窓口の一つとして挙げるのであれば、私の見解といたしましては、町のよき隣人、民生委員・児童委員について少しお話をさせていただきたいと思えます。

他の市町におかれましては、民生委員また民生・児童委員と各子どもや高齢者など、心の貧困、お金の貧困など課題にされた方々がいろんな方々と連携を取ってお話をし、課題に向き合い、生活ができるような形へと充実させていくことが必要な課題となっている今、民生委員・児童委員においては、蟹江町内に今65人という方々がいる中で、民生委員の役割が実際の役割であります住民と関係行政機関をつなぐパイプ役だと、また見守り役だと私は認識いたしておりますけれども、その民生委員や児童委員さんの方々が本当に地域の子どもたち、また高齢者、またいろんな課題にめぐられている方々にディープにお付き合いをされているのかというところを焦点に当ててお話をさせていただきたいと思っております。

現在、民生委員さん、児童委員さんがされている蟹江町内の活動におかれましては、ほと

んどの方が、機能していないという言い方はちょっと適切ではないかもしれませんが、いろんな事態を認識しているだけであり、その先々のお困り事に対して本当に向き合い、真摯（しんし）に受け止め合い、高め合うような活動につながっているのかというところをお尋ね申し上げます。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問いただきました民生委員がちゃんと機能しているかというところのご質問でございます。

蟹江町、先ほど65名と言われましたけれども、今年の12月1日に改正が行われまして、現在67名で活動をさせていただいております。

民生委員・児童委員につきましては、地域住民である皆さんと同じ立場で相談に乗り、必要であれば福祉制度や子育て支援サービスを受けられるように関係機関へつなぐ役割を担っております。一概に全ての民生委員さんが地区の様々な出来事を全て把握しているかというところ、なかなか難しい状況ではございますけれども、それぞれの地区、民生委員におかれましては、町内会長さんにご推薦をいただいて選出をさせていただいておりますので、そのあたりは地域に入らせていただいて様々な支援をしているというところで認識をしております。

以上でございます。

○2番 加藤裕子君

ありがとうございます。

ただいまご回答いただきましたように、民生委員また民生・児童委員の方々がご尽力をいただきまして町をよくする活動をされているということは、私も認識いたしております。その中でもっと深掘りして、もっともっと周りの方々の悩みに寄り添い合い、高め合う活動が必要不可欠なのではないかというふうに認識いたしております。その中で、町のほうといたしましても、民生委員の方々をさらに活動の範囲を広げていくような形、また、各地域のボランティア団体などと連携を図れるような、情報提供をし合えるような形の連携を取っていくことが必要かと思われませんが、その点どのようにお考えでしょうか。

○住民課長 戸谷政司君

民生委員・児童委員の活動につきましては、まだまだ全ての住民の方々に周知ができていないかというところ、なかなか難しいところがございます。こちらの活動につきましては、地域住民の皆様には役割を知ってもらうことが大変重要であると思っておりますので、引き続き機会を捉えて継続的にPRしていくことや、活動を通して認知度を高める取り組みが必要であると考えております。

また、民生委員の方々は民生委員協議会という組織に属されておまして、定例会、月に1回定例会を実施させていただいておりますが、その中で委員活動に関する情報交換や福祉事務所や関係行政機関と連絡調整、情報伝達をしながら行っておるという状況でございます。

以上でございます。

○2番 加藤裕子君

ありがとうございます。

今後蟹江町内のたくさんの施設、たくさんの活動される方々がよりよい、より深い連携を取り合い、自殺対策に対してディープに付き合っていただけるとありがたいなというふうに思っております。

また、現在、蟹江町におきましてはコミュニティソーシャルワーカー、CSWというのがこのたび1人置かれているかと、社会福祉協議会の中に1人置かれているかと思いますが、現在の相談件数に対して1人では対応できないのが現実ではないかと思われませんが、その点においてどのようにお考えでしょうか。

○住民課長 戸谷政司君

ご質問いただきましたCSWの関係でございます。こちらにつきましては、今年度から新たに事業を始めさせていただいたというところでございます。

こちらの事業につきましては、社会福祉協議会のほうに業務委託をしてやっておるところでございます。CSWといたしまして1名を雇用させていただいておりますが、チームとして5人体制で1チームというところで様々な相談を受けておるところでございます。

すみません、今の相談件数とかについては、今手持ちの資料ございませんのでありませんけれども、まだ始まったばかりではございますけれども、もう数十件の相談をいただいております、それぞれの課題に支援をさせていただいておりますという状況でございます。

以上でございます。

○2番 加藤裕子君

ありがとうございます。

私の認識のほうでは、現在CSW1人試験的に導入されたというところで、1カ月に25名から30名ほどの件数の相談があるようでございます。その中で、やはり適切な処置といえますか、適切に適時皆さんの相談事に耳を傾け、よりよい社会をつくっていくことこそが、私たちが望む、皆さんが明るく笑顔で過ごしやすいまちづくりだというふうに認識いたしております。

また、蟹江町におきましては、子育てにおいて子育てしやすいまちづくりというところで掲げておられると思いますので、そういったところも併せて考えますと、自殺対策に対してはもっともっとよりいろいろな面で皆さんが勉強し合い、お互いにいろんな意見を出し合う中で、子どもも含め、また親子共に、皆さんが生活しやすい環境を整えていくことが重要かと思われまます。

そんなことを願いながら、今回の質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で、加藤裕子さんの質問を終わります。

ここで、住民課長の退席と政策推進課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午後3時58分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時59分)

○議長 水野智見君

質問9番 富田さとみさんの「コロナ禍を振り返って!!」を許可します。

富田さとみさん、質問席へお着きください。

○10番 富田さとみ君

議長に許可をいただき、「コロナ禍を振り返って!!」を通告書に従い質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日最後の質問者として今日になるのか明日になるのかということで、昨日からずっと緊張しておりました。その緊張の中で今迎えておりますので不手際もあるかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

では、まず、質問の前に、私、富田さとみ、それから私たちの住んでいるところ、ニューシティ蟹江についてご紹介をさせていただきたいと思っております。

私、富田さとみは、過去15年ほどニューシティ蟹江町内会で会長を務めてまいりました。会長をやっていたときと違い、議場に來させていただいて大変緊張もしておりますが、町議会へ参加させていただいたこと感謝申し上げて、改めて身の引き締まる思いをしております。

ライオンズマンションニューシティ蟹江は、店舗を含む574世帯、5つの棟に分かれ、約1,300人の住民が暮らしております。私たちの住むマンションが建設されてから34年、当初は小学生が400人ほどおりました、超えるほどでございました。時を重ね、私たちの今子どもたちは、その10分の1ほどに数を減らしております。それに伴い高齢化は進み、また、独居の家庭も増えております。

マンションの周辺も大きく様変わりいたしまして、田んぼが多かったり工場も多かったり、その中でそれがだんだん住宅や新しいマンションに移り変わっていきました。

私たちのマンションの立地は、2つの蟹江駅から真ん中のところに位置しております。インターも近いということもあり、スーパーなどお店も多く、大変利便性のよい住みよいまちだと毎日暮らしております。

管理会社の体制もしっかりしております。2つの組織がマンションにはございます。管理組合と町内会との連携で、マンション住民にとって大きな安心材料につながっていると思

ます。年間行事も多く、コミュニティの強化を図るため、住民同士の協同のため、いろんな行事が行われております。その中でも町長たちも来ていただきましたが、納涼夏祭り、防災フェスティバル、そういった形で皆さんの行事をコミュニティとして行ってまいりました。

また、お迎えパトロールを中心に、安心安全を第一に活動、運営してまいりました。

納涼夏祭りは、近隣の方含めて1,500人ほどの参加がございます。大変盛大なイベントでございまして、皆さんが大変喜んでいただいております。また、防災フェスティバルには、毎年消防署の協力を得まして、一番館の屋上から救出訓練を行います。35メートルのはしご車を出動していただき、毎年の風物詩となっております。

また、防災倉庫を含め防災備品、防災資機材を毎年整備、かなり充実した防災会となっております。また、新役員にはヘルメットを毎年配り、新1年生には防災ずきんを配る、そういった中で防災会は成長してまいりました。皆さん、ヘルメットもほとんどの方、半分以上の方が持っていていただいているような状況になっています。

町長始め町職員の皆様にはご協力をいただきまして、お祭りや防災イベントに協力していただきまして、本当に盛大に無事終わることができました。また、防災会が充実しましたことも、この場を借りて皆様にお礼申し上げます。ありがとうございます。これからもよろしくお願いします。

私が特に力を入れてきましたのは、住民の防災・減災、災害に備える力を重要視していただけるよう、意識向上につながるよう企画、実行してまいりました。コロナ前までは、順当に進んでまいりました。でも、2020年初め頃からまん延し始めた新型コロナウイルスのため、人が集まることもできなくなり、町内会でも引き継ぎも十分できなくなりました。イベントはもとより行事、ありとあらゆるものが中止せざるを得ない状況になりました。町内会長をして、初めてが一番困難な時期を迎えることになったんです。

消毒やマスクの品薄のときにもいち早くそろえ、会議室には空気清浄機、そういったものを設置いたしました。住民の安全を守るため奔走の1年目。ところが、2年目になりますと少し落ち着きを見せたということで、コロナ禍2年目からは規模を縮小、形を変える、形態を変える、そういった形でマルシェなどを中心に行事開催を実行してまいりました。反対意見もある中、安全を第一に開催の決断を下し、住民の皆様の協力の下、無事実行できました。これも皆様のご協力のおかげだと思っております。

前置きが長くなりましたが、これより本題の質問に入らせていただきます。

コロナもインフルエンザ同等扱いになりました。落ち着きを見せ始めておりますけれども、前置きでも話しましたが、コロナ禍のときの自分自身、私自身の経験、体験から、情報発信、伝達など中心に疑問を感じる点もあったため、今回の初めての質問に選ばせていただきました。では、よろしく願いいたします。少し落ち着きましたので、よろしく願いいたします。

では、新型コロナが5類に分類され、イベントや会議、行事などの再開で平時に戻ったようですけれども、ウイルスが消えたわけではなく、インフルエンザのように特效薬のない今、不安も当然まだ残っております。2020年から始まった感染拡大は、日常を一変させ、人々から笑顔を奪いました。まだ対岸の火事として捉えていた頃の遅延は仕方ないと思っています。しかし、コロナ禍を経験した現在、今後起こり得る疫病、第二、第三のウイルス、災害、有事に備えるべきと考えております。

ここで、お尋ねいたします。

住民への情報発信と伝達はどのように考えられ、また、十分に伝え切れていたのでしょうか、その点聞かせてください。よろしくお願ひいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

コロナ禍におけます情報発信と伝達について、感染対策本部事務局であります健康推進課からお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染対策に関する情報につきましては、令和2年2月に対策本部を立ち上げ、5類移行までに計40回対策本部会議を重ね、町民の皆様のかげがえのない命を守るため、啓発活動やワクチン接種など感染防止対策に取り組んでまいりました。

新型コロナウイルス感染症の啓発活動につきましても、第8波まで続いた感染拡大の波やオミクロン株など変異株の発生、緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置、厳重警戒への移行など、度重なる状況の変化に応じて対策本部会議を開催し、国や県、保健所と連携して、正確な情報を町民や事業所の皆様に発信してまいりました。国・県・蟹江町が発信する正確な情報に基づく行動を町民の皆様にはご協力いただけたと認識しております。

また、感染者に関する情報につきましては、コロナ禍における情報発信にあたっては国の示す新型コロナウイルス感染症における情報の公表に係る基本方針に従い、適切に実施してまいりました。基本方針では、個人の人権を尊重しつつ感染対策を行うという理念に沿って公表がなされることを念頭とすると記されていることから、当町といたしましては、公表するのはまん延防止に資する情報に限った上で、かつ個人情報保護に留意して情報の発信を行ってきたところでございます。

また、発信する内容につきましては、感染対策本部会議においてその都度十分議論してまいりました。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございます。

何度も検討を重ねられてきたことを伺いまして、大変な時期、皆様におかれましても厳しい決断をされていたんだなということは思っております。ありがとうございます。

また、そうした努力の結果も、また皆様にお知らせいただければありがたいかなと思いま

す。よろしくお願ひいたします。

では、次に参りたいと思います。

次ですけれども、町内会長の私にも、コロナやそれに関連した質問や不安な声が多く寄せられました。役場にお尋ねしたこともしばしばありましたが、マスコミ以上の回答は得られずでした。役場でも把握し切れていない、先ほどもおっしゃっていましたが、把握し切れていないことも多かつたでしょうし、伝えきれない部分もあったと思います。

広報車での注意喚起の呼びかけは、随分たつてからだと覚えています。蟹江町独自のメッセージなどあれば、住民の予防意識も高まったのではないかと思います。同報無線でのインフォメーションも非常時として可能だったのではないかということで、併せて伺いたいと思います。

○健康推進課長 小澤有加君

情報発信、伝達方法について、感染対策本部事務局であります健康推進課からお答えいたします。

感染防止対策として不要不急の外出の自粛や3密を避ける、手洗い、うがいなど感染防止対策の徹底を広く町民の皆様に周知するため、広報誌による情報提供や啓発用マグネットシートを使った公用車で啓発、JR蟹江駅や希望の丘のデジタルサイネージを活用した啓発、スピーカーのある広報車で町内一円を巡回し啓発に取り組むとともに、緊急事態宣言等発令中においては、週末の外出自粛を促すため同報無線を使用して啓発を実施いたしました。

また、町民の皆様に向けて町長からメッセージをホームページや公式ユーチューブで発信させていただきました。

刻一刻と感染状況やウイルスが変異していく中で、一定の時間を必要とする紙媒体での情報提供は迅速性と正確性に欠けると判断の下、新型コロナウイルス感染症対策における情報発信の充実につきましては、正確かつ分かりやすい情報発信を行うため、当町におきましても平時とは違い町民の皆様がコロナ関連の情報を探しやすくするため、新型コロナウイルス感染症対策サブサイトを開設し対応いたしました。

さらに、議員の皆様にも駅前での啓発にご協力いただき、本当にありがとうございました。

これからも国や県と連携し、非常時に町民の皆様を守ることが最優先し、正しい情報を正確に町民の皆様へ届けてまいります。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

期間を設けてのインフォメーションということで、落ち着きを見せた後でもやはり同じようにインフォメーションしていただければ、また予防意識が高まったかなというふうに考えております。

また、先ほど言われましたが、ホームページ、それからクローバーTV、今日来ていただ

いておりますけれども、クローバーTVとかも見られない状況にある方もあります。そういった中で、読みやすい文書の回覧など、掲示など、定期不定期に届ける必要もあったのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○総務課長 藤下真人君

初めに、嘱託員の担当を総務課が担っております。長年の嘱託員活動のご尽力に対して厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは、先ほど、回覧など、定期不定期に届ける必要もあったのではという点についてご答弁させていただきます。

当時は回覧物を介してウイルスを運ぶおそれがあったため、回覧物の配付準備をされる嘱託員や嘱託補助員等の皆さん、また、回覧物を手にし、その後次のお宅へ回覧する住民の方々への感染拡大やその不安を払しょくするために、不要不急な回覧物の発行を控えるよう各所属長宛に通知をしてまいりました。併せまして、本来回覧で情報提供していた情報については、可能な限り広報かこえ、まちからに記事を記載する等の検討を各課へ依頼してまいりました。

回覧物等は、安否確認やホームページ等を見ることができない方への貴重な情報伝達手段と捉えていますので、引き続き情報弱者の方への配慮に心がけ、事務に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございます。

確かに多くの文書を届けること、それから回覧物が媒体になるということも伺っております。しかし、町内会長というのは、やはりパイプ役で重要な役割を持っていると思います。そちらのほうに連絡していただいて、速やかに住民のほうに伝えるという手もあったなというふうに思いますので、その辺も今後の対策として考えていただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

また、非常時には、特に円滑にしたいため、そういったことを活用したらどうかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

それと、併せまして、町長の声を求める意見も多く聞きました。町長の言葉は、町民には先が見えないときには一筋の光明になるはずです。この先あるかもしれない非常時には、ぜひ町長の時の声をいろんな形で、回覧もそうですし、いろんな形でお届けいただければというふうに考えております。お願いいたします。

では、次に、相次いだ嘱託員会議中止についてお尋ねいたします。

多くのイベントや情報の共有の場となる嘱託員会議をはじめ、多くの会議が中止による弊害は少なくなかったと思います。また、初めて職を受けられた方にとっては、不安もあった

と思います。コロナが感染し始めた頃は無理だといたしましても、会場を替える対応やリモート会議など検討されたことはあったのでしょうか。

また、どのように各嘱託員、町内会長、区長さんのほうへ対応されたのでしょうか。お答えください。

○健康推進課長 小澤有加君

まず初めに、感染対策本部の事務局であります健康推進課からイベント、会議の中止についてお答えさせていただきます。

多くのイベントや会議など中止や運営方法が大きく変更となり、関係者の方々はじめ、対策本部会議で決定された方針に基づき、運営担当としても悩みながら検討を重ねた状況でございました。

今後も情報の特性を踏まえた伝達方法をより検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○総務課長 藤下真人君

それでは、会場を替える対応やリモート会議などご検討されたことはあったのでしょうかというご質問にご答弁させていただきます。

まず、会場の変更については、十分なスペースを確保するため体育館のフロアを検討したこともありましたが、実施するには至りませんでした。

また、蟹江町がリモート会議を主催する場合は、通信機器をお持ちの方でもその通信費の負担について、また、通信機器をお持ちでない方に対しては貸出用機器の調達を含めた検討が必要となるため、リモート会議を実施するに至りませんでした。

そして、各嘱託員の皆様への対応についてはどうでしょうかというご質問にお答えさせていただきます。

各嘱託員の皆様の対応については、文書でご連絡をさせていただいております。会議が開催できない場合につきましては、書面会議で実施をさせていただいております。

以上です。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

リモートで行うことの難しさ、また、条件もある、そういった面でとても理解ができました。ただ、機材不足もあったかというふうに向っておりますので、やはり時期的に難しかったのかなというふうには理解できます。

ただ、環境を今後整えていただければ、そういったことも可能な連絡方法というか、そういった形でやっていただければというふうに思っております。

情報の共有、意思疎通が困難な状況時には、より丁寧な対応が必要と考えます。情報伝達などに重要な役割の嘱託員の方々です。非常時には、特に今回のように直接会う機会が少な

いときのような非常時、有事には、正確な情報をより早く伝え、会長は住民へ伝える、誤情報の流布を抑えるためにも必要だと思っております。そこら辺もよろしく願いいたします。

では、最後の質問に入らせていただきます。

最後の質問は、コロナ禍においてのイベントの在り方についてお尋ねいたします。

一大イベントの町民まつりについてが中心でございますが、コロナ1年目は状況的に開催は無理だったと思います。2年目の中止については、やはり難しいと判断された結果だと思っておりますが、代替案、感染予防を施した上での規模縮小なども含めご検討いただけたのかお聞かせください。よろしく願いします。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

かにえ町民まつり実行委員会の事務局を兼ねております、ふるさと振興課よりご回答申し上げます。

先ほど健康推進課長よりご答弁申し上げましたとおり、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の流行主体というものが感染力の強い変異株に置き換わり、第1に罹患しないことが重要となっております。対策本部で示された方針ですとか、かにえ町民まつり検討委員会での委員からのご発言などを参考に、かにえ町民まつり実行委員会として判断をさせていただいたところでございます。

また、当時は愛知県下におきましても新型コロナウイルス感染症の収束の兆しというものが見えない中で、町内外からの多くの方が密集し飲食を伴うことで、新たに町内において感染を広げるおそれですとか、クラスターの発生というものが懸念されることから、来場者はもとより、ご家族ですとか町民の皆様の健康と安全を最優先に考え、中止と判断したところでございます。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

やはり確かに例年どおりの開催は、私自身も体験いたしましたが、難しい決断だと理解いたします。

その上で、もう一つお伺いいたします。

ニューシティでは、令和2年度以外はまちづくり推進事業の交付金を利用いたしましてイベントを開催しております。コロナ禍のときにおいて、ほかの地域ではいかがだったのか、それもお聞かせいただければと思います。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

令和3年度のまちづくり推進事業交付金の活用状況についてお答えをさせていただきたいと思っております。

当町では、自発的なコミュニティ活動を実施します小学校区、町内会などに対しましてま

ちづくり推進事業交付金を交付をしております。令和3年度は、新屋敷町内会及びニューシティ蟹江町内会の2つの町内会において、この交付金を活用して事業を実施をしていただきました。新屋敷町内会におかれましては、花の苗の植え替え事業を、ニューシティ蟹江町内会におかれましてはニューシティ秋のマルシェと題しまして、徹底した感染予防対策の下、地域の住民が交流する機会というものを創出をしていただいたところでございます。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

先ほども伺いましたでしたが、やはり難しい決断だったということは分かります。先ほどのほかの地域でなかなか行事もやれなかったというのは、私たちニューシティの人間としては決断がどうだったのかと思いますが、皆さんが喜んでいただけて、本当に皆さんが集まって子どもたちも笑顔だったというのは、とてもうれしい内容でございました。

ただ、ニューシティも規模を縮小しながら、行事も全て形を変えながら進めてまいりました。マルシェが開催できたことも、住民の皆様の理解とご協力があった結果でございます。また、幸運だったのもあったのかなと思いますが、実施したことによりコミュニティの継続と強化につながったんだなというふうには考えております。

この後ですけれども、私たちがなかなかできないから中止ではなく、できることを模索することもこれからは必要なのではないかというふうに考えております。あの頃は長いコロナ禍にあって、多くの規制の中、疲弊した子どもたちも含め、人々は楽しいことも小さな娯楽でも求めていました。確かに先ほど伺いますと、いろんな規制がございましたし、土日も出ていかれない、そういった状況の中でした。ですから、余計にそういったときの娯楽も必要かなというふうに考えております。

長いコロナ禍でしたけれども、そんなときだからこそ、発想や方法を変えて非接触型のイベントや応募型の参加方法なども考えてもよかったのかなというふうに考えております。例えば蟹江の文化、歴史のクイズ、蟹江の町なかの風景や美しい風景の写生を応募するなど、人に会えないときだからこそ、そういった機会に自分たちの住んでいるまちをより深く、歴史文化などよさを知ること、従来のお祭りとは違う気づきもあったのかなというふうに思っております。これは、やはりお祭りとかそういったイベントを体験してきた私の感想でございます。子どもたちが我が町を楽しく学び、ふるさととしての蟹江町を再認識する中で、地元愛も育まれていくことでしょう。

コミュニティを守るため、住民の笑顔のためにも考えるきっかけになればと思い、今回の質問に加えさせていただきました。コロナに翻弄（ほんろう）された3年でございましたが、振り返る作業は今後も必要ですし、もしものときにつなげるためにも重要な作業だと思っております。安心安全な暮らしのためにも足りなかった点は補い、よかった点は伸ばしていける、

そんな蟹江町を目指していければと私も思っております。

私自身、より勉強して、精進してまいります。貴重なお時間をいただきまして、今日は最後の質問でございますが、本当にありがとうございました。ちょっとあがっちゃいましたけれども、失礼いたしました。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で、富田さとみさんの質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午後4時29分)